

# 1. 着実な景気回復と県民生活の安定を図る

\* わが国ではデフレからの脱却に向け、7年8か月にわたり安倍内閣がアベノミクスを掲げ経済再生に取り組んできた結果、人口が減り続ける中でも新たに雇用を400万人増やし、下落し続けていた地方の公示地価が27年ぶりに上昇に転じるなど、バブル崩壊後最高の経済状態を実現することができた。令和2年9月に発足した菅内閣では、新たに発生した感染症の脅威に立ち向かうとともに、引き続き経済対策に取り組み、持続的な成長路線に結びつけてきた。令和3年10月に発足した岸田内閣では、「新しい資本主義」を掲げ、成長と分配の好循環、賃金と物価の好循環の実現に向け取り組み、デフレ型経済からの脱却と成長型経済への移行に道筋をつけた。令和6年10月に発足した石破内閣では、「ルール、日本、国民、地方、若者・女性の機会」を守る「五本の柱」を掲げ、物価上昇を上回る賃上げや地方創生2.0の推進などにより、賃上げを起点とした成長型経済の実現に向けて取り組んだ。令和7年10月に発足した高市内閣では、今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済を作るとともに、日本列島を強く豊かにしていく決意をもって、国家国民のため果敢に働いていくことを言明した。

こうした中で、本県としては、地域経済の活性化と働く場の確保に向け、中長期的な視点で、最先端科学技術から中小企業、地場産業に至る、厚みのあるものづくり産業の集積など、本県の強みと特色を最大限に生かし、新たな需要や雇用機会を創出することにより、生産・雇用・消費の好循環をめざす。

## (1) 中小企業金融対策の拡充強化

個人や企業が旺盛な経済活動に挑戦できるよう、活力ある中小企業を育成しつつ、セーフティネットの充実を図り、中小企業の資金調達の円滑化を推進する。

- ① 担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る。
- ② 事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業に対し、政府系金融機関における一時的な業況悪化、取引先の倒産、取引先金融機関の破綻に対応するセーフティネット対応貸付制度及び信用保証協会におけるセーフティネット保証制度の活用を促進するとともに、県パワーアップ融資の拡充を図るほか、中小企業再

生支援体制を強化する。

- ③ 経営環境の変化に中小企業が対応できるよう、適切なアドバイスを行う相談機能を強化する。
- ④ 現在実施中の設備資金や運転資金の融資制度の充実を図るほか、返済負担軽減のため、返済猶予等への弾力的な対応について働きかけを行う。

## (2) 公共事業等の施行の推進及び効率的執行

- ① 社会資本整備の計画的な事業執行に必要な財源確保を図る。
- ② 高齢化・情報化等に対応した新社会資本の整備を進める。
- ③ 民間の資金・技術・運営ノウハウを活用した社会資本の整備方式（PFI方式）の導入促進を図る。
- ④ 県民生活に密接に関連した公共事業への重点化を図る。
- ⑤ 公共事業の配分に当たっては、県内各地域の経済情勢、社会資本の整備状況等を勘案する。
- ⑥ 適正な利潤の確保が可能となる入札契約制度を確立する。
  - (イ) 市場調査により実勢価格を反映するなど、予定価格の適正化を図る。
  - (ロ) 最低制限価格制度や低入札価格調査制度の見直し等によるダンピング対策を図る。
  - (ハ) 市町村が歩切りをしないよう要請する。
  - (ニ) 格付けや一般競争入札における地域要件を適切に設定し、地元建設業者の受注機会の確保に配慮する。
  - (ホ) 計画的な発注、適切な工期の設定・適切な設計変更を行う。
- ⑦ 公共事業の品質確保に配慮した入札を推進する。
  - (イ) 総合評価など価格以外の要素を考慮した発注方式での執行を図るとともに、市町村にも積極的に活用するよう、働きかけを行う。
  - (ロ) 入札時に技術者や有資格者の要件を重視する。
- ⑧ 公正な入札契約制度を確立するとともに、事業執行のチェック機能の強化等、公正な県政を推進する。
  - (イ) 地域の担い手である地元建設業者の確保・育成の観点から、建設工事の入札制度の運用にあたっては、必要に応じて適宜検証を行い、適切な運用を図る。
  - (ロ) 建設業に従事する将来の担い手を確保・育成するため、労働関係諸法令の遵守を含め県発注工事に従事する労働者の処遇向上を図る。
- ⑨ 建設業許可に関する相談業務や建設業経営事項審査の外部委託、同事項審査の当日提示書類の見直しについて検討する。
- ⑩ 地元建設コンサルタントへの受注拡大及び業務の平準化を図る。
- ⑪ 路面再生工事における区画線・路面標示については、国土交通大臣認定「路面

- 「標示施工技能士資格」取得者を有し、専門的な知識や技術・技能を持っている県内業者への分離発注を検討する。
- ⑫ 造園工事を伴う公園整備等の公共事業については、造園業の発展に配慮した分離発注を検討する。
- ⑬ 品確法において調査・設計等の建設コンサルタント業務の品質確保が受発注者の責務として規定されていることから、今後、入札契約における必要な資格者の要件等を検討する。
- ⑭ 公共施設整備において、左官（塗り壁）などの専門技能の活用機会を設け、技能の維持や継承を図る。また、建築物には、自然素材である漆喰や珪藻土を用いるなど自然塗り壁の普及を図る。
- ⑮ 橋梁塗り替え工事での現行の出来形管理基準は、複雑かつ合理的ではない部分が散見されることから、国や他県の状況等を踏まえながら、安全で効率のよい塗膜測定など、的確な出来形管理となるよう検討する。
- ⑯ 地元企業の発展の観点から、コンクリート二次製品等の県内で製造・販売されている製品や石材等の県産材を優先的に使用する。
- ⑰ 地域建設産業における働き方改革を支援するため、ＩＣＴの推進などによる生産性の向上を図る。

### **(3) 地方独自の事業の着実な展開**

地域の実態に即し、住民に身近な社会資本の整備を図るために、自治体の創意と工夫により、地域の特色を生かした主体的な個性豊かなふるさとづくりなど、地方事業の着実かつ効率的な推進を図る。

### **(4) 公共用地の取得の推進**

- ① 公共事業の円滑な実施を図るため、外部委託の活用等により公共用地の取得を推進する。
- ② 公共基準点や官民境界については、公共施設等を整備していく中で見直しを行う。なお、県土木部の1級水準点網について、測量業界団体の協力を得て維持管理を行っていく。
- ③ 相続登記の放棄や人間関係の希薄化などで筆界関係登記が困難となっているが、土地建物実地調査要領の改正が行われたことから、筆界確認情報を得ることが困難な場合においても、円滑な不動産取引を推進する。
- ④ 共有地の取得については、市町村の認可を得て法人化した地元自治会等（認可地縁団体）へ共有地の権利譲り受けが可能となる登記の特例制度のほか、表題部所有者不明土地や長期相続登記等未了土地の登記名義人等を特定するための探索制度などを活用していく。

## (5) 住宅建設の促進

- ① マイホームを取得しやすくするため、都市計画の線引きの見直しと手続きの緩和・迅速化を図る。
- ② 県民が安心して住まいづくりに取り組める環境整備を図るため、パリアフリー・省エネルギー・リフォーム等の住宅関連情報の提供を推進する。

## (6) 中小企業対策

中小企業は本県の産業経済を支えており、これらに十分対応したキメ細かい施策を推進する必要がある。

- ① 中小企業の連携による事業活動や創業への取り組みを支援するとともに、資金供給など、支援制度の充実を図る。また、支援制度の活用を促進するため、情報提供の充実を図る。
- ② 大手企業との交流や産学連携による技術開発を促進し、今後成長が期待できる環境・新エネルギー・健康・医療機器等の産業分野への県内中小企業の参入を積極的に支援する。
- ③ 将来にわたり県内企業が成長・発展を遂げるよう、中小企業の自立化を促進するなど、経営革新の支援を促進する。
- ④ 中小企業の経営力を強化するため、中小企業の受注機会確保対策の拡充等を図る。
  - (イ) 中小企業の持つ技術、サービスの積極的な情報発信とPRへの支援を行う。
  - (ロ) 受発注を促進するため商談会等の機会を拡大する。
  - (ハ) 倒産防止のため、総合的対策を講じる。
  - (ニ) 原材料の安定確保、原材料価格の変動による便乗値上げ、買い占め、売り惜しみ等の監視強化を図る。
  - (ホ) 官公需適格組合制度の周知・活用を図る。
- ⑤ 厳しい経営環境に対応するため、企業の合理化・省力化・効率化を一層促進する。
- ⑥ 中小小売店等を支援するため、街づくりと一体となった中心商店街の活性化や、賑わいのある商店街づくりを促進する。
- ⑦ 経営環境の悪化しつつある中小企業の再生を支援する。
- ⑧ ものづくり産業における中小企業の競争力を高めるため、産業技術イノベーションセンターの支援機能の強化を図る。
- ⑨ 国や独立行政法人等の機関へ地元業者活用の働きかけを行うなど、地元中小業者の受注拡大と優先活用を図る。
- ⑩ 消費税率引上げの際の転嫁拒否等を防ぎ、中小企業の円滑かつ適正な消費税の

転嫁を確保するため、国と連携して事業者に対する相談体制を構築する。

- ⑪ 消費税について、中小企業の免税点・簡易課税の拡大を国に要望する。
- ⑫ 生産コスト上昇分の適正な価格転嫁に向けた機運醸成に積極的に取り組むとともに、価格転嫁が進まない事業者や業種に対する支援を行う。
- 【新規】 ⑬ 高度化・多様化する事業者の支援ニーズに的確に対応するため、産業支援機関の連携を強化し、効果的な支援体制を構築する。

## (7) 経済の持続的成長に向けた新産業の創出・育成

- ① 茨城の持つ最先端科学技術の強みと特色を生かし、中長期的な視点から、起業支援、新産業の創出やベンチャー・新事業展開への支援、産業人材の確保・育成などへの投資を促し、新たな需要と雇用を生み出す。
- ② 産業技術総合研究所をはじめとするつくば地域の先端技術研究施設との連携強化を図りながら、創業や新事業展開の促進を図る。
- ③ 全国で初めて開催した都道府県対抗 e スポーツ選手権の経験やネットワーク等を最大限に活用し、県内企業の市場参入促進や人材育成、遊休施設等を活用したイベント開催による地域活性化など、e スポーツの振興に取り組む。

## 2. 行財政改革と地方分権を推進し、県民サービスの向上を図る

地方自治にふさわしい自立性を維持して、新しい地域社会づくりを進め、県民生活を質・量ともに向上させるためには、地域住民の連帯感を深め、時代の要請に応じ簡素にして効率的な行政体制の確立を図る必要がある。行財政改革と重要施策遂行を両立させるためには、スクランブル・アンド・ビルトを積極的に推進すべきである。

### (1) 行財政改革の推進と民間活力の導入

厳しい財政状況の下にあっても、県土発展の基盤づくりや福祉の充実等、活力ある豊かな地域社会づくりを進めていかなければならない。そのためには、経費支出の効率化に徹しながら、財源の重点配分に努め、併せて民間委託の推進等、財政の健全化を図る。

- ① 簡素で効果的・効率的な行財政運営を確立するため、県総合計画に基づき計画的な行財政改革を推進するとともに、市町村の行財政改革を支援する。
- ② 本庁及び出先機関の組織・機構を行政目的と事務事業の消長に対応し、整備・統廃合するとともに、付属機関はその設置目的、及び状況変化をみて改廃を進めるとともに、一層の行政改革を推進する。
- ③ 企業会計の健全化を推進する。

上・工・下水道、病院事業などの企業会計事業の健全な経営は、県政上大きな課題である。企業会計による事業は、独立採算を確保することが経営上の原則であり、合理化・効率化を図り、健全経営に努力すべきである。

- (イ) 欠損金の生ずる原因を調査し、具体的対策を立て、可能なものから即時実施する。
  - (ロ) 経営の合理化・効率化・民間委託・起債の繰上償還などを進め、経費の節減に努める。
  - (ハ) サービス向上を常に心掛け、料金など適正な収入の確保を図る。
  - (ニ) 福祉施設などを含め、企業的経営の求められる施設について、業務の見直しを行う。
- ④ 行政の軽量化・効率化のため、業務の民間委託等を推進する。
    - (イ) 専門的業務や単純業務の民間委託等を進めるとともに、公の施設の管理について、指定管理者制度の活用拡大を図る。
    - (ロ) 民間資金を活用した社会资本整備(PFI)等、多様な社会资本整備方策につ

いて検討する。

- (イ) 民営に適した事業は民営化、または廃止する。
- (ロ) 官公庁施設維持管理業務などについて、長期継続契約の適用・拡大を図る。
- ⑥ 公共施設の計画的な長寿命化対策や、施設の維持管理コストの最適化、及び施設の有効利活用による税外収入の確保を全庁的に推進するため、ファシリティマネジメントの導入を進める。
- ⑦ ネーミングライツについて、県有施設や施設以外のイベント等も含め、広く事業者から企画提案を公募する方法など、より効果的な手法等により、導入を進める。
- ⑧ 住民参加型市場公募地方債の発行再開に努める。
- ⑨ 働き方改革の徹底に向け、R P A（ロボットによる業務の自動化）による県庁の定型業務の自動化を進める。

## (2) 地方分権と合併市町村への支援の推進

分権型社会の実現を図り、自己決定と自己責任の原則に基づき、県民がゆとりと豊かさを実感できる個性豊かで活力に満ちた地域社会を創出するため、住民に身近な行政はできる限り身近な自治体が行うことを中心として、簡素で効率的な行財政システムを構築する。

また、地方分権や少子高齢化の進展等により、市町村の役割はますます増大する。これに対応するためには、早急に市町村の財政基盤の強化や行政体制の整備を図っていく必要があり、引き続き合併市町村に対する支援を行うとともに、合併による市町村再編を受けて、県と市町村の役割分担を踏まえた新たな関係を構築していく必要がある。

- ① 県央地域9市町村合併による北関東初の政令指定都市の実現を図る。
- ② 旧合併特例法下での合併市町村に対して、引き続き行財政運営の円滑化と活力ある地域づくりを積極的に支援する。
- ③ 連携中枢都市圏制度や定住自立圏制度、また条件不利地域における県の補完という方策を踏まながら、市町村間の広域連携を推進する。
- ④ 市町村への権限移譲等を推進する。
  - (イ) 合併後の市町村の規模・能力に応じたさらなる権限移譲等を推進する。
  - (ロ) 市町村の規模等により、単独で移譲を受けることが困難である場合は、周辺市町村間での広域連携などの仕組みの活用を図る。
- ⑤ 一部事務組合の複合化・整理統合を一層推進する。
  - 環境・消防・防災等、執行体制の再編整備を推進する。

### (3) 地方行財政の確立

地方行財政の確立について、国へ強力に要望する。

- ① 地方の自由度の拡大や財政基盤の充実に結びつかなかった三位一体改革の結果を踏まえ、眞の地方分権の実現を目指し、引き続き地方分権改革を推進する。
  - (イ) 所得税・消費税など国から地方への基幹税目による税源移譲と税源の偏在是正を推進する。
  - (ロ) 国庫補助負担金については、地方の自由度の拡大につながるよう、義務付け、枠付けを見直し、廃止・縮減を図る。
  - (ハ) 直轄事業負担金は、極めて不合理であることから、必要な見直しを確実に進める。
  - (ニ) 地方交付税については財源調整機能及び財源保障機能を堅持するとともに、その所要総額を確保する。また、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等で対応する。
- ② 地方財政対策の推進
  - (イ) 地方債資金の良質化と融資条件の改善を図る。
  - (ロ) 国庫補助事業の地方超過負担の解消を図る。
- ③ 地域開発に係る財政上の特別措置の継続  
過疎地城市町に対する財政上の特別措置の継続を図る。
- ④ 「義務付け・枠付け」の見直しについては、積み残し項目などの見直しを早期に行うとともに、「従うべき基準」を真に必要な場合に限定し、地方の自由度の拡大を図る。
- ⑤ 今後増大する社会保障関係費の安定的な財源を確保し、社会保障全体を持続可能なものとするため、地方税財源を確保する方策を確実に実施する。
- ⑥ ふるさと納税制度は、寄附金による歳入確保と地域の特産品の送付によるPRを兼ね備えた効果的な制度であり、近年の税制改正における制度の拡充や手続きの簡素化によってより一層全国的に人気があがまっていることから、本県の魅力度アップにつながるような特産品で寄附を募る取り組みを推進する。
- ⑦ 経済の著しい悪化やそれに伴う地方税財源の大額な減少が生じる状況においては、減収補填債をはじめとする財政支援措置の活用を市町村へ促すとともに、必要な支援等を国へ働きかける。

### (4) 公的施設の整備と行政サービスの向上

- ① 県庁周辺の道路は現状でも相当混雑を来しており、周辺部道路の拡幅・新設等、交通環境の整備を推進する。
- ② 茨城県税債権管理機構に対し支援を行う。

- ③ 県・市町村職員の資質向上を図るため、自治研修所の機能強化を図る。
- ④ 公的施設の複合化と障害者にも対応したバリアフリー化を推進する。
  - 公共施設については、行政の効率化と住民の利便性の向上を図るために、複合施設化を図る。
    - 省エネルギー等地球環境問題や障害者の利用に配慮した施設設備とする。
- ⑤ 行政手続きにおける標準処理期間を遵守する。
- ⑥ 県の出先機関などにおける手続きや必要書類等が、担当機関や担当者によって異なるよう、可能な限り統一を図る。
- ⑦ 住民票の写しや戸籍の謄本等の交付申請に係る利便性の向上を図るために、市町村に対し、キャッシュレス決済の導入について助言を行う。
- ⑧ 県有未利用地については、きちんとした計画的な土地利用方針を立てて有効活用を進めるとともに、有効活用が図られていない土地については地元市町村の意向にも配慮しながら、様々な情報発信を行い、積極的に売却を推進する。
- ⑨ 駅前や商業施設、学校等の利便性の高い施設への期日前投票所の設置や投票所のバリアフリー化を市町村に対して働きかけ、誰でも投票しやすい環境の整備を推進する。

### 3. 生活環境を整備して、住みよい社会づくりを進める

社会资本は産業経済・生活・教育文化・福祉など諸活動の基盤をなすものであり、安全で快適な県民生活を支えるものである。

そこで、本県のもつ豊かな自然環境と経済文化の特性を生かしつつ、さらには時代の変革や首都圏域における特性を十分に把握し、生活環境の整備、社会的サービス施設の整備を重点的に推進する。特に、いまだに満足すべき水準に達しない公園、上水道、下水道、生活道路、街路などの社会资本の整備及び急速な開発と社会活動の多様化から競出する課題の解決に全力を挙げて取り組み、住みよい社会资本づくり及び災害に強い県土づくりを推進する。

#### (1) 道路と橋梁の整備推進

県民生活に直結する生活道路の整備は、通勤・通学、産業経済活動の円滑化を図るため、積極的に推進する。

##### ① 高規格幹線道路の整備

(イ) 首都圏中央連絡自動車道の4車線化及び東関東自動車道水戸線の整備促進を図る。

\* (ロ) 事業中のつくばみらいスマートIC、(仮称) 笠間PAスマートIC、(仮称) 千代田PAスマートIC、(仮称) 土浦スマートIC及び(仮称) 守谷SAスマートICの整備を推進する。また、既設スマートICの利用促進を図るほか、東海村で検討している東海スマートICの大型車対応や常総市で検討しているスマートIC設置などを支援する。

(ハ) 高規格幹線道路を補完する連絡（アクセス）道路の整備を推進する。

##### ② 交通円滑化のための積極的な国道整備

(イ) 直轄国道の改築の早期完成を図る。

○ 国道4号・6号・50号・51号

(ロ) 補助国道の改築の早期完成を図る。

○ 一般国道118号・123号・124号・125号・245号・293号・294号・349号・354号・355号・461号

##### ③ 地域高規格道路の整備推進

水戸外環状道路、茨城西部・宇都宮広域連絡道路、常総・宇都宮東部連絡道路、百里飛行場連絡道路、茨城北部幹線道路、千葉茨城道路の整備促進を図る。

#### ④ 県及び市町村道の整備推進

本県内の道路は北海道に次ぐ全国2位の実延長ということもあるが、令和5年3月31日現在の改良率は、県道（主要地方道・一般県道）が316路線で83.6%、市町村道は41.1%である。未改良区間の早期整備が必要である。

- (イ) 主要地方道及び一般県道整備の交付金事業を推進する。
- (ロ) 市町村道整備の交付金事業及び県単補助事業を推進する。
- (ハ) 橋梁の新設、架け換え、耐震化、橋梁・トンネルの予防保全型の維持管理による長寿命化を推進する。

\* (ニ) 筑西幹線道路、肋骨道路、都市軸道路、行方縦貫道路、常陸那珂港区から県北内陸部を結ぶ幹線道路など、主要幹線道路の整備を推進する。

\* (メ) つくばから笠間（道祖神峠トンネル化）大子を結ぶ（仮称）茨城縦貫幹線道路の整備を進める。

- (ハ) 快適な生活環境を創出するため、県内の主要道路（生活道路）の整備を推進する。

(イ) 交通不能県道の早期解消・整備を図る。

(ロ) 水戸市周辺の交通渋滞解消のため、環状道路の早期整備を図る。

- (ハ) 日立市内など慢性的な交通渋滞については、交通渋滞緩和を図るための道路整備を推進する。

○バス停周辺部を拡幅し、後続車の流れを円滑にする。

(メ) 合併市町村幹線道路緊急整備支援事業などにより、合併市町村の道路の整備を支援する。

#### ⑤ 日常生活道路の整備

(イ) 通学路などの歩道整備などを重点的に進める。

(ロ) 消防・救急車の緊急時交通確保のための道路整備を進める。

(ハ) 「事故危険箇所」等における面的かつ総合的な事故抑止対策を促進する。

(ニ) 歩行者・自転車の安全を確保するため、自転車専用道整備を含む総合対策を推進する。

(メ) 山村振興、過疎地活性化のための道路の整備を進める。

(ハ) 安全・快適なサイクリング道路の整備を進める。

(イ) 日常的に渋滞の発生している交差点の改良を進める。

(ロ) すれ違い困難な幅員狭小区間への退避所設置を推進する。

#### ⑥ バス路線の維持

(イ) 県北山間地域など、人口減少地区のバス路線の運行維持を図るために助成を行うとともに、過疎地域の旅客輸送や貨物配送の効率化を図り、地域住民の足を維持していくための貨客混載の導入についても検討する。

(ロ) 公共交通の活性化を図るため、市町村などと認識を共有しながら、多様な輸

送手段を総動員していくとともに、MaaSや自動運転など、AIやICT技術の活用による新たな輸送サービスの導入を後押しする。また、BRTの更なる拡充、幹線道路や駅周辺、バス停付近での違法駐車の取り締まり強化などの取り組みを推進する。

- (イ) バス利用者の利便性向上と安心安全な輸送サービスの提供を図るため、地域公共交通確保維持改善事業等のバス関係予算の確保を国に要望すること。特に地域間幹線系統の補助制度については、現行補助制度を堅持するとともに、十分な予算額を確保すること。
- (ロ) AIやICTを活用したコミュニティ交通の課題である収支改善については、先進的な事例を参考に、運賃以外の副収入を獲得するなど、収支改善につながるような仕組みづくりを市町村と共に検討する。
- ⑦ 道路の新設や拡幅整備に併せ、信号機など交通安全施設の整備、右折専用信号設置等の信号機改良などを推進する。
- ⑧ 道路台帳の電子化再整備を早急に進める。
- ⑨ 特殊車両通行許可の迅速化を図る。
- ⑩ 道路照明について、環境に配慮したLED照明への切り替えを推進する。
- ⑪ 道路舗装において、耐久性やライフサイクルコストに優れているコンクリート舗装の採用を検討する。
- ⑫ 道路の舗装において修繕への対応の迅速化や経費節減等の効果が期待される、AIを活用したシステムによる点検の導入を検討する。

## (2) 都市公園・緑地の整備

人と自然が共生する都市景観の形成や都市住民の健康増進の場、多様なレクリエーションの場の提供を行うとともに、災害時の避難地、救援活動の拠点としての防災機能の強化により、都市の防災性、安全性の確保を図る。

- ① 防災都市づくりを推進するため、復興活動や避難地等として重要な拠点となる都市公園の防災機能向上のための整備を進める。
- ② 国営ひたち海浜公園の整備促進を図る。
- ③ 倍楽園公園、笠間芸術の森公園、鹿島灘海浜公園等の整備推進を図るとともに、適切な管理に努める。
- (イ) 園内の回遊性や利便性が向上する施設の整備を図る。
- (ロ) 「倍楽園魅力向上アクションプラン」に基づき、魅力向上に向けた施策の推進を図る。
- (ハ) 「公園施設長寿命化計画」に基づき、適切に維持管理（施設点検及び維持補修）することにより、施設の長寿命化を図る。特に、老朽化により利用停止している港公園展望塔の大規模修繕を早期に実施し、利用休止状態の早期解消を

図る。

- ④ 市町村都市公園の整備促進を図る。  
市町村の「公園施設長寿命化計画」策定を促進する。
- ⑤ 都市に潤いを持たせる公園緑地、親水性を持たせた公園の整備を図る。
  - (イ) 北浦川緑地等の整備を進める。
  - (ロ) 河川敷や遊休地を活用し、子供の広場、大規模ゲートボール場等、スポーツレクリエーション施設を整備する。
- ⑥ 景観づくりのために建築や街路の緑化や桟の生け垣化を進める。
- ⑦ 花と緑の都市づくり等近郊緑地の保全及び風致地区の保全を進めること。

### (3) 安らぎのある豊かな都市づくり

都市を安全で安らぎのある豊かな居住の場とするため、都市機能の整備充実を図るとともに、公園・街路・下水道など都市施設を計画的・効率的に整備を進め、高齢者や障害者にも安全な居住環境・都市環境の形成を図る。

- ① 災害に強い街づくり、防災都市づくりを推進する。
- ② 土地区画整理事業、市街地再開発事業、中心市街地活性化のための事業を積極的に推進する。
- ③ 都市緑化及び都市公園等の整備を推進する。
- ④ 都市交通の混雑解消と都市機能を増進させるため、街路事業を推進する。
- ⑤ 「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、障害者や高齢者にやさしいまちづくりを推進する。
  - (イ) 障害者や高齢者を含むすべての人々が安心して暮らせるよう、スロープ・自動ドア、障害者用のトイレや駐車スペースの設置・道路の点字ブロック敷設・段差の解消を推進するとともに、公共施設や病院・デパート・駅・各種建物などの既存施設の改善・新施設のユニバーサルデザイン化を図る。
  - (ロ) 誰にでも使いやすく、わかりやすく、より快適に生活できる社会の実現を目指すため、いばらきユニバーサルデザイン推進指針に基づき策定したソフト・ハード両面のガイドラインを周知することにより、ユニバーサルデザインの考え方や実践について普及・促進を図る。
- ⑥ 鉄道駅のバリアフリー化・安全対策やバリアフリー車両の導入などハード面の施策とともに、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」の普及などソフト面の施策に取り組み、福祉のまちづくりを推進する。
- ⑦ 無電柱化を推進し、道路の景観の向上と安心で快適な通行空間の確保を図る。
- ⑧ 線引きの見直しと、各種都市計画制度の活用を図る。
- ⑨ 適正かつ合理的な土地利用を推進するとともに、土地取引届出制度の適正な運用を図る。

- ⑩ 通学・通勤者の利便を図るため、主要駅周辺に自転車置場と駐車場を整備する。
- ⑪ 人口減少や高齢化社会に対応するため、医療・福祉・商業等の都市機能や居住機能を集約し、誰もが住みやすく、安心・安全に暮らせるコンパクトシティの重要性がさらに高まるものと考えられることから、その実現を目指し、市町村への支援などについて検討を進める。
- ⑫ 地域の環境に応じた民泊の営業日数の制限など、県として独自に規制条例を制定し、適正な民泊の環境づくりを推進する。
- ⑬ 建物の側面に取り付けられた袖看板など屋外広告物の適切な管理のため、屋外広告物の設置者に対し、定期点検の実施を促進する。
- ⑭ 地域計画の区域内において農地転用を行う場合、許可申請手続きが煩雑であることに加え、許可が下りるまでに長期間要することから、事務手続きの簡素化や運用改善に向けた見直しを行う。
- ⑮ 農用地の除外等の規制について、周辺の土地利用状況やインフラ整備状況等を勘案し、地域の実情に応じた農地の利活用が図られるよう各種規制の緩和を図る。

#### (4) 住宅供給とゆとり・潤いのある居住環境の創出

- ① ゆとりと潤いのある住宅整備促進のため、消費者対策としての県民への住宅情報の提供や住宅相談会の開催を行うとともに、供給者対策としての木造住宅供給の促進事業などを行う。
  - (イ) 県民への各種の住宅情報の提供、無料住宅相談会の開催などを行う。
  - (ロ) ゆとりと潤いのある木造住宅の供給を促進するため、木造住宅総合対策事業などの拡充を図る。
  - (ハ) 中古住宅の流通拡大や空き家対策に寄与する既存建物状況調査（インスペクション）、不動産業による空き家対策推進プログラムについて、県と市町村、関係団体との連携を強化して活用促進を図る。
- ② 高齢者・障害者・子育て世帯や低額所得者など住宅の確保に特に配慮を要する者が安心・安全に生活できる、バリアフリー対応のケア付き住宅などを供給するとともに、福祉のまちづくりを推進する。
  - (イ) 耐震性・防犯性・高齢者への配慮など、良質な性能住環境を備えた公営住宅の整備を図るとともに、真に「住宅に困窮する低額所得者」に対して低廉な賃貸の住宅の公平かつ的確な供給を行う。
  - (ロ) 適切な維持管理・改善による公営住宅のストック活用を図るとともに、老朽化した公営住宅の建て替え等を行う。また、駐車場が未整備の公営住宅については、その整備を図る。
  - (ハ) 大都市地域における宅地供給の促進を支援するため、住宅市街地基盤整備事業の積極的な活用等を図る。

- (二) 高齢者や子育て世帯などの中堅所得者に配慮した良質な住宅を確保するため、地域優良賃貸住宅の適正な供給促進を図る。
- \* 例) さらなる少子高齢化時代を見据え、防犯・防災のためにも、空き家の実態把握、空き家等管理活用支援法人の指定、空き家の有効活用、更地化した際の租税負担増の猶予、取り壇への補助、土地活用の制限緩和等に取り組む市町村に対する支援を検討する。
- ③ 開発許可の迅速化を図るとともに、開発許可制度の適切な運用を図る。
- 農業者の家族のための住宅などについては、弾力的な運用が図られるよう見直しを図る。
  - 市街化調整区域内の既存店舗等の建築物に関する用途変更については、より一層の要件緩和を図る。
- ④ 住宅関連産業の育成を図るとともに、建築技術者の養成確保対策を進め地位の向上を図る。
- ⑤ 道路管理者は、道路境界線と建築基準法第42条第2項のみなし境界線との間の土地、いわゆるセットバック部分については、積極的に所有管理するよう努める。
- \* ⑥ 令和4年5月27日付けで公布された「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（宅地造成及び特定盛土等規制法）」では、指定した規制区域内における盛り土が許可制とされるなどの災害の防止を目的とする規制が盛り込まれたが、生活環境の保全を含めたより実効性のある制度の構築を国に働きかける。

## (5) 上水道の整備

安全で強制な水道を持続させることを目的とし、本県水道が目指すべき「将来の理想像」とその実現のための取組の方向性を示した「茨城県水道ビジョン」（令和4年2月）に基づいて、長期的かつ広域的視点から水道の施設整備を推進する。

- ① 水道施設の耐震化をより促進し、地震などの大規模災害に強い水道づくりを進める。
- ② 安全でおいしい水を供給するため、高度浄水処理の導入を推進する。
- ③ 水道受給者の料金格差の是正や、今後予想される人口減少に伴う水道料金の値上げ抑制を目指し、県全域の水道事業の統合、一元化を検討する。なお、広域連携の実現に向けては、市町村等における個別の課題を踏まえ、県民の理解が得られるよう、丁寧に調整を進める。
- \* ④ 有機フッ素化合物の一種であるPFOS及びPFOA（水質基準項目に引上げ（令和8年4月））について、基準値を超過した場合には、早期の対策や住民への情報提供などに速やかに対応し、安全な水の提供を図る。

## (6) 下水道などの整備促進

下水道などの生活排水対策は、生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止を図る上で極めて重要な施策であるが、本県の汚水処理人口普及率は、89.0%（令和6年度末）と全国平均の93.7%に比べて低いことから、今後も引き続き事業の促進を図る。

- ① 各市町村の下水道及び農業集落排水施設の整備を促進するため、市町村職員の技術向上を図る。
- ② 流域下水道及び鹿島臨海特定公共下水道の整備及び改築を進める。
  - (イ) 蔵ヶ浦湖北流域下水道事業をはじめ、藏ヶ浦常南、藏ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝、小貝川東部の各流域下水道及び鹿島臨海特定公共下水道の各事業費の確保と事業の推進を図る。
  - (ロ) 施設の老朽化に伴う改築や汚水量増に向けた増設に効果的に対応するため、ライフサイクルコストの低減及び事業費の平準化の観点を踏まえ策定した「ストックマネジメント」に基づき、計画的かつ効果的に施設整備を図る。
- ③ 市町村公共下水道事業を促進するため、県費補助の事業費の確保を図る。（令和6年度補助：16団体）
- ④ 全県下の効率的な下水道事業や農業集落排水事業及び浄化槽設置を推進するため、また、人口減少等の社会情勢の変化に対応するために、生活排水ベストプランに基づき、各事業の展開を図る。
- ⑤ 下水汚泥は今後も増加すると予想され、資源を有効活用し、省エネルギー化、環境への負荷削減を図るため、汚泥の資源・エネルギー化の検討を進める。また、2015年の下水道法改正に伴う、下水熱利用に関する規制緩和を受けて、下水熱利用の機会について検討を行う。
- ⑥ 地震等の災害にも強い浄化槽の普及推進事業を進める。特に、藏ヶ浦（西浦、北浦、常陸利根川）などの流域において、窒素・リンが除去できる高度処理型浄化槽の普及促進を図る。また、浄化槽法に基づく保守点検、清掃、法定検査が適切に実施されるよう一括契約方式の義務付けを検討するとともに、公共浄化槽事業による市町村管理の導入や民間活力を活用したPFI事業での公共浄化槽の整備により、浄化槽の維持管理の徹底を図る。

## (7) ごみ処理・し尿処理施設等の整備

- ① ごみ処理・し尿処理施設等の整備を図るために、一般廃棄物処理施設の整備に係る財政負担の軽減を図ろうとする市町村に対し国の循環型社会形成推進交付金制度の活用に関する助言や情報提供等の支援を行う。

## 4. 安心を支える保健・医療・福祉体制の充実を図る

わが国は、世界に例をみない早い速度で高齢化・長寿社会の到来という時代を迎える中で、近年、都市化の進行、少子化、核家族の進行と高齢者世帯の増加、女性の社会進出などの現象があり、一方、福祉施策の充実とともに個人のライフスタイルや高齢者・障害者の介護に対する考え方が大きく変化してきている。

そのため、それらの変化に的確に対応して、保健・医療・福祉サービスのネットワークづくり、生きがいを持てる社会づくりや、安心して暮らせる地域のまちづくり等々、積極的な展開を図っていく。また、出生率の向上とともに、子育てを総合的に支援していく体制づくり、青少年の健全育成、男女共同参画社会づくりや県民の消費生活の安全確保対策などの施策を推進する。

また、生涯にわたり、県民一人ひとりの健康水準の向上を図り、長寿を喜ぶことのできる社会づくりのため、疾病の予防から早期発見、早期治療、リハビリテーションまでの一貫性のある保健・医療・福祉体制を推進する。

### (1) 総合的な少子化対策の推進

健全な社会とは、高齢世代・現役世代・年少世代のバランスが保たれている人口構造であることは論を待たない。高齢化・長寿社会の進行は、逆ピラミッド型の人口構造を意味し、出生率低下の状態がこのまま続くと、わが国・本県の活力ある社会を持続することが困難になってくる。事実、わが国の合計特殊出生率は昭和60年1.76、令和6年1.15、本県は昭和60年1.85、令和6年1.16と大幅に低下をしており、また、わが国の人口は、平成17年に明治32年の統計以来、初めて出生数が死亡数を下回り、その後も平成18年を除き「自然減」が続いている。

新しい生命の誕生は、健全で活力ある社会を発展させていく根幹をなすものである。出生率の向上は社会全体の最も重要な今日的課題として、県政の中で取り組まなければならない。

- \* ① 「茨城県こども計画」に基づき、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を地域や企業と連携しながら社会全体の取り組みとして推進する。
- \* (イ) 「茨城県こども計画」の趣旨を徹底させるため、普及啓発活動を推進する。  
(ロ) 家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえる環境づくりを進める。

- 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援
  - 若者の自立の促進
  - すべての子どもと家庭への支援
  - 子どもの社会性向上や自立の促進
  - 地域の実情に応じた支援
  - 働き方改革による仕事と生活の調和の推進等
- (イ) 少子化に歯止めがかかる状況に対して、合計特殊出生率が上昇した地方自治体の取り組みを参考にしながら、「茨城県は保育・医療が充実し、仕事と家庭を両立しながら安心して子育てができる」などと若い世代に評価されるような県独自の支援体制の構築を検討する。
- (ロ) 令和5年4月に施行されたこども基本法の理念を踏まえ、子どもや子育て当事者の意見を聴取して「こども計画」に確実に反映させていくとともに、県として独自にこども基本条例を制定し、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか」社会の実現というメッセージを広く県民に伝えていく。
- (ハ) 仕事（職場）と育児が両立し得る雇用システムの確立とそれを支援する社会環境づくりを図る。
- (イ) 育児・介護休業法など育児休業制度の定着促進や、育児休業中のための生活資金貸付金の充実を図るとともに、社会全体で育児休業の育業化による男性の子育て意識の変革により一層取り組む。
- (ロ) 休業後の円滑な職場復帰のため、休業中の情報提供など企業の労務管理の改善を図るとともに、フレックスタイム制・在宅勤務制の導入等、多様な雇用システムの確立を図る。
- (ハ) 県と県内44市町村が協定を結び、病気で保育所などに通えない子どもを一時的に預かる「病児・病後児保育施設」の市町村の枠組みを超えた広域利用を促進する。
- (イ) 「越境入園」など市町村の区域を越えた広域的な見地から調整が必要なものについて協議するため、県や関係市町村から構成される協議会を設置し、待機児童のゼロ水準を維持する取組を後押しさず。
- (ロ) 仕事と家庭の両立への取り組みや子育て支援に積極的に取り組んでいる企業への支援を推進する。
- (ハ) 子どもの遊び場・野外活動施設、ボランティアなどの社会参加活動等、いわゆる子どもインフラの整備を促進する。
- (イ) 乳幼児の健全育成と子育て支援体制の充実を図るために、待機児童ゼロ水準を維持するため、地域の実情に応じた保育所などの受け皿整備を進めるとともに、必要となる保育士や看護師の人材育成強化及び離職防止対策と再就業支援について

- 関係機関等と協力し充実を図る。併せて、幼稚園における預かり保育を促進する。
- (イ) 乳幼児等の保育補助制度の拡充を図るとともに、情操の発達を助長する特色ある保育を推進する。
- (ロ) 本県の保育士及び幼稚園教諭等の確保定着に取り組む。併せて、地域格差を解消し安定的に人材を確保するため、他県で行っている補助金制度を創設し市町村と共に処遇改善に努める。また地域格差に配慮し地域の実情にあった運用を求める。
- (ハ) 保育士定数を超えた加配保育士に対する助成を行う。
- (ニ) 保育士の就労を支援するため、職位証明書「キャリアパス」を導入し、キャリアアップのための基準を明確化して、労働意欲を高めるとともに、保育士不足の解消にもつなげる。
- (メ) 食物アレルギーの対象児童が増えており、国の支弁基準による給食調理員の配置員数では確実な食の安全確保が難しくなってきている。また、食育に対する十分な指導を行えないため、栄養士・管理栄養士等給食人員の体制強化に取り組む。
- (ヘ) 子どもの安全対策として、送迎用バスの安全装置の導入を支援し、整備促進を図るとともに、安全管理マニュアルに沿った乗降時のチェックや登園管理の徹底により、ハード・ソフト両面から置き去り事故ゼロを目指す。
- ⑦ 保育所が、子育てに関する地域の拠点として様々な支援活動を行うようにするなど、地域の子育て環境づくりを促進する。
- ⑧ 保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園」を推進するため、より移行しやすいよう支援に努める。
- ⑨ 保育所へ預ける子どもの低年齢化が進む中、在宅育児を増やし、待機児童の抑制を図るため、乳幼児（6ヶ月～1歳6ヶ月）を自宅で育てる世帯に対し、1人につき毎月数万円を支給する制度の創設を検討する。
- ⑩ 思春期から妊娠・出産・乳幼児期までの母子の心と体の健康管理に資する母子保健対策を総合的に推進する。
- (イ) 妊娠期から出産後間もない母子の健康増進を図る子育て支援事業について、優良事例の横展開を図るなど、県内全域で質の高いサービスが提供されるよう支援する。
- (ロ) 産後ケア事業を希望する方に対し、スムーズな受け入れができるよう事業拡大に努める。
- ⑪ 不妊に悩む方々への的確な情報の提供や専門的な相談に応じるため、不妊専門相談センターの充実を図る。
- ⑫ 県立こども病院を主軸に地域連携を図り、小児医療体制の充実強化を図る。
- ⑬ 休日や夜間における小児救急医療体制を整備するとともに、「茨城子ども救急

電話相談」の充実を図る。

- ⑯ 安心して妊娠・出産できる環境を確保するため、総合周産期母子医療センターを中心とした周産期医療体制の充実強化を図る。
- ⑰ 乳幼児期からの心身障害児の早期発見・療育支援体制の充実強化を図る。
- ⑱ 発達障害などの早期発見を目的にした「5歳児健診」の、全児童対象実施の定着を図る。
- ⑲ 難聴児の健全な発達には、聴覚異常の早期発見が重要であることから、県が実施している軽・中等度の難聴児に対する補聴器の購入費用等助成制度の支援拡充を図る。
- ⑳ 乳幼児を持つ親に対し、医療、育児及び子育て支援サービスに関する相談・情報提供を強化する。
- ㉑ ひとり親家庭等の福祉施策の充実
  - (イ) 「茨城県ひとり親家庭等自立促進計画」等に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦の就業支援など生活の安定と向上を図る。
  - (ロ) 親が急病の場合などの一時保育、子育て短期支援事業を充実する。
  - (ハ) 母子家庭等の親子のきずなを深めるために、親子すこやか交流事業を推進する。
- ㉒ 茨城県子どもを虐待から守る条例を踏まえ、児童相談所による立ち入り調査等を適切に実施するなど、児童の安全確認・安全確保の強化を図ることにより、児童虐待防止対策を推進する。
- ㉓ 児童相談所虐待対応ダイヤル189番（いち・はや・く）の普及に努めるとともに、児童虐待防止に携わる関係機関のネットワーク強化を推進する。
- ㉔ 子ども・子育て支援新制度に移行した認定こども園や幼稚園等に対する補助を確実に措置するとともに、制度の実施主体である市町村の意向を十分踏まえながら、各市町村で総合的な質の高い教育・保育・子育て支援が実施できるよう支援に努める。あわせて、電気料金や食糧費の高騰に対する支援を検討する。
- (イ) 居宅訪問型保育事業、小規模保育事業及び家庭的保育事業などが地域型保育事業として認可事業となったことから、円滑な実施に向け必要な支援を行う。また、ベビーシッター（派遣型保育事業）など、気軽に利用できるサービスの充実を図る。
- (ロ) 幼児教育・保育の無償化に伴い、公立の場合、利用者負担が全額市町村負担となるため、市町村に多額の財政負担が生じることから、導入初年度に臨時交付金が措置されたが、翌年度以降も国の責任で恒久的な財政措置を講じる。
- ㉕ 若い世代が結婚に一步踏み出せるよう、国では、新婚世帯に対し、住宅取得や賃貸借の費用を支援する結婚新生活支援事業に取り組んでいるが、実施市町村が少ないとことから、県は、多くの市町村が取り組めるよう、国に制度の改善などを

働きかける。

- ④ 「こども大綱」等を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るため、関係機関・団体と連携し、支援に取り組む。
- ⑤ 人口減少や少子化の進行を抑制するため、経済的負担の大きい多子世帯に対し、保育料の軽減・無料化などの支援策の充実を図るほか、在宅で育児する世帯向けの支援制度を新設する。
- ⑥ 地域において子どもや子育てを支える取組として重要な役割が期待される子ども食堂について、各地域の子ども食堂ネットワークづくりを支援するなど、取組の拡大推進を図る。
- ⑦ 子どもにとって最善の利益を優先するため、児童のケアニーズや保護者の意向も考慮しながら、家庭養育優先原則に基づき社会的養育を推進するとともに、社会的養育の現状についての県民への周知に努める。
- ⑧ 国の公表数より多いと指摘されている潜在的待機児童について、実態や個別ニーズの把握に努める。

## (2) 総合的な高齢者対策の推進

本県における高齢者人口の比率は、令和7年10月1日現在31.2%に達しており、令和32年には40.0%になると予測されている。

明るく活力ある超高齢社会を築くため、生涯を健康で生きがいを持って社会活動に参加できる体制づくりや、要介護状態になってしまって住み慣れた地域で医療・介護等のサービスを受けられる環境づくり、地域で支え合う体制づくりを推進する。

このため、「いばらき高齢者プラン21」に基づき、積極的に各種高齢者福祉施策の展開を図る。

### (高齢者の生きがい対策の推進)

- ① 明るい長寿社会づくり推進機構の体制強化を図り、県民が一体となって高齢者の生きがいと健康づくりを推進する。
- ② 高齢者の自主的な地域貢献活動などの支援に努める。
- ③ 高齢者の学習の機会及び三世代の集いなど、世代間の交流事業の促進を図るとともに、高齢者の社会参加、生きがいづくりの充実に努める。
- ④ シルバー世代の活動の場とともに、福祉サービスの推進を図る観点からも、老人クラブ等の育成強化を図る。
  - (イ) 福祉サービス業務に対して研修・指導を行う。
  - (ロ) 生きがい対策とともに、地域内の相互扶助機能が發揮できるよう、老人クラブの育成強化を図る。

### (在宅サービス体制の確立・充実)

- ① 介護保険制度との連携・調整を図りながら、高齢者に最適かつ効率的な保健・

医療・福祉サービスを提供する、地域包括ケアシステムなどを推進し、在宅福祉サービスの充実と在宅介護の支援を強化する。

- ② 介護予防に効果のあるシルバーリハビリ体操の普及を行う指導士の養成とともに、市町村での取り組み強化に向けた働きかけと指導士の地域活動支援に努める。
- ③ 高齢者ができる限り健康で生き生きとした生活が送れるよう、介護予防の推進を図るとともに、元気な高齢者が地域で積極的に活躍できる仕組みづくりを進める。
- ④ 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、総合的な支援を行う地域包括支援センターの整備促進と機能の充実を図る。
- ⑤ 地域包括ケアシステムの構築にあたり、管理栄養士・柔道整復師・作業療法士・理学療法士等の地域包括支援センターへの配置及びその活用とともに、それら専門職の地域ケア会議への参加を促すよう市町村に働きかける。また、社会福祉法人への法人税課税の回避を図る。
- ⑥ 介護保険制度の着実な実施を図るため、県民への情報提供・啓発を推進する。
- ⑦ 訪問看護の実施にあたっては、医療機関や居宅介護支援事業者等との連携を図り、家族に対する総合的な在宅ケアの充実を図る。
- ⑧ 寝たきり高齢者等に対する歯科保健対策を進める。
- ⑨ 訪問福祉理容に対する助成制度の導入拡大に向けて、市町村に働きかけを行う。
- ⑩ 認知症高齢者の治療・ケア施設の整備やマンパワーの専門的研修等、総合的な認知症高齢者対策を推進する。
- ⑪ 質の高いホームヘルパーの養成を図る。身体介護や生活支援等、要援護者のニーズに応じた在宅サービスの充実を図るためにには、専門職として技能習熟、倫理観の向上を図る必要がある。
  - (イ) ホームヘルパーの現任研修を充実する。
  - (ロ) まだ体力・気力・能力のある60歳代の就業を促進する。
- ⑫ 「茨城県地域介護ヘルパー受講運動」を推進し、互いに助け合い、支え合う地域社会づくりを推進する。
- ⑬ 市町村における介護サービスに格差が生じないよう支援策を講ずる。
- ⑭ 市町村の介護認定審査会が公平かつ迅速に運営されるよう、人材の養成を図る。
- ⑮ 介護保険制度の円滑な推進を図るため、介護支援専門員（ケアマネジャー）を養成する。介護支援専門員の指導・助言等を行う主任介護支援専門員の養成、介護支援専門員の地域における支援体制の強化を図る。
- ⑯ 要介護認定や住所地特例制度に関する諸問題の改善を図り、介護保険制度の充実に努める。
- ⑰ 財産や金銭の管理ができない高齢者に対して、日常生活自立支援事業などが活用できるよう、制度の充実と広報に努める。

- ⑩ 高齢者虐待の防止対策を推進する。
- ⑪ 県・市町村等の公的施設（学校含む）の一部を開放し、地域ボランティアグループ等との「地域高齢者ふれあい会」を設ける。
  - (イ) 家に閉じこもりがちな高齢者などに対して、老人福祉センターや老人憩いの家、公民館等において、日常動作訓練から趣味活動（生きがい活動）などの各種サービスを提供する、生きがいデイサービス事業を推進する。
  - (ロ) 町内会・自治会等で相互扶助機能が発揮できるよう地域福祉体制の構築を図る。高齢者の安否確認や、日常生活における支援等、福祉サービスの基礎的部分は、町内会・自治会等、一番身近な近隣集団の活動に負うところが大きい。
  - (ハ) 認知症高齢者、特に徘徊高齢者に対する地域の理解と支援体制を充実する。
- ⑫ 高齢者が安心して生活できる居住環境・まちづくりを進める。
  - (イ) ケア付き住宅や子育て環境の向上にも寄与する三世代住宅等の建設を促進するため、融資等を充実する。
  - (ロ) 介護対応のため増改築・改造を支援する。
  - (ハ) 平成23年10月にいばらき身障者等用駐車場利用証制度が導入されたが、健常者による身障者等用駐車場の不適切な利用事例が報告されていることから、適正利用について免許更新時や自動車学校、学校教育などで周知徹底を図る。
  - (ニ) 独居や徘徊高齢者に対する緊急通報装置や早期発見システムの整備を進める。（家族あるいは責任者が希望する場合）
    - (ホ) 認知症が原因で徘徊し、身元不明のまま施設に保護される高齢者が相次ぐ問題で、認知症の人とその家族を地域で支える環境づくりの一環として、徘徊高齢者等の早期発見・保護に向けた全県的なネットワークを構築するとともに、誰でもなれる認知症サポーターの養成を県民運動として展開する。
    - 育児・介護休業法など介護休業制度について、市町村や企業に対し普及・啓発を図る。
    - 高齢者を対象とする福祉施策には、行政用語として理解しづらいカナ文字が多く使用されているので、分かりやすい日本文字にすべきである。
    - 保健・医療・福祉等の関係機関をはじめ、警察や企業なども含めた連携体制を整備し、認知症高齢者の早期発見や支援体制づくりを推進する。
  - (ハ) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、養成された認知症サポーターの積極的な活動を後押しするための体制づくりを推進し、活躍の場の拡大を図る。
- ⑬ 在宅介護を行う家族への各種支援を促進する。
- ⑭ 今後の福祉政策は健康づくりの観点が必要。介護予防・日常生活支援総合事業を使いややすい仕組みにすることがフレイル予防に繋がる。さらに本事業の場がシルバーリハビリ体操などと連携することで、より健康づくりに有効な場となる。現在の状況では、支援を受ける方が認定を受けて本事業の利用に至るまでケアブ

ラン作成など時間と手間がかかりすぎるので、サービスを利用しやすくし、フレイル対象者を取り込み要介護状態になりにくい社会づくりを推進する。

- 【新規】 ② 将来の医療やケアについて患者や家族が意思決定できるよう話し合い共有するACP（人生会議）の普及促進を図る。

（施設介護体制の整備促進）

介護保険制度のもとで、充実した施設サービスが受けられるようするためには、要介護者の介護を受け持つこととなる介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等の施設整備を促進するとともに、必要なマンパワーの養成確保を図る必要がある。

- ① 介護老人保健施設の整備促進を図る。

各高齢者福祉圏内の設置市町村の偏在や、入所者の家庭復帰が思うように進んでいないという課題も残されているため、「いばらき高齢者プラン21」に基づき、地域ニーズに即した整備を図る。

(イ) 将来的には、未設置市町村を解消することが必要であるが、当面、特に介護老人保健施設が立地していない市町村及び住民に対して、介護老人保健施設に関する制度の周知や適正な利用の啓発を図る。

(ロ) 入所者の家庭復帰を促進するため、施設におけるリハビリテーションを充実させるとともに、訪問リハビリテーション等の在宅サービスの利用促進を図るため広報・啓発に努める。

- ② 特別養護老人ホームを増設するとともに、在宅福祉サービスの拠点として、デイサービスセンター（通所介護）及びショートステイ（短期入所生活介護）専用ベッドなどを併設した施設の整備促進を図る。

(イ) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの老朽対策を促進する。

(ロ) 入所者の居住環境の向上を図るために、居室の個室化・ユニットケア化を推進するとともに、低所得者に配慮した多床室の整備や低所得者の利用料減免制度の充実を図る。

- ③ 療養病床の再編成に伴い、介護医療院や介護老人保健施設など受け皿となる施設の整備促進を図る。

- ④ 介護職員の負担軽減や職場定着を図るため、介護ロボット導入のための予算措置の拡充を図る。

- ⑤ 介護予防の観点から、軽費老人ホームの事務費補助と老朽対策を図る。

- ⑥ 高齢者が安心して生活できるサービス付き高齢者向け住宅や三世代住宅の建設を図る。

### （3）生活習慣病対策の充実

本県の死亡原因の順位は、第1位はがんであり、第2位が心疾患、第4位が脳血管疾患である。これらの生活習慣病対策は、保健医療の重点施策であり、日常生活

を通しての発生予防、早期発見、及び早期治療が重要である。このため、予防・検診・治療の一貫した体制の整備に全力を挙げる。また、「健康いばらき21プラン」及び「茨城県総合がん対策推進計画」に基づき、生活習慣病予防をはじめとする健康づくり対策に取り組む一方、「茨城県健康長寿日本一を目指す条例」に基づき県の施策を明確にして推進するとともに、がん検診推進条例（茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参画条例）に基づき着実ながん対策の取り組みを総合的に推進する。

① がん対策の推進を図る。

- (イ) 科学的根拠に基づいたがんに関する正しい知識の普及と生活習慣の改善等によるがん予防対策を推進する。
  - 子ども達が、がんの予防や早期発見につながる習慣を身につけ、がん患者に対する正しい認識がもてるよう発達段階に応じたがん教育を推進する。
- (ロ) がんの早期発見・早期治療のため、民間企業・団体と連携して検診受診率の向上に取り組むとともに、検診精度の向上を図る。特に、コロナ禍において受診控え等により低下した受診率を回復させるため、受診率向上の取組みを改めて強化する。
  - がんの早期発見、早期治療につなげるため、市町村が実施する受診しやすい検診体制づくりの支援を行う。
- (ハ) がん医療体制の整備、緩和ケアの推進等により、がん医療体制づくりを推進する。
  - がん診療連携拠点病院を中心として、がん医療連携体制の整備に努めるとともに、手術療法・放射線療法・化学療法の治療体制の充実を図る。
  - 患者の身体的・精神的苦痛等を緩和するため、がんと診断された時から緩和ケアを切れ目なく提供するため、緩和ケアの普及啓発及び施設・在宅緩和ケアの推進を図る。
- (ニ) がん診療連携拠点病院の相談支援センターを核として、がんに関する情報提供・相談支援体制の充実を図る。
  - がんの患者・家族へのピアサポートの実施や患者サロンの設置等により患者・家族を孤立させない全県的な患者支援の仕組みづくりに努める。
  - がん患者の就労に関する課題の把握や関係機関への働きかけにより、働く世代のがん患者の就労支援体制を構築する。また、国が策定した事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの内容を踏まえながら、企業における治療と仕事の両立のための取組を推進する。
  - 末期がん（余命6ヶ月以内）と診断され、住み慣れた自宅で最期の時間を過ごしたいと望むがん患者の在宅療養の支援に取り組む。（末期がんは厚生労働省の「特定16疾病」に指定されており、40歳以上は訪問介護サービス

の自己負担が1割となっている。)

- 思春期から若年成人の年代を指す「AYA世代」の重要なテーマである妊娠性温存療法の理解を深める取組を進めるとともに、妊娠性温存療法を希望する人が、必要な医療を受けられる環境を整備する。
- がんによる手術により傷等の残る人が、入浴等の際に気にせず楽しめる環境を整えるため、関係事業者や県民の理解促進に積極的に取り組み、がんとの共生社会の実現を目指す。

④ 受診率が低い女性のがん検診受診率の向上に取り組む。

女性のがん検診の受診率向上のため、女性のニーズを踏まえつつ、市町村や検診機関等と連携し、実効性のある方法の検討を進める。

② 循環器疾患等対策の推進を図る。

心臓病や脳卒中などの循環器疾患、糖尿病、肝疾患、腎疾患等の発症予防及び早期発見・早期治療を図るため、特定健康診査・特定保健指導を推進する。また、日常生活習慣の改善を具体的に指導して疾病の発生防止を図る。

(イ) 特定健康診査・特定保健指導の受診率等の向上に努める。

(ロ) 循環器疾患予防事業を実施し、疾病の予防を図る。

(ハ) 健康教育・健康相談等を充実し、健康意識の啓発・普及を図る。

(ニ) 人工透析に移行しないよう糖尿病予防対策を推進する。

③ 関係機関と連携し、糖尿病等生活習慣病予備群に対する効果的な保健指導の徹底を図る。

④ 県民の生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進する。

(イ) 「茨城県歯と口腔の健康づくり2020・6424推進条例」等に基づき、2020・6424運動（80歳で20本以上の歯を保つこと及び64歳で24本以上の歯を保つこと）を推進する。

(ロ) むし歯のない子どもを増やすため、むし歯予防に科学的根拠のあるフッ化物洗口を実施する施設等の増加を図るとともに継続的に実施できるよう効果的な普及に努める。

(ハ) 歯と口腔の健康づくりのさらなる推進のため、行政に従事する歯科衛生士の確保を図る。

(ニ) 口腔ケアや定期的な歯科健診の受診について普及啓発を行う。

⑤ 大学と連携し、健康づくりのための調査研究を行うとともに、健康情報の提供、県民への健康教育・研修などを行い、健康づくりを推進する。

⑥ 県民の健康教育、健康増進など市町村の行う健康づくり体制の支援を充実するとともに、保健師・管理栄養士・歯科衛生士など健康づくりに携わる職員の資質向上を図る。

⑦ 関係団体と協力し、健康講座や健康相談等の生活習慣病予防のための事業を積

極的に実施する。

生活習慣病等予防のため、食事を中心とした各人の健康づくりを支援するための栄養相談事業及び外食産業に対する減塩対策等を促進する食環境整備を行う。

- ⑥ あらゆる世代が健全な食生活を自ら実践できるよう食育を推進する。
- ⑦ 健康づくりの継続や特定健診を受診した県民にポイントを付与する事業を促進して、健康寿命の延伸や医療費の抑制を図る。
- ⑧ 栄養指導業務を効果的に推進するため、管理栄養士の更なる資質向上を図るとともに、潜在管理栄養士発掘（再教育）に向けた必要な取組を推進する。

【新規】 ① 栄養学等に関する知識の習得を進めるため、様々なイベントや広報活動を関係団体と連携して実施する。

【新規】 ② 超高齢化社会を見据え、骨粗鬆症の早期発見・予防・治療の普及啓発などの骨粗鬆症対策に努める。

#### (4) 障害者福祉の充実

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育・産業労働等が連携して、障害者施策の推進と障害福祉サービスの体制整備に努める必要がある。

このため、「新しいばらき障害者プラン」に基づき、障害者施策の推進と障害福祉サービスの体制整備を一体的に進め、各種施策の展開を図る。

また、「障害者差別解消法」及び平成27年4月に施行した「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」に基づき、障害者に対する差別の解消のための諸施策を推進する。

- ① 障害者総合支援法施行に伴う障害者福祉サービスの利用者負担の独自軽減策の導入を図る。
- ② 障害者が地域で自立して生活できるようグループホームの整備や、在宅の障害者等を対象とした居宅介護や重度訪問介護等の訪問系障害福祉サービスの拡充、農業や林業などを通じた就労支援等の日中活動の場等の整備を総合的に推進する。
- ③ 障害者の自立に向けて、県や市町村の施設において外部委託している業務における障害者の雇用を促進し、就労機会の拡大と雇用の拡充を図る。
- ④ 障害者に対するデジタルデバイド（情報格差）の是正対策を進める。
  - (イ) 点訳パソコン講座や中途失明者の緊急生活訓練事業の実施、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣など視覚・聴覚障害者対策を進める。
  - (ロ) 視覚障害者福祉センター・点字図書館について利用者ニーズの変化や情報機器の普及など、施設を取り巻く社会環境が大きく変化していることなどから、機能の充実を検討する。
  - (ハ) 障害者のパソコン活用を総合的かつ一体的に支援するために、「障害者ＩＴ

「サポートセンター」で実施する電話による利用相談、パソコンボランティアの派遣事業等を推進する。

- (二) 活字資料をコピー感覚で即座に点訳資料に印刷できる点訳コピーの配置を図る。
- ⑤ 障害者の体力増強と明るい協調精神を養うため、スポーツ・レクリエーション等の各種大会を開催する。
- ⑥ 障害者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動が日常的に安定して行われるよう、総合的な支援体制の整備充実を図る。

茨城県手話言語の普及の促進に関する条例を踏まえ「身体障害者レクリエーション事業」について、手話通訳者の配置に係る予算の計上を検討する。

- ⑦ 電動車椅子の支給基準を緩和するなど、重度身障者福祉対策の推進を図る。
- ⑧ グループホーム等の施設整備を促進し、障害者の地域生活や自立を支援する。また、耐震基準に適合しない老朽化した施設の改築や入所施設に対するスプリンクラーの整備を進め、入所者の安全を図るとともに、必要な財政措置を講じる。
- ⑨ 愛正会記念茨城福祉医療センターの運営については、利用者やその保護者等の信頼に応えられるよう、引き続き県が関与・支援を行う。
- ⑩ 心身に障害のある児童の日常生活自立のため、児童発達支援や放課後等デイサービスなどによる、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。
- ⑪ 障害者が製作した物品を広く県民に販売するため、「福祉の店事業」を推進する。
- ⑫ 重度の肢体不自由者の介護や外出時の移動の介護を行う「重度訪問介護従事者研修」事業を拡充する。
- ⑬ 障害者の自立を支援し、一人ひとりが必要に応じたサービスを受けられるよう、相談支援専門員の配置、また、障害者が地域生活で抱える課題解決のための関係機関による市町村自立支援協議会の運営充実を図る。

- \* ⑭ 医療的ケア児等及びその家族の福祉の向上を図るために、医療的ケア児支援センターみちしるべの機能強化と人材育成を進めるとともに、医療機関による医療型短期入所事業の推進や、保育所等での受入体制の充実を図るなど、家族の実態や多様な支援ニーズを踏まえた支援の充実に努める。

- 【新規】 ⑮ 強度行動障害児及びその家族が、地域で安心して生活ができるよう、育児・療育・介護等に取り組んでいる家族のニーズを踏まえた支援体制の整備を図る。
- ⑯ 障害児へ認定されないが特別な配慮が必要な子どもについては、現状の職員配置基準による保育所の保育士や認定こども園の教諭等では対応できないため、保育士や教諭等を加配する新たな財政支援等を検討する。
- ⑰ 認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など、自己決定能力が低下している者

の権利を擁護し、自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の推進を図る。

- ⑯ 障害者の自立した生活をサポートする補助犬の給付を促進する。また、視覚障害者への盲導犬の給付について、本県では令和5年7月から、視覚障害2級の人にも対象を拡大したが、地域社会では、盲導犬への理解が十分浸透しているとは言い難いことから、まずは公共交通機関や商業施設などの受け入れ環境の整備を含めた盲導犬の普及促進を図っていくことが必要である。
- ⑰ 発達障害に関する理解・啓発を推進するとともに、生涯一貫した支援体制の充実を図る。
  - 発達障害の診療に携わる医師の確保・養成に努めるなど、発達障害を早期に発見し、支援が必要な子どもを診断に繋げる体制づくりを推進する。
- ⑱ 障害者に対する虐待の防止対策を推進する。
- ⑲ 災害時に障害福祉施設等を利用している障害者（児）の安全を確保する。また、避難が必要となった場合の避難方法や避難所において障害者が困らないための施策を推進する。
- ⑳ 障害者施設の利用者が生きがいをもって働けるよう、共同受発注センターの体制を強化する等、障害者施設の受注機会の拡大と工賃水準の向上を図る。また、受注単価が比較的高い施設外就労の推進、中でも、農福連携の推進を図るためにマッチングや情報発信を強化する。
- ㉑ 障害者就労支援施設等からの物品等の優先調達について、市町村に対し、県等の取組を周知することにより、更なる推進に努める。
- ㉒ 障害の重度化、高齢化、親亡き後を見据え、障害者の生活を地域全体で支えることのできる地域生活支援拠点を茨城型地域包括ケアシステムとも連携のうえ、県内各地に整備し、適切な支援やサービスの提供、充実を図る。
- ㉓ 知的障害、精神障害、知的と精神の重複障害者が入院加療等を必要とする時に対応可能な医療機関体制の整備を図る。
- ㉔ 心身障害者（児）の歯科診療体制を強化するため、研修の充実や医療機器購入の助成制度創設などにより、県内で心身障害者（児）に対応できるかかりつけ歯科診療所の増加を目指す。
- ㉕ 聴覚障害者向け電話リレーサービスについて、関係団体の協力を得て周知を図るなど、利用促進に向けた取組を進める。
- ㉖ 民間事業者の障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に関する費用に対して、市町村の助成制度の制定を促進する。
- ㉗ 障害者に関する施策や施設等の整備における委員会や協議会などの場への障害当事者の参画を推進する。
- ㉘ 重度訪問介護では就労中の支援は認められていないことから、市町村において

「雇用施策との提携による重度障害者等就労支援特別事業」が地域生活支援事業の中で行われるよう働きかけるなど、就労中の支援を促進する。

- ⑩ 県は県手話言語の普及の促進に関する条例で、手話の普及等に関する総合的な施策を策定し、実施することが求められている。このため、今後は、手話言語などの普及啓発と人材育成、支援策に加え、難聴児の早期療育・支援として、検査から教育に至る切れ目のない支援体制の構築に向け、課題の解消や推進方策などの検討を進める。

## (5) 精神保健の充実

精神障害者対策については、各ライフステージに応じた発症の予防、早期発見及び早期治療、並びに社会復帰対策を推進するとともに、在宅の精神障害者が地域の中で安心して暮らせる基盤づくりを推進する。

- ① 精神障害者が社会生活を送るために、生活支援体制を地域において確立していくための施策の充実を図るとともに、精神保健福祉センターや、地域保健法の基本指針に定められている精神保健等の専門的、技術的拠点としての保健所における地域精神保健福祉活動の充実を図る。
- ② 精神保健福祉センターや保健所等における思春期精神保健対策、アルコール疾患対策を進める。また、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及に努めるとともに、社会復帰や再発防止のための施策を進める。
- ③ 精神障害に対しては、いまだ誤解と偏見が強く、その解消が重要な課題である。このため、心の健康づくりに関する知識や精神疾患・精神障害者に対する正しい知識の啓発、広報をするため、地域の推進組織、団体や精神保健ボランティアの育成を図る。また、家族への支援や、高齢化の進んでいる地域家族会及び（一社）茨城県精神保健福祉社会連合会など各種団体の活動を支援する。
- \* ④ 精神科病院からの退院に対する不安等の理由で社会的入院をしている精神障害者やその家族に対し、精神科医療機関、相談支援事業者、市町村など関係機関が連携した支援ができる体制づくりに努める。
- ⑤ 訪問看護や精神科デイケアの充実とともに、県立こころの医療センターなどの役割を踏まえた施策の充実を図る。
- ⑥ 病状の悪化など緊急に入院が必要になった在宅の精神障害者に対して、迅速な医療が提供できる精神科救急医療システムの充実強化を図る。
- ⑦ 入院患者等の療養環境や医療従事者の職場環境等に関して、良好な環境の確保を図るなどの医療施設の近代化を推進するため、補助制度による支援を図る。
- ⑧ 認知症患者のための専門病棟やデイケア施設の整備を進めるとともに、市町村・認知症疾患医療センターを中心とした、地域のネットワークの確立を図る。
- ⑨ 児童思春期専門病棟の充実を図るとともに、児童思春期特有の心の病に対応す

るため、医療機関・児童相談所・精神保健福祉センター・保健所・教育機関など関係機関のネットワークづくりを推進する。

- ⑩ 県立こころの医療センターは、精神科救急や児童・思春期医療などの専門的基幹病院としての役割の充実を図る。
- ⑪ 県及び市町村等は社会的不利の解消に向け、精神障害を理由とする資格や利用の制限の廃止並び公共施設等の利用料の減免等に努める。
- ⑫ 自殺対策基本法に基づき、関係機関との連携強化を図るなど、実効性のある自殺対策を推進する。

県が心の問題全般について相談できる窓口として設置する「こころのホットライン」を始めとする相談支援体制の充実強化を図り、自殺未遂者などの自殺ハイリスク者への対応にも取り組むとともに、悩みを抱える方に気づき、必要な支援につなげるゲートキーパーの役割が重要なことから、県民誰もがゲートキーパーとなることを目指す施策を進める。

- ⑬ 引きこもり者の社会参加を促進するため、ひきこもり相談支援センター、保健所等を中心に、市町村や民間の支援団体等と連携協力し、多様な社会復帰の方策や選択肢を提示できるよう、引きこもり対策に取り組む。
- ⑭ 精神障害者の地域移行を促進するため、ピアソーターを活用した支援体制の拡充を図る。
- ⑮ 精神障害者のマル福適用範囲の拡大については、他県の事例も参考にしつつ、検討する。

## (6) 難病・感染症など特殊疾病対策の充実

- ① 難病患者の療養環境の改善を図るために、医療費の公費負担をはじめとした難病対策を推進する。
- ② 難病患者・家族の日常における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などが円滑に行われるよう、難病相談支援センター事業を推進する。
- ③ 感染症法及び茨城県感染症予防計画に基づき感染症予防対策の充実を図る。特に新興感染症発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、対応手順の明確化や関係機関との連携体制の強化に努める。
- ④ 法に規定されている予防接種については市町村の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、国に対し、必要な財源の確保を働きかける。
- ⑤ 肝硬変や肝がんにつながるB型・C型肝炎ウイルス感染者の早期発見・治療を図るために、肝炎ウイルス検査の受検機会を拡大し、県民に対して肝炎検査の受診を推進する。
- ⑥ エイズ等性感染症の拡大を防ぐとともに、不安や心配のある人が安心して相談や検査が受けられるよう、相談・検査体制の充実を図る。

- ⑦ 医師・看護師等へのエイズ研修の実施や、医療機関相互のネットワーク化を図るなど、拠点病院等を中心としたエイズ診療体制の充実を図る。
- ⑧ 腸管出血性大腸菌感染症等の発生とまん延を予防するため、食品衛生・感染症対策の連携を図る。
- ⑨ ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を進め、差別や偏見の解消を図る。
- ⑩ 骨髓バンク及びアイバンクの登録者拡大を図るとともに、腎臓財团の実施する腎不全対策を支援する。
- ⑪ 円滑な臓器移植のための体制整備を進める。
  - (イ) 脳死・臓器移植に対する理解とともに、臓器提供意思表示カードの普及や、運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードの臓器提供意思表示欄への記入率向上を図るための啓発を進める。
  - (ロ) 移植医療の推進には、病院側の移植医療に対する深い理解の下、病院の体制整備が重要であることから、病院への情報提供を行うとともに、医療者を対象とした実践的な研修会を開催するなど、病院の体制整備の動機づけにつながる取り組みを推進する。
  - (ハ) 白血病などの治療に有効な骨髄移植を後押しするため、骨髄の提供者（ドナー）が移植手術に協力して入院や通院をした場合に支給するドナー助成制度の上限額引き上げを図り、辞退者の減少につなげる。

## (7) 保健・医療・福祉の一元的な推進体制の充実

県民が安心して日常生活を送るためにには、保健・医療・福祉の連携が特に重要であり、関係機関相互の連携と一体化を図ることが期待される。

- ① 保健医療計画を推進し、地域の保健医療体制の確立を図る。また、地域医療構想の中に示されている施策の方向性の実現に向け、地域医療構想調整会議において協議を行う。
- ② 茨城型地域包括ケアシステムの推進を図る。
  - (イ) 高齢者・障害者や児童など要援護者が家庭や地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の関係者がチームを組んで効率的・総合的な各種在宅サービスを提供する、茨城型地域包括ケアシステムを介護保険制度等との連携・調整を図りながら進める。
  - (ロ) 医療従事者の参加・協力を促し、茨城型地域包括ケアシステムの充実強化を図る。
    - 医療機関に対し、茨城型地域包括ケアシステムの支援要請を行うとともに、在宅に復帰する入院患者の退院情報（患者の同意を得て）提供体制づくりを図る。
    - 市町村のサービス調整会議や在宅ケアチームの中に、地域の医療従事者が参

加するよう指導・助言を行う。

○医療や福祉の資源が不足する地域においては、近隣市町村との連携を図り、茨城型地域包括ケアシステムの拡充を進める。

○施設や在宅療養の場で、適切にたんの吸引や経管栄養など特定の医療的ケアを行うことができる介護職員等の養成を円滑に推進し、要援護者が安心して生活できるようにする。

③ 鍼灸マッサージ師・柔道整復師等の社会参加事業を促す。また、高齢者や身体障害者に対する鍼灸マッサージ施術費助成制度の創設を検討する。

④ 国民健康保険財政の安定的運営と被保険者の負担軽減を図るため、県の財政支援を充実させるとともに、適切な国庫助成措置を国に要望する。

⑤ 保健医療関係団体合同での健康づくりフェスティバルなどの社会活動を推進する。

⑥ 福祉と医療の連携の役割を担う訪問看護ステーションの育成強化を図るとともに、設置の拡大を進める。

(イ) 訪問看護ステーションの開設を促すため、経費の補助をする。

(ロ) 訪問看護を担う人材の確保・育成を図るために、医療機関等への支援を行う。

⑦ 医療施設・福祉施設・在宅を通した総合的なリハビリテーション提供体制の確立を図る。

(イ) 県立医療大学付属病院を核とした、医学的リハビリテーションの提供ができる医療施設の整備、及び地域（在宅）でリハビリテーションが受けられる体制の整備を促進する。

(ロ) 災害時におけるリハビリテーション支援活動を円滑に実施するため、リハビリテーション専門職の派遣体制を整備する。

(ハ) 高齢社会化に伴って高まる県民のリハビリテーション医療の需要に応えるため、県立医療大学及び付属病院は、職員数や予算編成等での自主性が確保され大学の自律的な運営が期待できる公立大学法人化の検討などにより機能強化を図る。

⑧ 市町村社会福祉協議会の基盤の強化を図る。

⑨ 地域住民の自主的参加による、地域ボランティア活動を推進する。

(イ) 地域ボランティア活動を支援し、グループの育成強化を図る。

(ロ) 茨城県ボランティアセンターや市町村社会福祉協議会を中心に、ボランティアグループのネットワークや人材バンクを整備する。

(ハ) 意識啓発やボランティア保険の加入等、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進める。

(ニ) ボランティアグループの資質の向上を図るため、指導者研修の実施とともに、ネットワークづくりを図る。

- ⑩ 民生委員・児童委員は、日頃から地域に密着した活動を幅広く行っており、地域福祉の推進、向上に欠くことのできない存在であることから、活動の充実を図るとともに、新たな担い手の確保に取り組む。
- 民生委員の負担軽減や、担い手不足の解消などに一定程度寄与するものと考えられる兵庫県の民生協力委員制度のような事例を参考に、民生委員が活動しやすい環境整備を進めるとともに、活動の充実を図るために、地区民児協や県民児協の活動に助成する。
- 民生委員の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保は喫緊の課題であるため、市町村や関係団体と連携を密にしながら、若い世代を含む幅広い世代へ参画を呼びかける。
- ⑪ 地域住民参加による互助組織として、「有償による在宅福祉サービス」を推進強化するため、時間預託制度の普及を図る。
- ⑫ ともに支え合う福祉意識の醸成と、地域住民の福祉活動への主体的な参加促進を図る福祉コミュニティづくりを推進する。
- ⑬ 成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などの適切な財産管理等を支援するため、成年後見制度の普及啓発を図るとともに、成年後見制度利用支援事業の活用を促進する。
- (イ) 成年後見制度の円滑な支援を行うには、市町村の協力が不可欠であり、担当する社会福祉士等との綿密な連携・協力の推進を図る。
- (ロ) 成年後見制度が身近で利用しやすいものになるよう、市町村における地域連携ネットワーク及び中核機関の整備等を推進する。
- ⑭ 総合福祉会館の機能の拡充強化を図る。
- (イ) 地域福祉の施策・活動・情報・サービス等の発信拠点としての機能の充実を図る。
- ⑮ 福祉マンパワー対策を強化する。
- (イ) 福祉人材センターの機能を強化し、福祉・介護の仕事を知るためのインナーシップの機会提供、離職者防止及び再就業支援の取組の充実を図るほか、シニア層や外国人等の多様な人材が参入しやすい環境づくりを行うなど、福祉マンパワーの養成確保施策を推進する。
- (ロ) 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸与制度の活用を図る。
- ⑯ 民間社会福祉施設の整備促進を図る。
- 児童養護施設に看護師を必置するなど機能充実を図る。
- ⑰ 県立社会福祉施設等の整備促進を図る。
- (イ) 県立福祉施設の計画的整備を進める。
- (ロ) 児童相談所等、県立相談機関の機能充実・相談体制の強化を図る。
- ⑲ 福祉団体の育成強化を図る。

- (イ) 戦没者遺族等が組織する援護組織団体への助成を行い活動の促進を図る。
  - (ロ) 民間の社会福祉関係諸団体の実情に応じ、きめ細やかな指導・育成・援助を行い、民間の福祉活動を推進強化する。
  - (ハ) 心身障害者を持つ父母組織の充実と意識の高揚を図る。
  - (ニ) 母子寡婦福祉団体に対する支援の充実を図る。
- ⑩ 民間・企業等における福祉関連事業の育成を図る。
- 多様化し増加する高齢者の介護ニーズに対応し、かつ効果的・良質的な介護サービスを供給するためには、公的に加え、民間の活用が必要となってくる。また、高齢者の自立促進と介護者の負担軽減を図る観点から、A.I.やI.O.T.、介護ロボットなど介護支援機器や福祉用具などの活用を推進し、それらの開発・提供を行う企業を育成する。
  - (イ) 民間事業者の参入を促進する。
  - (ロ) 介護支援機器や福祉用具などの研究開発と普及の促進を図る。
  - (ハ) 県福祉サービス振興会等、民間・企業の育成を図る。
  - (ニ) 企業参加型の高齢者対策の推進を図る。
  - (ホ) 一般企業の福祉に対する理解・認識を深める。
  - (ヘ) 介護休業及びボランティア休暇制度の普及について指導・啓発を行う。
- ⑪ 生活保護の実施機関における執行体制の確保と自立支援プログラムの推進及びハローワーク等との連携強化等により自立促進を図る。
- ⑫ 生活保護の不正受給防止対策を推進するため、関係機関との連携強化を図る。
- ⑬ 貧困の世代間連鎖を断ち切るために、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業などの生活困窮世帯の子どもに対する支援内容の充実を図る。
- ⑭ 80代など高齢になった親が、ひきこもる50代ら中年の子を抱えて困窮する「8050問題」が深刻化しており、対策を早急に検討する。
- ⑮ ライフラインを止められ餓死・孤立死した事件が全国で相次いでいるのを踏まえ、関係機関との連絡会を設置して、高齢者等の見守りを進め、孤立死の未然防止を図る。
- ⑯ 就労・住宅の確保や保険医療・福祉サービスの利用促進等を盛り込んだ地方再犯防止推進計画を策定する。
- ⑰ 児童養護施設入所児童への支援を充実させるとともに、児童養護施設退所者が経済的な不安を抱えながら自立することは大変困難であることから、様々な悩みや問題に対し相談できる環境づくり等を進め、自立を支援する体制を構築する。
- ⑱ 単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な者の継続的な移動手段の確保のため、福祉有償運送事業者を支援する補助制度を創設する。
- ⑲ 保健所の機能強化（人員増強）のため、保健師資格を持つ職員の確保を図る。
- ⑳ 感染防止対策の要である保健所の施設整備については、施設の老朽化や感染症

対応に加え、県民の利便性及び職員の運動にも留意し、計画的に早期の整備を目指す。

- ⑩ 住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けるための重要な取り組みである地域リハビリテーションの推進にあたっては、現場の声を聞きながら、理学療法技術の介護予防への活用や、リハビリ専門職との連携を進める。
- ⑪ 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月施行）により、望まない孤独・孤立の状態にある人々を問題の解消に導くことは、社会で活躍する貴重な人材を生み出すことにもつながることから、本県の活力をより一層高めるためにも、当事者やその家族の立場に立った施策を推進する。
- 【新規】 ⑫ 頼れる家族などのいない高齢者の身元保証や死後事務等幅広い支援ニーズに対応するため、市町村の取組を支援する。

## (8) 医療体制の充実

※ ① 中央病院、こども病院及びこころの医療センターの県立3病院は、県民への安全・安心な質の高い医療提供のための積極的な機能充実を図りながら、県財政への負担軽減を図るために、抜本的な経営改善を推進し真に持続的な病院を目指す。

水戸地域医療構想による病院再編に当たって新設される県立新病院は、県立で唯一の総合病院として救命救急センターの機能を有するように計画する。

- ② 常陸太田・ひたちなか保健医療圏に整備した常陸大宮済生会病院に、小児救急の機能や産婦人科の診療体制のほか、整形外科医の確保による救急及び入院受け入れ体制を整備する。
- ③ 入院患者や医療従事者に良好な療養・職場環境の確保を図るための医療施設や設備の整備に対し助成する。
- ④ 医療事故の未然防止とともに、信頼と安心できる体制づくりのため、医療職員の研修など充実を図る。
- ⑤ 外国人在住者の医療対策事業を実施する。  
受診する際の情報を充実させるとともに、外国人医療費未払金の補填制度の充実を図る。
- ⑥ 医療機能の分化・連携の推進を図る。
  - (イ) 県民及び医師に対して、かかりつけ医の普及・啓発を図る。
  - (ロ) 医師会等に働きかけることにより、病診・病病連携を積極的に推進する。
  - (ハ) 地域医療支援病院の拡充を図る。
- (二) 地域医療介護総合確保基金を活用し、病床機能の分化・連携に資する事業を実施する。
- (三) 急性期を脱した患者の受け皿となる回復期病床は、2025年の必要病床数

約7200床に対し、いまだに乖離があり、今後、円滑な受け入れに向けて、受け入れ態勢のハード・ソフト両面からより一層支援する。

- ⑦ ICTや5Gなどのデジタル技術を活用した遠隔医療に取り組み、在宅医療提供体制の充実・強化や医療資源を健康管理など予防医療に有効活用する。
- ⑧ 開業医の高齢化や後継者不在に伴い診療所が減る中、地域医療の担い手を確保するため、診療所の第三者への承継を検討する県内の開業医と、開業を希望する全国の勤務医らを仲介する「医業承継バンク」の開設を検討する。
- ⑨ 人生の最期を迎えるや療養が必要になった場合に、多くの人が在宅医療を希望していることから、人生の最後まで安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療体制の充実が急務である。このため、各地域の取り組みや好事例を共有する会議を開催し、連携強化を図るなど、県全体の在宅医療提供体制の充実を図る。
- ⑩ 診療報酬は、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の議論を踏まえ決定しているものであることから、医療・介護関係団体の状況を把握した上で、人材やサービスの質を安定的に確保するために適切な配分となるよう国に要望する。
- ⑪ 看護現場における積極的なICTの活用（IT化、DXの推進）を促進・支援する。

#### （救急医療体制の充実）

県民がいつでもどこでも十分な医療を受けられるよう、1次（初期）・2次・3次の救急医療体制の充実を図るとともに、救急医療の普及・啓発を行う。さらに、災害時における救急医療体制の整備を図る。

- ① ドクターヘリの活用と受け皿となる医療体制の整備、ドクターカー運行の充実等により、県内に格差の生じない救急医療の充実を図る。
- ② 市町村が運営する休日夜間急患センター及び在宅当番医制度を推進するとともに、救急告示医療機関を支援する。
- ③ 夜間・休日における薬局の処方せん応需体制の充実を図る。
- ④ 病院群輪番制病院の施設及び医療機器の整備を図る。
- ⑤ 救急患者が迅速に適切な処置が受けられるよう、救急搬送体制の充実や、消防救急指令の一元化を進める。
- ⑥ 救急医療（応急救手當）の普及・啓発を行う。
- ⑦ 災害拠点病院等に対し、災害医療に必要な施設・設備の整備を図る。
  - イ) 短時間搬送体制を確保するため、救急医療用ヘリポートの整備を図る。
- ⑧ 救急医療対策の一環として、AED（自動体外式除細動器）の設置並びに活用の促進及びバイスタンダー（現場に居合わせ応急救手當を行える人）の養成に一層努める。
- イ) 学校施設の貸し出し時等においても、AEDが適正に活用できるよう運用体制の整備を図る。

(iv) 「ASUKAモデル」を活用したAEDの適正利用の普及啓発を図る。また、小学校においても、救命講習の中で自分にできることを教え、救命救急の啓発を図る。

\* ⑥ 県内において、医師不足等が顕著な鹿行地域の医療体制の充実を図るために、神栖済生会病院における医師・看護師の受け入れや定着が進み、鹿行地域の安心安全を守る重要な中核病院としての使命を果たしていくよう、新病院整備や機能強化に対する支援に取り組む。また、行方地域を含む鹿行地域の医療提供体制の維持・向上を図るために、関係機関と連携・協力し、救急医療を始めとした、地域医療の機能向上に全力で取り組む。

## (9) 医薬品の安全対策と献血の推進

- ① 医薬品の有効性・安全性を確保するため、医薬分業の充実や医薬品の正しい情報の提供活動を推進する。
- ② 一般用医薬品のインターネットによる販売の監視指導を強化し、医薬品使用にあたっての安全確保を図る。
- ③ いわゆる健康食品（無承認無許可医薬品の疑いがあるもの）や危険ドラッグによる健康被害を防止するため、試験検査を充実し、市場への流通の防止を図る。
- ④ 血液の安定供給のため、献血事業を推進する。
  - (i) 成分献血、400ml献血を中心とした献血思想の普及に努める。
  - (ii) 民間献血協力団体などの拡充に努める。
  - (iii) 10代、20代の献血者数が減少しているが、若年層での落ち込みは将来の供給不足につながりかねないことから、若年層の献血者確保に努める。

## (10) 医療従事者等の養成確保

- ① 社会人の編入学の受け入れ等、県民に開かれた県立医療大学・大学院づくりを図る。
  - (i) 県支援センターとして医療従事者の研修体制の充実を図る。
  - (ii) 現任医療職のためのリカレント教育を推進する。
- ② 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師などの養成確保及び研修の機会を拡充する。
  - (i) 医師不足が深刻化している県北山間部などの地域における産婦人科や小児科、救急医療などの政策医療を推進するため、必要となる医師の養成確保を図る。
  - (ii) 地域枠や修学資金貸与制度の拡充を図るとともに、将来、医師不足地域であっても夢や希望をもって医療に従事できるよう、地域医療支援センターが中心となって、修学生などのキャリア形成を支援する。

- (イ) 医師の働き方改革による影響を把握するとともに、労働環境の改善や院内保育所の設置促進等を進め、女性医師や看護職員などの離職防止、定着促進対策を強化する。
- また、看護職員が安心して働き続けられるよう暴力・ハラスメント防止対策及び看護職のメンタルヘルスケア対策など働きやすい職場環境の改善について支援策を講じる。
- (ロ) 県ナースセンターの機能を充実させ、学生対象の看護職場体験や潜在看護職員の再就業教育研修体制、職業紹介事業の拡充を図るとともに、潜在看護職員の再就職支援を促進する。
- (ハ) 勤務環境改善のため、院内・公私立保育所の増設や拡充等に加え、小規模病院等には単独設置は厳しいため、連携して設置出来るなどの支援を図る。
- (ヘ) 看護職員の再就職を促進するため、嘱託・パート・夜間専従など多様な勤務態勢・条件の導入を図るとともに、医療体制の充実のための看護補助者の確保対策を促進する。
- (ト) 看護師等修学資金貸与制度の充実を図るとともに、看護師が不足している地域における看護師養成施設への支援を行い、看護職員の養成確保を図る。さらに、看護職員の処遇改善に資する取組を促進する。准看護師養成校について、既存は当面維持しつつも、新設は止め、(正)看護師養成に施策導入する。
- (チ) 助産師養成においては、県内助産師養成施設における県内推薦枠を実施するとともに、十分な臨地実習の場の確保を図る。
- (リ) 医師不足解消のために、県立高校へ設置する医学コースを充実させ、医学部合格者増加の成果を上げる。
- (ヌ) 医師の地域偏在や診療科偏在などの抜本的な解消のために、医師需給推計の再検証や医師の勤務のあり方の見直しなど必要な制度の改善について、国に働きかけていく。
- (リ) 看護師の離職防止や潜在看護師の現場復帰促進につながるよう、看護師が安心して働ける保育体制の構築を図る。
- (タ) 専門的な資格を持つ看護師（認定看護師、専門看護師等）の更なる育成と活用を図る。
- (カ) 看護師等養成機関の勤務環境の改善はもとより、臨床経験豊富な看護師が専任教員へのキャリアプランを描けるような看護教育システムの構築に必要な取組を促進する。
- (カ) 県内の薬剤師の業態偏在や地域偏在を解消するため、第8次保健医療計画に基づき、実効性ある薬剤師確保策に取り組む。
- (ヨ) 人材バンクを設置し、円滑な斡旋を行うなど、プラチナナースをはじめ、あらゆる世代の看護職員が、外国人材の受入を含めて、県内に就業・定着できるよう

な施策を推進する。

- ④ 訪問介護員（ホームヘルパー）、訪問看護師、福祉に精通した職員等、福祉サービスを担う人材の養成、養成機関及び現任者研修の充実強化を図る。
- ⑤ 医師の負担を減らすため、電子カルテの入力や診断書の発行といった医師が担ってきた事務を代行する医療クラークの養成に取り組む。

## (11) 社会福祉施設への適切な支援

社会福祉施設は、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの提供において重要な役割を担っていることから、利用者へのサービス低下を招来しないよう経営安定化を支援することが必要である。

- 養護老人ホーム等の措置施設については、空床が目立つ施設も見受けられるところから、積極的に活用されるよう市町村に対し働きかけを行う。

## (12) 食品の安全対策の推進

- ① 食品の安全性を確保するため、生産段階から流通・製造・加工・調理・消費に至るまでの各過程における、衛生対策の効果的な指導を総合的に推進する。
- ② 食品に起因する健康被害の予防対策を積極的に推進し、被害拡大防止・再発防止対策など関係機関と連携の上、対策を総合的に講じるとともに、食品による危害発生の未然防止に効果的な手法である、H A C C P（ハサップ：危害要因分析重要管理点）の適正な運用を確認及び支援する。
- ③ 「食の安全・安心推進条例」に基づく、食品衛生法等に違反した農林水産物の出荷・販売の規制、食品等輸入者届出等の食の安全・安心の確保に関する具体的措置の適正な運用を図る。
- ④ 食品を介して健康被害を引き起こす可能性のある微生物や化学物質の多様化、残留農薬等のポジティブリスト制度等に対応するため、食品の検査機能の強化を図り、県内に流通する食品中のアレルギー物質や残留農薬、残留動物用医薬品等の各種検査を輸入食品も含め推進する。
- ⑤ 県民が日々食べている食品の安全性を正確に判断するため、食品衛生検査施設業務管理（G L P）を徹底し、検査の信頼性を確保する。
- ⑥ 原産地の偽装表示などの不適正な表示を確実に発見するため、関係機関と連携し、元素分析等の科学的手法を用いた検査を実施し、県民の食に対する安心感の醸成を図る。
- ⑦ 「県ホームページ」やS N S等を活用し、食の安全に関する情報公開を積極的に実施するとともに、食品の放射能汚染も含めた食の安全に関する施策等について、県民の意見を反映させるため、リスクコミュニケーション（関係者相互間の情報・意見の交換）を推進する。

- ⑧ と畜場や食鳥処理の衛生水準の向上を図るため、H A C C P の適正な運用を確認及び支援するとともに施設の改善を促進する。
- ⑨ 生食用食肉の規格基準等が遵守されるよう生食用食肉を取り扱う事業者への監視指導を徹底する。
- ⑩ 食品の放射性物質に関するモニタリング検査を継続的に実施し、その検査結果を県民に分かりやすく公表する。

### (13) 動物の愛護・管理対策の推進

本県の犬及び猫の殺処分は、令和元年度から譲渡適性があると判断した犬及び猫がゼロとなったが、依然として収容頭数が多い状態となっている。その背景には、無責任な飼い主の飼育放棄や迷子、野良猫が産んだ仔猫など、所有者のいない犬猫が動物指導センターに収容されていることがある。

今後も殺処分ゼロを維持するため、「犬猫殺処分ゼロを目指す条例」に基づき県、市町村、動物愛護ボランティア、県民と連携し、より一層の動物愛護施策の推進を図る必要がある。

- ① 動物の適正飼養の普及啓発に関する施策の推進を図る。特に、県民が命の尊さを学ぶための機会を設けるよう努めるとともに、動物を飼養する場合の関係法令等の遵守、適切な繁殖制限措置、所有者明示、飼い主マナーの向上等について啓発活動を推進する。
- ② 令和元年 6 月の改正法施行により動物取扱業の規制が強化されたことから、それらの内容を遵守させるため、動物取扱業の監視指導・責任者研修会の実施を通じて、改正法の遵守状況の確認及び指導を強化する。
- ③ 県動物指導センターに収容された動物の譲渡を推進するため、収容動物や譲渡に関する情報発信の強化、収容動物の健康状態の維持・改善、譲渡適性の乏しい動物に対するトレーニングの実施、またはトレーニングに取り組む登録ボランティアへの支援等を推進する。
- ④ 災害時の避難所へのペットの受け入れ態勢の構築を市町村へ働きかけるとともに、災害時動物愛護ボランティアリーダーを育成する。
- ⑤ 県が主導して県内市町村に飼い猫の登録制度を設け、飼い主に猫の性別や不妊・去勢手術の有無といった情報を市町村に申請するよう求めるとともに、不妊・去勢手術への補助金交付を検討する。
- ⑥ 適正飼養の判断に関する基準を整備するとともに、不適正飼養が認められた場合には、法に基づき厳正に対処するよう努める。

## (14) 児童・青少年・若者の健全育成

たくましく心身ともに健全な青少年の育成は緊急課題である。特に、地域活動に取り組む青年リーダー（若者）の養成や青少年のための環境健全化活動を一層推進する。

- ① 「青少年・若者応援プラン」に基づき、青少年・若者の健やかな成長と自立を図るための施策を総合的・統一的に推進する。
- ② 青少年の健全育成のための体制整備とその活動の充実を図る。
  - (イ) 青少年育成市町村民会議の充実強化を図る。
  - (ロ) 各種少年団・子ども会等の少年団体を育成する。
- ③ 家庭の養育・教育機能の充実強化を図る。
  - (イ) 家庭生活の中からしつけや思いやりの心が育つよう、家庭教育の意識高揚を図る。
  - (ロ) 次代を担う児童の健全な成長を著しく阻害する、児童虐待の防止に対する啓発などの対策を進める。
  - (ハ) 親子のふれあいを推進する事業や、優良図書等の推奨を進める。
  - (ニ) 教育や子育てに関する電話相談など子どもの教育を支援する相談事業等を進める。また、児童委員活動・主任児童委員の活性化を図る。
- ※ ④ 小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保するとともに、放課後児童クラブにおいては、減少傾向にあるものの待機児童が一定数発生していることから、今後とも、市町村の施設整備に対する支援を継続する。  
また、放課後児童クラブの開設時間の延長、開設日数の拡大、小学校6年生までの受入れ拡大、放課後児童支援員の確保、処遇改善や施設・設備についての基準への適応など、質の向上を図ろうとする市町村の取組を支援し、総合的な放課後の対策の推進を図る。
  - (イ) 生活が困窮している家庭を対象に、小学生の放課後児童クラブ（学童保育）の利用料减免を検討する。
  - (ロ) 児童福祉法に基づく児童虐待防止の支援組織「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るとともに、市町村職員の専門性向上のための研修等を実施する。
  - (ハ) 市町村要保護児童対策地域協議会への児童家庭支援センターの参加等を促進するとともに、児童家庭支援センターの拡充や地域支援連携担当職員の配置支援等を図ること。
- ⑤ 青年団体の活性化と青少年の社会参加の促進を図る。
  - (イ) 地域活動に取り組む青年リーダー（若者）を養成するため、地域の課題解決や活性化に取り組む青少年や若者等の地域活動を支援する。

- (iv) 特に、中学生・高校生のグループや親子での福祉ボランティアなど社会参加活動を奨励する。
- ⑤ 青少年のための環境整備を進めるほか、地域の教育機能を強化する。
- (i) 有害環境対策を進めるため、少年警察ボランティア、防犯協会による活動の充実強化を図る。
- (ii) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害図書等の指定を行うとともに、青少年相談員等が行う「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動の推進など事業者の自主的な規制等を通じて、社会環境の健全化を図る。
- (iii) 青少年健全育成施設の整備を推進する。
- (iv) 児童の居場所となる児童館や児童センターの整備を促進するとともに、子どもの遊び場を増設する。
- 学校や地域の公的施設等の有効活用を進める。
- (v) 茨城県青少年育成協会等と連携しながら、「あいさつ・声かけ運動」を推進する。
- (vi) エイズの感染予防及び患者等への差別や偏見の撤廃に向けた普及啓発活動を推進する。
- (vii) 「大人のマナーアップ運動～親が変われば、子どもも変わる～」運動が県民一人ひとりのレベルまで浸透し、定着するよう普及啓発活動を推進する。
- (viii) 子どもの貧困対策の一つとして、県立高校等の個室トイレへの生理用品の設置を検討する。
- ⑥ 青年を対象に自己啓発セミナーを開催し、自立した青年を育成する。
- ⑦ 学校教育の中で、ボランティア活動や地域奉仕活動に積極的に取り組む。
- ⑧ 不登校や引きこもり、就職困難など、困難を抱える子どもや若者の問題は、複雑かつ深刻さを増していることから、平成22年に施行された子ども・若年育成支援推進法に規定されている総合的な相談窓口「子ども・若者総合相談センター」を、県をはじめ市町村に早期に設置し、支援体制の強化を図る。

## (15) 男女共同参画の促進

少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など、社会経済情勢の急速な変化に的確に対応するためには、男女共同参画社会を実現することが必要である。男女共同参画社会の実現のために、人材の育成をはじめ男女の人権尊重など、社会の理解を高める施策を進めるとともに、女性団体などの育成強化を図り、その活動を支援する。

また、女性が主体的に様々な分野の意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていくことが重要であるため、女性がその能力を発揮して、いきいきと活躍できる環境づくりを推進し、女性が輝く社会づくりに取り組む。

さらに、人生観や価値観等がますます多様化する中、あらゆる人の人権・人格や

生き方が充分尊重される優しい社会の実現を推進する。

- ① 國際的視野を持った女性リーダーを育成するための人材育成事業を行う。
- ② 企業における「働き方改革」の取組を促進し、労働者が性別等により差別されることなく、仕事と生活の調和を図りながら働く環境づくりを推進する。
- ③ 「茨城県男女共同参画基本計画」に基づく事業を推進し、男女共同参画による社会形成のための条件整備を進める。
  - (イ) 出前講座を実施するなど、広く県民の意識の高揚を図る。
  - (ロ) 男女共同参画推進月間において、男女共同参画意識の普及啓発や県民の自主的な取り組みの促進を図る。
- ④ 女性の自主的活動や社会参加を一層拡大するため、様々な分野における女性の活躍を推進し、情報提供や相談支援を充実する。
- ⑤ 政策・方針等を審議・決定する場への女性の登用を図るとともに、その人材の育成に努める。
- ⑥ 配偶者からの暴力などDVが社会問題となっており、被害者の迅速かつ的確な保護活動を実施するための体制を整備する。
  - (イ) 配偶者暴力相談支援センターの機能充実を図る。
  - (ロ) 警察や市町村、児童相談所などの関係機関との連携強化を図る。
  - (ハ) 相談を受け付ける職員など関係職員への研修を充実強化する。
  - (ニ) 被害者支援に関する豊富なノウハウやネットワークを有する民間支援団体等との連携を強化する。
  - (ホ) 24時間のDV電話相談を行う。
- ⑦ 雇用の場における女性の活躍を促進するため、いばらき女性活躍・働き方応援協議会を中心に、キャリア形成の支援や、女性ロールモデルの情報発信、女性をはじめ誰もが働きやすい職場環境の整備を更に推進する。
- ⑧ LGBT等性的マイノリティの支援は、当事者が真に望むことを的確に把握するとともに、市町村や県出先機関等との連携を図りながら、理解増進の取組を推進する。
- ⑨ 社会的に少数派である障害のある人々やLGBTQの人々などを社会の中でしっかりと包摂するダイバーシティを受け入れ、承認し合う社会づくりに取り組む。
- ⑩ 県民の人権意識の向上に向けた取組を強化する。
- ⑪ 一人ひとりの違いを認め、互いに理解・共存し合うジェンダー・ニュートラルの考え方を踏まえた県民の意識改革の推進に取り組む。

## (16) 消費生活の安全確保

消費者の無知につけ込む悪質な商法、契約や解約及び欠陥商品に関するトラブルが後を絶たない。また、高度情報通信社会の進展によりインターネットやスマート

フォン等の情報通信機器を利用した被害や高齢者の消費者トラブルが増加している。このため、県民の消費生活における被害を防止し、その安全確保を図るため、一層きめ細かな消費者行政が必要である。

① 消費者支援体制の整備を積極的に進める。

- (イ) 消費者利益の擁護のために、消費者契約に係るトラブルを円滑に解決できるよう、県消費生活センターの機能強化を図るとともに、市町村の消費生活センター等相談窓口の機能充実に対する支援を行う。
- (ロ) 悪質商法等不当な取引行為による被害防止対策の推進、欠陥商品による危害の防止、不当表示等の適正化に努める。
- (ハ) 消費者被害の未然防止を図るために、消費生活に必要な知識の普及や情報の提供などの消費者教育や啓発活動を推進する。

【新規】 (ニ) 法外な駆除料金を請求するなど害虫・害獣駆除に関するレスキューサービストラブルを引き起こしている事業者に対応する必要があるため、消費者トラブルがなくなるよう、これらの悪質事業者への調査・指導等を行う。

② 消費生活関係団体の育成・指導を図る。

- (イ) 県消費者団体連絡会など、関係消費者団体の育成指導に努める。
- (ロ) 消費生活協同組合の運営の適正化を指導する。

## 5. 豊かな心を育む教育と文化の振興を図り、 郷土を愛する人材づくりを進める

いつの時代も、青少年は次代を担う後継者として、その成長が大いに期待される存在である。今の青少年は高度情報化社会、高齢社会、多様化社会の中心的世代としての役割を果たしながら、活力ある茨城を築いて行く重要な立場にある。従って、青少年を心身共に健康で活力・気迫にあふれ、思いやりの心を持ち、自主性と責任感・創造性を持つ茨城県民の一員として、地域社会・産業の発展に貢献できるような人材として育成することは、学校はもとより家庭・地域の大きな責任である。

また、全ての県民が生涯にわたって自らを啓発し、健康で文化的な生活が営めるよう、生涯学習を一層充実する。地方の時代、文化の時代にふさわしく、魅力ある芸術・文化活動の振興にも努める。

活力と安心の県民生活を目指し、その実現を図るためにには、教育の果たす役割は大きなものがある。そのため、児童生徒に基づき基礎学力の定着を図るなど、当面する課題に積極的に取り組み、かつ中・長期的展望に立った施策を推進する必要がある。

### (1) 学校教育の充実

学校教育は、児童生徒数の減少期を迎えた今日、児童生徒の個性に応じ、それを伸長するとともに、きめ細かな指導によって自主的・自立的精神を養い、確かな学力を身につけた心豊かで創造的な人間の育成を目指して実施されなければならない。

① 思いやと道徳心・気概・責任感と創造性を持った青少年の育成は社会の責務である。県民の教育に対する関心と理解を深めるため、知事部局と教育庁など関係機関が一体となり、全庁的に「いばらき教育の日」(いばらき教育月間)における取り組みを推進することにより、学校・家庭・地域が連携した社会全体の教育力の向上を図る。

#### ② 確かな学力の向上

- ④ 児童生徒に基礎的・基本的な内容を身につけさせるとともに、自ら学ぶ意欲や態度の育成を図り、学力の向上に努める。
- 少人数指導、習熟の程度に応じた指導など、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図る。
- 適切な国語教育は社会生活の前提として不可欠であり、課題の読解力と論理

的思考力等を確実に身につけられるよう、理解力向上を図る。

- 全ての学習の基盤となる基礎的学力を着実に定着させるとともに、総合的な学習の時間や各教科などの中で、自ら課題を発見・解決する学習を推進し、生涯教育の基礎を培う。
  - 小学校高学年における教師の専門性や得意分野を生かした教科担任制の推進を図る。
- (回) 全国学力・学習状況調査等の結果を分析して学習指導の改善に生かし、児童・生徒の学力向上を図る。
- (イ) 幼児期の教育が小学校以降の生活や学習の基盤につながることに配慮し、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携強化を進めるとともに、全ての子どもたちが就学前に質の高い幼児教育などを受けることのできる環境整備に取り組む。
- (ロ) 自主的・実践的態度及び集団の中で自己を生かす能力の育成を図るため、特別活動の充実を図る。
- (ハ) 児童生徒の発達段階に応じた計画的なキャリア教育を行い、児童生徒の勤労観・職業観を育成するとともに、主体的に進路を決定できる能力・態度の育成を図る。
- (ヘ) 大学等進学率の向上を図るために進学指導を充実する。
- ③ 知育・德育・体育の充実による豊かな心の育成
- (イ) 知育・德育・体育のバランスのとれた学校教育を確立し、特に豊かな心の育成の充実を図る。
- (ロ) 高校での日本史教育の充実を図る。
- (ハ) 子どもたちが、よりよい人間関係づくりができるようにするために、ライフスキル教育の充実を図る。
- (ロ) 将来、親になるための学びの場として、高等学校において様々な体験活動の機会を設ける。
- (ハ) 「ブラック校則」の見直しを求める声が高まっており、校則を見直すにあたって、見直し過程に生徒を参画させるなど工夫しながら、生徒の規範意識のみならず、主体性の育成にも取り組み、生徒の健全な成長や発達を目指した校則の見直しを推進する。
- (ヘ) 地域に開かれた学校とするため、校則を広く周知するよう学校に要請する。
- ④ 総合的な生徒指導体制の充実強化
- (イ) 学校の管理運営の適正化と家庭及び地域社会との連携強化に努めるとともに、生徒指導に関する教員研修の充実を図り、全教員の共通理解のもとに生徒指導体制の強化を図る。
- (ロ) 児童生徒の問題行動等や非行の未然防止に積極的に取り組む。

- (イ) 小・中学生の不登校や高校生の中退の問題等の解決のために、スクールカウンセラー等の専門家を活用し、学校におけるカウンセリング機能を高めるなどの教育相談体制の充実に積極的に取り組むとともに、関係機関等との積極的連携に努める。
- (ロ) 不登校やいじめ、問題行動等に対応できる体制づくりの一環として、学校内外で子どもを取り巻く生活環境などの改善に向け、スクールカウンセラーや様々な働きかけを行うスクールソーシャルワーカーの活用を推進するため、国に対して補助の拡充を要望し、支援の充実を図るとともに、スクールロイヤーの派遣の拡充に努める。
- (ハ) 病気や障害のある家族の介護など、大人が担うようなケアを引き受けている児童生徒は、勉強等に打ち込めず、将来の夢や進路の制約が懸念される。教職員による児童生徒の生活環境の把握や児童生徒が相談できる体制の整備に努め、ヤングケアラーの状態を解消するために、スクールソーシャルワーカーを活用して適切な福祉サービスにつなげるなど、関係機関と一体となって生徒への支援に努める。
- (ヘ) 高校生の二輪車事故等を防止するため、交通安全教育を推進する。
- (リ) 徒歩通学児童の安全確保のため、ヘルメットの着用について啓発を図るとともに、保護者等の新たな費用負担への財源確保策を検討し、市町村における導入を促進する。
- (ケ) 児童生徒の情報モラル向上のために、SNSの正しい使い方に関する指導を強化するとともに、学校が主催する「性に関する講演会」に産婦人科医等を招聘し「生命（いのち）の安全教育」に取り組むなどして、児童生徒が性犯罪や性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにする。
- ⑤ いじめのない学校づくり
- (イ) 教員と児童生徒の信頼関係なくしては、人間性豊かな人格形成の教育は成り立たない。教員は人間性を磨くこと及び児童生徒理解に努める。
- (ロ) 「いじめ防止対策推進法」や「茨城県いじめの根絶を目指す条例」等を踏まえ、児童生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活が送れるよう、いじめの未然防止や、早期発見・早期対応による解消を図る。  
○各学校の生徒の学校生活上の課題を児童生徒自らが自分自身の問題として捉え、児童生徒自身の手で解決する能力・態度を育成する。
- (ハ) 児童生徒の保護者や地域住民・警察と生きた情報交換・連携等を図り、情報を積極的に発信するなど開かれた学校づくりを推進する。
- (リ) しつけや思いやりの心の育成等、豊かな人間性を育む家庭教育の機能回復を図るためにの施策を積極的に推進する。
- \* (ハ) 学校がいじめの重大事態に適切に対応できるよう、国の「いじめ重大事態の

調査に関するガイドライン」の普及・活用を図る。

(イ) いじめ問題等の早期発見に向け、SNSを活用した相談窓口等の設置と充実を図る。

⑩ 開かれた学校づくりの推進

(イ) 保護者や地域住民等による学校関係者評価の充実を図るとともに、学校の様々な情報を保護者や地域住民等に積極的に発信し、開かれた学校づくりの推進に努める。

(ロ) 地域とともにある学校づくりとして、コミュニティ・スクールを導入した学校の成果などを検証した上で、全県的な導入を検討する。

⑪ 学校での子どもたちをめぐる様々な諸問題に対して、効果的に対応できる組織体制の構築を図る。

⑫ 学校行事の充実

(イ) 学校行事において、国歌の齊唱と国旗の掲揚を促す。

(ロ) 好事例をもとに、学校に学校行事の具体的な実施方法を学校に提案して、子どもたちの思い出づくりをサポートする。

⑬ 国際理解を深めるための教育の推進

(イ) 国際理解を深めるための国際交流を推進し、グローバル社会で活躍できる人材の育成を図る。

○国際理解を深めるための国際交流を推進する。

○外国との姉妹校提携、交換留学事業を推進する。

(ロ) 英語プレゼンテーションフォーラムや英語弁論大会の実施、外国语指導助手の招へい、教員研修の充実などにより英語教育の推進を図る。

(ハ) 小学校の外国语教育で配置されている外国语指導助手(ALT)の雇用形態の違いによる教員の負担増や、市町村間の格差が懸念されるため、市町村への支援を実施する。

⑭ 郷土文化の創造

(イ) 本県の歴史的背景など郷土に対する理解を深め、新しい地域文化を創造する姿勢を養うための教育を充実させることで、愛校心や愛郷心・愛国心の高揚を図る。

(ロ) 本県の魅力向上につながるよう郷土教育と観光振興が連携した取り組みを検討する。

(ハ) 我が国の領土に関する理解を深める教育の充実を図る。

⑮ 平和の大切さを学ぶ平和教育の充実を図る。

⑯ 科学教育・情報教育の推進

(イ) 児童生徒の科学への興味・関心を高めるため、理科教育の充実を図る。

○特に宇宙少年団、少年少女発明クラブ等、各種団体と関連した特別な活動等

を拡充する。

- (d) 教育用デジタルコンテンツ(学習用デジタル教材)の研究・開発を行い、授業での活用を図る。  
(e) ものづくりに対する興味・関心を高める教育を充実させ、将来、高度化する科学技術に対応できる人材を育成する。  
(f) デジタル教科書について、先行事例を参考にしながら、その教育効果や課題などを検証し、望ましい活用のあり方を検討する。  
(g) 児童生徒1人1台のタブレット端末等のICT(情報通信技術)機器を活用した学習意欲を高める授業が実践できる教員の育成やICT支援員配置などの財源確保に努め、Society5.0時代を生きる子供たちが同じレベルのICT教育を受けられるようにする。

また、国に対し、1人1台端末等の維持管理・更新に係る財政措置を講ずるよう要望する。

- (h) 学校で日々生成されるようになった膨大な教育データを自動的に集約し、生徒の学習状況等を可視化する「教育ダッシュボード」を構築し、より一層の学びの質の向上や教員の負担軽減を図る。  
(i) トラブルやリスクが生じやすい具体的な場面を想定した指導を行うなど、実践的なメディアリテラシー教育を促進し、子どもたちの情報の精査能力のさらなる向上を図る。  
(j) 推進役となる教員の指導力の向上を図り、教科横断・課題解決型のSTEAM教育を推進する。  
(k) 高校在学中に専門教育が受けられるようにするために、県立職業能力開発校等と連携してIT人材等を育成する。

#### ⑩ 教職員の資質向上・採用・配置の適正化

- (l) 学級崩壊の未然防止のため、教職員の資質の向上、また非常勤講師の適正な配置を行うとともに、家庭との一層密接な連携体制づくりを進める。  
(m) 県教育研修センターにおける研修内容の充実に努めながら、各種研修講座を体系的に実施するとともに、教員を民間企業へ派遣する交流事業等を推進し、教職員の資質の向上を図る。  
(n) カウンセリングマインド等、心のケアに関する識見を高めるため、校内研修の充実を図る。  
○カウンセリングアドバイザー及びスクールカウンセラーを有効に活用する。  
(o) 小学校外国語教育のための英語の教員、理科・数学(算数)等の専科教員の拡充に努める。また、免許外教科担任制度については、教育の質の低下を招かないよう、制度の趣旨を踏まえた適切な運用を図る。  
(p) 武道の学習を通じて、生徒がわが国固有の伝統と文化にさらに触れることができ

できるよう、指導教員の資質の向上を図る。

また、安全指導も含め、実技指導に万全を期すため、武道場の整備や退職教員の活用を推進する。

- (ヘ) 義務教諭及び学校事務職員の配置改善を図る。
- (ト) 教員不足を解消するために計画的な教員採用に取り組むとともに、教員の欠員補充や産休・育休に係る常勤講師の確保とその待遇改善に努める。
- (チ) 教員の大量退職に伴い、教員の年齢構成に偏りが生じ、ミドル層が経験不足のまま役職を引き継ぐことになり、一部の学校では、学習指導などのノウハウ伝承に苦心している状況などがあることから、より適正な教員配置の取り組みを強化するなどし、次代を担う「ミドルリーダー」の積極的な育成に努めるとともに、時代の変化や教育ニーズに応じた校長の若手登用など柔軟な人事制度の運用に努める。
- (リ) 教職員の業務負担軽減を図り、勤務環境を改善するため、小学校での教科担任制の促進と専任教員の配置・拡充を図り、学級担任の持ち時間数の軽減に努めるとともに、外部委託化も含めた業務の見直しや、教師が担う業務の適正化を進めることで、教員が本質的な業務に専念できるよう、仕事の精選に努める。  
また、各市町村で個別に運用している校務支援システムの共同利用化を推進し、教員が他市町村へ異動したときも操作の覚え直しを不要とする等、教員の負担軽減を図る。
- (ヌ) 将来の本県教育を支える教員を確保するため、中学生などの早い段階や将来教員を目指す学生などに対して教職の魅力を伝える取組を実施し、教員志願者の拡充を図る。
- (リ) 教員の採用については、特色ある学校づくりの観点から、特に人間性の豊かさ・幅広い教養と専門的知識・技能を重視するための加点制度や、講師等経験者特別選考（全校種）・社会人特別選考（高等学校）の継続・拡充を図り、経験豊かで力量のある教員の確保に努める。  
また、募集から採用までのスケジュールの早期化も含め、他県での効果的な事例を参考にしながら、より多くの優秀な志願者を獲得できるような制度づくりに取り組む。
- (タ) 教員が毅然として教育活動に従事できるよう、体罰に依らない指導方法や校内の集団指導体制などの構築を図る。
- (ツ) 運動部活動の充実と教職員の業務負担軽減を図るために、部活動指導員の積極的な活用を促進する。
- (カ) 次城国体のレガシーを将来にわたって本県のスポーツ振興につなげていくことが重要であり、専門的な指導体制の強化や、合同チームの大会参加など、部活動の活性化に取り組む。

- (3) 学校だけでは対応が困難な生徒指導等の問題に対して、警察OBや公認心理師・臨床心理士などの専門家を市町村教育委員会や学校に派遣し、教職員や保護者に直接指導助言できる体制の構築を図る。
- (4) 複雑化する学校の諸問題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、ICT支援員、生徒指導に関わる担当者など、専門スタッフの配置拡充に努める。
- (5) 民間人校長の理念を共有し、任期終了後もその成果をスムーズに引き継ぐほか、各学校へ取り組みを周知し、本県の高校教育が豊かな人間性と起業家精神を兼ね備えた地域のリーダーなどを育成できるよう、校長公募の充実に取り組む。
- (6) 外国人籍の児童生徒の保護者と円滑なコミュニケーションを図るために、多言語化に対応したICTを効果的に活用するなどして教員の負担軽減に努める。
- (7) 教員選考試験の第1次試験において教職専門試験を廃止するに当たり、教員の質の確保に万全を期すため、県内大学に対し教職課程における教職専門に関する科目の適切な履修を要請するとともに、採用前後の研修における教職専門に関する研修の充実強化を図る。
- ⑩ 教育行政の充実
- (1) 県教育委員会委員については、本県教育の発展に寄与できる高い識見を有する人物を選任する。
- ⑪ 適正かつ公平な教科書採択の推進
- (1) 教科書調査委員会調査員、教科用図書選定審議会委員の選任については、より公平性・中立性を図るとともに、機関員等の見直しをする。
- (2) 県教育委員会では教科書採択に当たり、一般的な指針を示すものとして、指導方針と教科用図書の採択に関する参考資料を作成し、採択事務を進める際の参考資料については、学習指導要領の改訂のポイント等に視点をおくなど、資料の見直しをする。
- 教科書の採択権者に対し、各採択地区選定協議会が行う教科書ごとの特色や違いについての調査研究の参考となる資料を作成する。
- (3) 文部科学省は「開かれた採択」を掲げて、教職員の意向だけで採択が決まることのないよう、保護者や一般の意見が反映される採択を求めていた。そのため、選定の過程で教職員以外の意見を聞く機会を設けたり、教科書展示会における意見等を採択の際に参考としたりすることで、より開かれた採択を目指す。
- ⑫ 学校図書館の充実
- (1) 本県の学校図書標準の達成率は、小学校が67.4%、中学校が55.5%であるため、国が策定した「第6次学校図書館図書整備等5カ年計画」による地方交付税措置を、各市町村が積極的に活用するよう働きかけを行い、学校図

書館の充実を図る。

- (c) 学校図書館の充実を図るため、司書教諭を全ての学校に配置するよう努める。また、市町村における学校図書館担当職員の配置や、読書活動ボランティアなどの活用を積極的に支援する。

⑩ 社会貢献活動の充実

- (i) 勤労と社会奉仕の精神を尊ぶ児童生徒を育成するため、社会参加活動や体験学習を促進するなど福祉教育の推進を図る。
- (ii) 県立高校の生徒に、地域の中での役割を自覚し、社会的なマナーを学んでもらうことを狙いとして、小学校での学習支援や町内会と連携したボランティア、学校周辺の清掃、社会福祉施設でのサポートなどの「社会貢献活動」への参加を促進するとともに、高校を核に小中高が連携した地域づくりを学ぶ仕組みの創出に努める。
- (iv) 地域社会を担う人材育成のため、地域の課題・解決に向けた企画・実践活動等を行なうIBARAKIドリーム・バス事業等、地域との交流拡大を図り、地域への愛着を高める取り組みを推進する。

⑪ 環境教育の推進

- (i) 学校教育及び社会教育との融合を図り E S D の視点を踏まえた環境教育の推進を図る。
- (ii) 各学校で環境教育を組織的・計画的に進めるカリキュラム・マネジメントを推進できるよう、リーダーとなる教員を積極的に育成する。
- ⑫ 中・高校生における薬物乱用が憂慮される実態にあるため、学校及び社会教育における薬物乱用防止教育を一層推進する。また、小学生に対しても保護者を交えた教育を市町村に働きかけていく。

⑬ 学校における食育の充実

- (i) 児童生徒の郷土理解を深めるとともに、地産地消を推進し、質の良い学校給食の提供を図るため、引き続きより一層の学校給食への本県農林水産物の利用促進を図る。
- 学校給食に地場産物を使用する割合をさらに高めるとともに、児童生徒と生産者等との交流給食を実施するなどにより、食育の推進・充実を図る。
- (ii) 学校給食における地産地消をさらに推進するため、県と市町村が協力し、学校給食費に対する助成の拡充を図る。
- (iv) 学校給食への県産牛乳の安定供給等を支援する。
- (v) 学校給食用食材の微生物検査を実施するほか、学校給食衛生管理実地研修会を開催するなど、学校給食の安全を確保する。
- (vi) 本県食育の推進を図る観点から、学校給食において重要な役割を担う茨城県学校給食会の活動を支援する。

- (イ) 学校給食の基本物資委託加工業者の減少対策として、県や市町村の担当課の協力を得て、情報の共有化や将来にわたって委託加工業者を確保するための具体策等への支援を図る。
- (ロ) 国における「早寝、早起き、朝ごはん運動」を推進するなど、食育を通した子どもたちの望ましい健全な生活習慣を育成する。
- (ハ) 児童生徒一人ひとりが正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができるよう、栄養教諭のさらなる配置促進を図る。
- (リ) 「学校給食供給体制維持経費」として、現行契約にキャンセル規定を盛り込んだ契約とすることについて検討する。
- \* (メ) 国において全国的な給食費無償化の実施に係る検討が進められていることから、国で責任をもって食育の取組みや近年の物価高などを考慮した十分な財源を確保するよう、国へ働きかける。
- (ア) がん教育の充実を図るため、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づく生活習慣病に関する指導のほか、がんに関する知識やがん患者に対する認識についても、子どもたちに正しく理解できるよう指導に努める。同時に、保護者に対してもがんに対する認識を広める機会をつくる。
- (シ) たくましい心と体をもった児童生徒を育成するため、外遊びや運動・スポーツ活動の機会の拡大を図るとともに、新たな課題に対応した運動プログラムの提供など体力向上策の充実に努める。また、運動部活動の充実を図る観点から、生徒減少に伴うスポーツ環境の整備と水準を維持するため、複数合同部等の取組を促進するとともに、競技団体と連携し生徒のニーズに対応できる運動部活動を推進する。
- (タ) 望ましい大会運営のための働きかけ
- (イ) 地域クラブ等と連携し、中体連、高体連大会に地域クラブチームとしての参加を認めるなどの部活動の学校体育と社会体育の一本化を働きかける。
- (ロ) 中体連、高体連、高野連に対して、環境条件に応じて大会の延期や中止等、柔軟な対応を行うことや、生徒や関係者の健康に十分配慮した運営について要請する。また全国規模の主催団体に対し、上位大会の日程変更を含めた大会運営の在り方を検討するよう働きかける。
- \* (メ) 部活動の早期の展開に向けて、県が積極的に自治体に対して受皿組織の構築を働きかけるとともに、指導者確保のための人材バンクの構築を行う。また、休日の部活動を地域に移行する際の課題等を整理するとともに、指針を示し、生徒の体験格差が生じないよう努め、子どもたちが夢を抱いてスポーツや文化芸術活動に打ち込むことができる体制の構築を検討する。
- (タ) 特別支援教育の推進
- (イ) 障害のある児童生徒への早期からの一貫した教育支援（教育相談及び就学先

の決定等) の充実に努める。

- (iv) 小・中学校の特別支援学級の充実を図るとともに、通級指導教室の設置促進に努める。
  - (v) 病院、在宅及び福祉施設等の障害のある児童生徒に対する訪問教育を充実する。
  - (vi) 小・中学校等において発達障害等のある児童生徒等に適切な教育を行うための校内支援体制の充実を図る。
  - (vii) 児童生徒が快適に通学できるよう、適正なスクールバスの運行路線の確保を図る。
  - (viii) 校舎や寄宿舎の老朽化対策を計画的に進めるとともに、児童生徒が障害に応じて行動できるよう、エレベーターの設置、スロープ・階段等の設備の改善を促進する。
  - (ix) 乳幼児期の就学前教育について、相談体制を充実する。
  - (x) たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師配置の充実を図る。
  - (xi) 特別支援学校の教育現場では、車いすの乗降時やトイレ介助時など、職員の負担は大変大きいことから、体の動きをサポートするパワーアシストスーツの導入、積極的な活用を促進する。
  - (xii) 神栖市内に新設する(仮称)神栖特別支援学校については、その開校までに十分な教員を確保し、児童生徒や保護者が安心して学校生活を開始できるよう環境を整える。
  - (xiii) 市町村に対し特別支援教育支援員の配置に関する地方交付税措置の活用を促すとともに、国に対して財政措置の拡充を働きかける。
- \* (xiv) 2027年度に開校予定の(仮称)神栖特別支援学校においては、児童生徒が個性を育みながら成長し、卒業後も安心して地域で生活できるよう、現在の鹿島特別支援学校の自立と社会参加に向けた取組を引き継ぐとともに、地域の産業や特産物を取り入れた新たな体験活動を検討する。
- (xv) 県内唯一の市立学校として市が運営する日立特別支援学校は、開校から50年以上経過し、施設の老朽化対策として校舎改築を進めているが、指導面での質の向上など様々な課題を抱えていることから、今後、県への移管を検討するとともに、教育環境の充実に向け積極的に支援する。
- 【新規】 (xvi) 人工呼吸器を使用している児童生徒への教育上の観点、保護者負担軽減の観点から、可能な限り保護者の付添いなく学校生活が送れるよう、ガイドラインを改訂した上で、学校においては、主治医等と連携して、より一層の体制強化を図ることを求める。

- ◎ 学校等施設における防災対策の促進
- (イ) 学校施設の構造上の安全性を確保するため、現行耐震基準以前（昭和56年）に建てられた構造物について、耐震化を促進する。
  - (ロ) 学校施設は地域における災害時の避難所となるものであり、大規模災害時ににおける避難所対応の初動体制や学校再開への手順等について、学校ごとに安全管理のためのマニュアルを作成し、教職員研修を通じて共通認識を図る。
  - (ハ) 学校における安全確保のため、施設の改善を図るとともに、学校と警察の連絡体制、教職員の学校安全に関する研修及び児童生徒に対する防犯教室などを推進する。
- ◎ 小・中学校における空き教室の有効利用
- 学校の空き教室を失われてゆく地域の民俗・民具の資料展示や、地域の生涯学習活動・福祉活動の拠点としての活用など地域に開かれた有効利用を図る。
- ◎ 児童生徒の教育環境を充実させるため、公立小・中学校の適正配置を推進する市町村の取り組みを支援する。
- 学校統合を行う際の教育環境の激変緩和対策としての、教員の加配や遠距離通学に対応したスクールバス等の運行補助などの諸施策の充実を図る。
- また、県立高校においては、生徒数の減少により、保護者が中心となって運行しているスクールバスの廃止が懸念されることから、今後のあり方を検討すること。
- ◎ 選挙権年齢の引き下げに伴い、高等学校等における政治や選挙等に関する政治的教養を育む教育の充実を図る。
- ◎ 学校施設の老朽化対策等の事業を計画的に推進できるよう、補助対象の拡大、補助率の引上げ、補助単価の見直し等、財政措置の拡充を国に対し働きかける。
- ◎ 学校の統廃合が進む一方で、学校は地域コミュニティの中心でもあり、様々な機能を有していることから、小規模校での取組事例集を作成するなどして、市町村が地域住民と共に小規模校の統廃合についての検討と、存続することと決定した小規模校の希望的挑戦を支援する。
- ◎ 家庭の経済力の差によらず、子どもたちが安心して学ぶことができるよう、経済的な支援を必要とする子どもたちの学びを支える。また、経済的理由により大学進学を断念することのないよう、県独自の給付型奨学金の導入を検討する。
- ◎ 県立学校の施設改修要望を踏まえた適切な維持管理に努めるとともに、施設の事故対策に万全を期し、児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、教育環境の整備に取り組む。
- \* ◎ 県内公立小中学校の学習環境を改善するため、トイレの洋式化や特別教室及び体育館の空調設備設置を積極的に推進する。
- ◎ 成人年齢の18歳への引き下げを見据え、小中学校等の早い段階からの消費者教育などに取り組む。

## (2) 高校教育改革の推進

本県における高等学校等進学率は99.0%であるものの、大学等進学率は57.5%と全国平均を下回っている。かつ高校生の中途退学率は1.8%である。さらに、非行問題など高校教育が抱える課題は多い。急激な社会構造の変化をみている今日、生徒の興味・関心、能力・適性、将来の進路希望などが多様化している。その生徒の個性や能力に応じて、多様な教科・科目の選択ができ、それぞれがもつ可能性を充分に發揮できるような教育システムや新しいタイプの高校づくりは今日的時代の要請であるといわなければならない。

① 多部制定時制単位制高校、中高一貫教育校及びアクティブスクールを含め、高校教育の充実と多様化を図る。

② 高等学校教育の内容充実と施設の整備を推進する。

基礎的・基本的な内容の定着を図るとともに、社会経済の変化に対応した教育を進めるため、施設・設備の充実、学科の新設や適正配置など条件整備に努める。

(イ) 高校の施設設備の整備に努め、校舎・体育館・部室・更衣室・教育相談室・実習棟などの整備を進める。

(ロ) 専門高校において、産業界と連携した実践的・体験的な学習活動の充実を図り、高いプロ意識を持つ専門性に特化した人材の育成に努める。

(ハ) 専門学科の改編を進める。

○産業構造の変化や技術革新の進展に対応して学科の改編を進めるとともに、専門学科の教育内容をより充実させて、産業界の求める人材を育成する。

○魅力ある教育が展開できるよう施設設備の整備や教育内容の充実に努める。

※ (ト) 高等学校における多様な生徒の実態に対応して、各学校の創意を生かした特色ある学校づくりを推進するとともに、地域との連携を深め、その地域で活躍する人財の育成に努める。

(ト) 生徒の多様化に対応するため、国際教育の充実、職業につながる資格取得の促進、医学部や難関理工系大学等への進学の推進など、普通科等の特色化をさらに進める。

(ハ) 専門教育の実態を広く県民に紹介し、専門教育に対する理解・協力を促し、一層の充実を図る。

(ト) 県立高校のＩＣＴ機器の更新を進めるなど、教育機材の充実・活用に努める。

③ 総合学科の充実と多様化を図る。

④ 高校における転・編入学体制を整える。

(イ) 保護者の転勤等に伴う転入学や、帰国生徒等の編入学の受け入れを円滑にする。

⑤ 県立高校の再編整備については、生徒の多様化や中学校卒業者数の減少などを踏まえ、教育効果が高まるよう、学科改編等を推進する。

- ⑥ 県立高校再編整備による学校の跡地利用・処分は、学校設置の経緯や地元市町村の意向を十分に踏まえて進める。
- ⑦ 現行の県立高校入試制度について、社会の変化に対応できる資質・能力を評価できるよう改善し、生徒一人ひとりを様々な視点から評価できるよう、その在り方を検討する。
- ⑧ 人口減少に伴って小規模化する県立高校が県内各地で増えていることから、その課題を踏まえた学校の適正規模・適正配置を地域の意向なども踏まえ、全県的に検討する。

### (3) 高等学校や特別支援学校の卒業予定者へのより積極的な就職支援の推進

- ① 生徒の多様な進路希望に応じて、デュアルシステムやインターンシップなど地域と連携した体験学習の機会を活用してキャリア教育の充実を図る。
- ② 県立特別支援学校高等部生徒の就労を支援するため、生徒一人ひとりの特性や進路希望に応じた現場実習を実施するなど、進路指導の充実を図る。
- ③ 比較的軽度な知的障害のある生徒が増加していることを踏まえ、将来の社会的自立に向けた職業教育の充実を図る。
- ④ 高校生が主体的に就職活動を行えるよう、企業の意見や高校生の声、他県の状況を踏まえながら、高校生の就職活動を支援する。

### (4) 私学（幼・小・中・高・専修学校）への助成拡充及び大学の拡充・競致

- ① 私学（幼稚園、小・中・高校、専修学校）への助成拡充
  - (イ) 時代や社会の進展に即した新しい教育や保護者負担の軽減及び私立学校経営の健全化を促進するため、経常費補助金の確保を図る。
  - (ロ) 経済的困窮による授業料減免措置が増加傾向にあることや、電気料金及び給食用の食糧費が高騰していることを踏まえ、私学経営を圧迫しないよう措置を講じる。
  - (ハ) 保護者負担の公・私間格差の是正、就学支援の拡充を図る。
  - (ヘ) 教職員の資質向上を図るために、教職員研修費補助金の確保を図る。
  - (ホ) 私立幼稚園における障害児教育の推進のため、特別支援教育補助の一層の充実を図る。
- 特別支援教育では、早期の適切な支援が重要であるが、本来は支援を必要としていながら、現行の補助制度では支援対象とならない幼児が増えてきてい

ることから、例えば年度途中からの転入者であっても支援できるよう、制度見直しを図る。

- 食物アレルギーを抱える児童が増えているため、症状が重度の場合のみならず、中程度の者も国庫補助の対象とするよう、また園内での自園調理の際のアレルギー関連の食材の除去を行うなどの経費負担も大きいことから、財政支援について国に働きかける。

(イ) 新しい産業社会に対応できる人材を育成するための専修学校・各種学校の教育内容の充実や教育条件の維持向上を図るために、運営費補助の充実を図る。

(ロ) 私学における就業・就職対策の促進を図る。

② 大学・短大・専修学校の誘致及び新設を促進する。

③ 市町村において、保育所や公・私立幼稚園、認定こども園の情報共有などの連携強化の促進に努める。

## (5) 生涯学習の推進

余暇の拡大と高齢社会の進行で、多くの県民は「生きがい」としての学習の場を求め、科学技術の発達や情報化・グローバル化の進展は、絶えず新たな知識・技術の習得を必要としている。このような学習ニーズは今後ますます高まることが見込まれるため、生涯学習の基盤の整備と充実を進めなくてはならない。

① 生涯学習を総合的に推進する拠点施設の整備

生涯学習の推進を図るために総合的施設を整備し、併せて関連施設の機能の向上や活用を図る。

(イ) 生涯学習センターの機能を充実させる。特に各市町村の生涯学習事業への支援機能を拡充する。

(ロ) 県立図書館の情報ネットワークなど、図書館サービスの充実に努める。

- 県内出身の文学・文芸作家の顕彰と作品の展示、現代作家の創作活動を支援するため、近代文学館を併設する。

(ハ) 図書館サービスのネットワーク化及び利用圏域の広域化を進めて図書館サービスの向上を図るなど、県民の読書環境の充実に努める。

(ニ) 公民館等の市町村立生涯学習施設の整備を促進するため、助成制度を創設する。

② 生涯学習推進体制の整備

(イ) 学習活動の普及・充実を図るために、県・市町村における推進体制の充実に努める。

- 県各部・課及び関係機関の施策を体系化し、一元的な展開を図る。

- 生涯学習の活発化への機運を盛り上げるために、イベントを開催する。

- 市町村の生涯学習推進体制の充実を図り、生涯学習のまちづくりを進める。

- 生涯学習の推進のため、各界各層・団体の育成を図る。特に女性団体・PTA・子ども会など社会教育関係諸団体の育成指導に努める。
- (ロ) 「いばらき子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を積極的に推進する。
- ⑤ 指導者の確保と学習機会・情報の提供による活動の展開
  - (イ) 体験活動を推進する指導者の養成・確保を図る。
  - (ロ) 社会教育主事・社会教育指導員の設置を促進するとともに、社会教育施設の職員確保と専任化を進め、社会教育指導体制の充実を図る。
  - (ハ) 現代的課題対策講座など各種の学級や講座内容の充実を図る。
  - (ニ) 水戸生涯学習センターが運用する生涯学習情報提供システムの充実を図る。
  - (ホ) 青少年期・成人期・高齢期や三世代の交流など、ライフステージに応じた活動の展開を図る。
  - (ヘ) 各般にわたる国際交流・協力を積極的に推進する。
  - (ト) 特に生涯学習活動の一環として、社会参加活動・各種ボランティア活動を奨励する。
  - (ケ) 子ども会活動等の指導者に対して、活動のためのボランティア休暇が認められるよう企業・公共機関等に依頼する。
- \* (リ) 学校を核とした地域づくりを進めるため、学校と地域が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画を得て行う地域学校協働活動を推進する。
- \* ⑥ 県立青少年教育施設の特性を活かした事業を展開し、子どもたちの自然とのふれあいや野外体験活動の促進を図る
- ⑦ 青少年活動の推進
  - (イ) 青少年教育施設等において、特色ある体験活動事業を実施し、青少年教育の充実に努める。
  - (ロ) 各種少年団・子ども会・高校生会（ジュニア・リーダー）等の青少年団体を育成する。
  - (ハ) 地域の大人の教育力を結集し、学校等を活用して放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や交流活動等の充実を通じた子どもたちの居場所づくりを推進する。
- ⑧ 体験学習の模範であるボーイスカウトの活動は、たくましい心や豊かな心を育成する上で極めて効果的であるため、ボーイスカウト日本連盟が所有する高萩スカウトフィールドを、多くの青少年の心身を鍛える場として活用できるよう、子ども会などの青少年団体に広報するなど積極的に支援する。
- ⑨ 家庭教育・女性教育の充実を図る。
  - (イ) 家庭教育支援の充実を図るために、「就学前教育・家庭教育推進事業」等を実施し、0歳から18歳までの子をもつ保護者に対して、様々な機会を活用した家

家庭教育に関する学習機会や情報の提供及び相談体制の充実に努める。

- 特に保護者への子育て支援や、保育所・幼稚園・認定こども園・学校行事への参加を促す。
  - 企業の従業員向け家庭教育講座等の開設支援のために作成した資料やウェブサイトを活用し、県内経済4団体や市町村と連携して企業内家庭教育講座の実施を支援することにより、家庭教育の充実に努める。
  - 乳幼児期からの情操の発達を助長する育児やしつけについての学習資料を作成し、指導・相談等を拡充する。
  - 保護者や子どもからの相談に対応している子どもの教育相談及び子どもホットラインの充実を図る。
  - 学校や家庭において「早寝早起き朝ごはん」など、規則正しい生活習慣的重要性を啓発する。
- (d) 地域の人材を活用した家庭教育を支援する団体等について、「家庭教育支援チーム」(文部科学省)としての登録を促し、訪問型の家庭教育への支援など、地域で支える家庭教育の支援体制を構築する。
- (e) 家庭教育に関する各種研修会を開催し、地域における家庭教育を支援する人材の育成を図る。
- (f) 女性教育の充実を図るとともに、男女共同参画・女性活躍の推進に寄与する。
- ⑩ エイズ、交通事故、環境・消費問題に対応した学習活動の推進
- 生涯学習・社会教育等あらゆる機会を通じ、正しい認識を深めるための学習活動を推進する。
- HIV感染者が社会生活の中で温かく迎え入れられるよう、社会環境の醸成に努める。
- ⑪ 県民スポーツ・レクリエーション活動の振興
- (a) 広域スポーツセンター事業を推進し、総合型地域スポーツクラブの質的充実を図る。
- (b) 「ニューいばらきいきいきスポーツday!」や県民総合体育大会などの開催を通して、地域のスポーツ活動の活性化に努め、スポーツ人口の増大を図る。
- (c) 幼児から高齢者まで、ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るために、スポーツ少年団の育成とともに、ファミリースポーツやニュースポーツの推進に努める。
- (d) 生涯スポーツ指導者の養成を図るとともに、スポーツリーダーパンク活用の推進に努める。
- (e) スポーツ・レクリエーション関係諸団体の育成強化を図る。
- ⑫ 県民の郷土に対する愛着と誇りを深めるため、水戸生涯学習センターと弘道館が連携し、茨城県の誇るべき歴史や先人たちの偉業に関する講座を日本遺産の弘道館を拠点に開設する。

## (6) スポーツの振興

- ① スポーツ競技力の向上と国際友好親善を図るため、外国とのスポーツ交流を図る。
- ② 社会体育施設の整備
  - (イ) 笠松・堀原運動公園など県営体育施設の総合的な整備を進める。
    - 通年利用が可能なスケートリンク専用施設の整備を進める。
    - 野球場等公式試合のできる競技場を整備する。
  - (ロ) 学校体育施設の開放を促進するとともに、クラブハウス・夜間照明施設などを整備する。また、県立学校の運動施設について、少人数競技の振興や拠点化を見据えた活用を検討する。
  - (ハ) 市町村の社会体育施設の整備（河川敷の活用等）を推進する。
- ③ スポーツイベントの開催や、合宿・キャンプの誘致等、地域資源を活用したスポーツツーリズムを積極的に推進し、インバウンドも含めた人的交流の活性化を図るほか、本県のイメージアップや競技施設の活用促進にもつながるよう、特定の競技やターゲット等を明確にするなど、戦略的に事業展開を図る。
- ④ 県内のサッカーやバスケットボールなどのプロチームと連携し、トップアスリートとの交流を通じて県民の健康増進やチームの支援強化を図る。

## (7) 県民文化の創造と振興

県民の多種多様な文化ニーズに適切に対応するため、全県的な視野に立って文化施設等の充実を図り、市町村の施設・設備を充実させ有機的な連携を図る。また、文化施設における内容の充実を図ることが必要である。

- ① 県民文化の創造と振興に向けた、各種文化施策の展開
  - (イ) 県民の文化意識高揚と文化活動を促進するため、情報の提供に努める。
  - (ロ) 伝統的な行事、民俗芸能などの伝統文化の継承及び発展を図る。
  - (ハ) 芸術祭などの開催により県民の文化活動の充実や文化交流の促進を図る。
  - (ニ) 実技指導の研修会など、地域における芸術分野の指導者を育成する。
  - (ホ) 文化財の発掘や保存、老朽化した文化財の修理、防災設備の更新など、文化財の保存・活用に努める。
  - (ヘ) 老朽化した県指定文化財の建造物等について、専門家の診断、修理補修強化を推進する。
  - (リ) 茨城県文化振興条例及び茨城県文化振興計画に基づき、茨城県文化振興基金の活用等を含め、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
  - (ヘ) 市町村によるアートを活用した特色あるまちづくりを支援する。
- ② 文化関係諸団体の育成強化
  - (イ) 県民の自主的・個性的な文化活動に対し、いばらき文化振興財団による助成を行う。

- (b) 市町村文化協会の横断的組織の設置を推進し、文化芸術団体等とのネットワーク化、芸術文化活動への支援体制を強化する。
- ③ IT・広域交流時代に合った県民文化センターの整備
- (i) 県民の文化・芸術・芸能などの創造・交流及び鑑賞の拠点として専門性の高い施設とする。
- (ii) 市町村の文化施設とのネットワーク化を図る。
- ④ 県立美術館の各種事業の充実と県民に親しまれる美術館づくり
- (i) 近代美術館で国内外の優れた作家・作品の展覧会を開催、優れた美術作品の計画的な収集を継続的に図っていく。
- (ii) 近代美術館の所蔵品のデジタル画像化に取り組み、ホームページで画像を含む所蔵品情報を誰でも手軽に閲覧できるよう、情報の提供に努める。
- さらに、県所蔵美術品の画像貸し出しについて、有償化すれば安定的な収入が得られ、画像提供サービスの充実が図られるため、民間も有償で使用できる制度について調査検討する。
- (iv) つくば美術館の駐車場の整備と効果的な運営を図る。
- (v) 五浦美術館の天心関係資料の収集を図るとともに、現代作家の創作活動を支援する。引き続き、企画展の充実に取り組む。
- ⑤ ミュージアムパーク茨城県自然博物館の各種活動の充実等に努め、自然についての理解を深めるとともに、魅力向上の取り組みを推進する。
- ⑥ 茨城県陶芸美術館の各種事業の充実に努め、県内陶芸の芸術性の向上を図る。
- \* ⑦ 県立歴史館を核とした歴史系の総合ゾーンの整備に努め、文化・歴史を活用した県の魅力発信に積極的に取り組むとともに、増大する公文書資料の整理・保存を図るため、歴史公文書のデジタル化を進め、公文書館機能の充実を図る。
- ⑧ 学校・家庭・地域が連携して子どもたちの豊かな感性を育むため、県立美術館・博物館が芸術文化施設の拠点として積極的に活用される環境づくりをより一層推進する。
- ⑨ 旧筑波海軍航空隊司令部庁舎を保存し、戦争の歴史を継承させる取り組みを継続する。
- ⑩ 関係市による茨城県の貴重な観光資源である霞ヶ浦の帆引き船の歴史的・民俗的価値の調査・記録に対して支援・協力し、今後の保存・活用に向けた取り組みを進める。
- ⑪ 多くの市町村が文化財保存活用地域計画を作成できるよう、計画の効果やメリットを説明するとともに、市町村が設置する地域計画作成協議会に参加し、助言を行うなどして支援する。

## 6. 国内有数の農業県として元気な農林水産業を一層発展させる

わが国の農林水産業を取り巻く情勢は、高齢化や担い手不足、資材価格等の高騰など、経営環境は厳しい状況にあり、また、国際的には、ＴＰＰ協定等により急速なグローバル化の進展が予想される。

一方、カロリーベースの食料自給率は主要先進国の中で最低水準の38%と依然低い状況にあり、食料安全保障の観点から、より高い水準を目指していくことが求められている。

国においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出に向けて施策を展開している。

このような中、茨城県においては、経営感覚に優れた農業経営者の育成を進めるとともに、農地の集積・集約化やＩＣＴ等の新技術の導入による生産性の向上、ブランド化や6次産業化などによる付加価値の向上により、「儲かる農業」を実現することとしており、こうした取組を今後一層推進していくことが必要である。

林業については、森林湖沼環境税を活用し、適正な森林整備と森林資源の循環利用を推進し、森林の公益的機能の持続的発揮とカーボンニュートラルの実現を目指していく必要がある。水産業については、生産性の向上や所得増大に向けた取組を進め、その前提となるつくり育て管理する漁業や漁港などの生産基盤の整備を推進するほか、養殖産業の創出に取り組み、水産業の成長産業化を図る。

これら農林水産業を次の世代にしっかりと引き継いでいくよう、万全を期していかなければならない。

### (1) 競争力のある強い産地づくりと販売戦略の強化

#### ① 本県農業の振興

- (イ) 茨城農業の振興を図るために、ＩＣＴ等を活用したスマート農業や農産物のブランド力強化、国内外への販路拡大等にチャレンジする意欲ある産地や経営体を支援する。
- (ロ) 食料安全保障の観点から、生産者の経営安定の確保を前提に、本県農業の持続的な発展に資する取組を推進し、県産農畜産物の増産と食料自給率の向上対策に取り組む。

(イ) レンコン等、各産地を維持発展させるため、地域や作物の特性に応じた農業振興に取り組む。

② 農産物のブランド化と販売促進

(イ) 国内の米消費の減少が続く中、米の輸出促進による新たな需要開拓を進める。

(ロ) 市場取引の大型化に対応するため、個別農家や生産組織の再編・統合を進め、出荷単位の量を拡大し、青果物等の販売力を強化する。

(ハ) 農業団体等と連携し、茨城県農産物販売推進東京本部が行う首都圏での県産農産物の売り込み活動やPR活動を充実する。

(ニ) 加工された農産物の輸出についても、その輸出可能性を探るため、国内外の食品加工業者などのニーズの把握に努める。

③ 本県農業を支える担い手の確保・育成

(イ) 認定農業者数の拡大と集落営農の組織化を推進し、構造改革が遅れている土地利用型農業の担い手の確保・育成を図る。

また、集落営農の組織化や集落営農組織の経営発展に向けた取り組みに対して支援策を講じる。

(ロ) 認定農業者や高齢化・兼業化に対応する集落営農組織、サービス事業体を支援するとともに、地域計画の実行にあたっては、認定農業者を地域の中心となる経営体と位置づけ、力強い農業構造づくりを進める。

(ハ) 新規就農者育成総合対策等については、継続的で安定した支援が必要であることから、十分な財源を確保する。また、新規就農者の半数を占める親元就農への支援を強化する。

(ニ) 中核となる農業後継者、新規就農者などに対し、研修制度の活用や就農のための無利子資金の確保等により、就農しやすい環境づくりを推進する。

また、就農相談のワンストップ窓口を設置し、就農準備から定着まで一貫した支援を図るとともに、ホームページ等による茨城農業の魅力発信及びオンラインも活用した就農相談対応により、県内外の就農希望者の呼び込みの強化を図る。さらに、経営継承が済んだ、もしくは新規就農から相当経営年数がある40、50歳代の将来中核となる農業者の支援を強化する。研修機会の提供や無利子融資のレベルから、事業拡張や、法人化など経営を拡大強化する場合は、ワンストップ相談窓口の開設を推進する。

(ホ) 農業大学校における経営に関する実践的な教育・研修内容の充実強化や学生の県内就農の支援を図るとともに、農業高校や農家、民間企業との連携を強化する。

(ヘ) 地域ぐるみ(市町村・農協・農業団体・青少年組織・学校)で、農業への理解と後継者及び青年農業者組織の育成強化を進める。

(ト) 新規参入者等に対する市町村や農業団体等の受け入れ体制の整備を促進し、

体系的な農業技術習得の機会を提供するとともに、機械や施設の整備などの支援に努める。

(e) 儲かる農業を実現する強い経営体を育成するため、農業参入を希望する企業の誘致や参入後の規模拡大への支援を行うとともに、参入企業や農業法人等への雇用就農の促進と人材育成を進めるため、「雇用就農資金」の継続と活用を推進する。

(f) 農業分野における労働力を安定的に確保できるよう、農業団体等と連携した労働力確保の仕組みづくりを促進する。また、在留資格「特定技能」など、農業分野において外国人材を労働者として活用できるよう、受け入れ体制の整備を進めること。

(g) 新規就農者や定年帰農者の技術等の研修について、いばらき官農塾の開講とともに、地域で開催する官農講座との連携を推進し、効果的な支援を図る。

(h) 農業の現場に障害者の就労を促すために、農林水産省が水戸市の農林水産研修所つくば館水戸は場内に設けた農福連携関係施設等を活用して、より一層「農福連携」の取組を推進する。

(i) 優れた経営感覚と技術力を備えた強い経営者を育成する「いばらき農業アカデミー」をより多くの方に受講してもらうため、受講しやすい環境整備に努める。

#### ④ 農業・農村の担い手として活躍できる女性農業者の育成

(i) 地域をリードする女性農業者を育成し、農村に関する方針策定への女性の参画を推進するため、農村女性リーダーの育成や農業関係審議会委員への女性の登用などを推進する。

(ii) 農村女性に農業・農産加工技術等の研修の場を提供するとともに、農産加工グループの起業化や家族経営協定の締結等を推進し、農業経営に主体的に取り組む女性農業者を育成する。

#### ⑤ 水田の有効活用の推進

(i) 米価の安定を図るとともに、稻作農家が意欲を持って取り組めるよう安定した支援制度を構築するよう、国に働きかける。また、米価の下落が米農家の生産意欲に大きな影響を与えており、需給安定のため、非食用米や麦・大豆などへの支援を拡充するほか、米の需要拡大を国に対して強力に働きかける。

(ii) 麦や大豆、そば、新規需要米に加え、野菜などの高収益作物への転換と生産拡大を図るために、必要な機械施設の整備を支援するとともに、収量・品質向上や実需者との直接取引の拡大に向けた取組を進め、水田農業の経営安定を図る。

また、赤かび病に罹病した麦の流通を未然に防ぐため、薬剤散布による適期防除を徹底するとともに、効果的な防除ができるよう集荷団体や農業者と病害虫発生状況を共有する。

- \* (i) 近年、気候変動による夏季の高温や斑点米カメムシ類の多発等の影響から、米の品質低下が問題となっている。このため、高温の影響を少しでも緩和できる水管理等の基本技術や斑点米カメムシ類の防除の徹底に加え、高温耐性にすぐれた品種の開発を進める。
- (ii) 本県が全国に誇るカンショの生産で最も警戒すべきサツマイモ基腐病をはじめ、イネ綿葉枯病及びレンコン黒皮症については、防除対策の周知や地域ぐるみでの取組の推進等により対策の充実を図る。
- (iii) 本県の水田農業の方向性を検討するに当たっては、100箇規模の経営体だけでなく、規模拡大に意欲的な中小規模の経営体にも焦点を当てることが重要と考える。規模拡大に意欲的な経営体が徐々に面積を広げていくことで、様々な知識や経験を積み重ねながら、大規模経営に適応できるノウハウが培われるを考える。このような視点にも配慮するよう強く要望する。
- ⑥ 競争力のある高品質・低成本農業の推進
- (i) 低成本農業の実現に向けて、農地の集積・集約化、ICT等の新技術の活用、新品種の育成や本県オリジナル品種の改良等を積極的に推進する。
- (ii) 市町村、農業委員会による農地等の利用の最適化活動や農地中間管理機構による農地の貸借などを一層促進し、担い手に対する農地利用集積を推進する。また、農外からの多様な担い手による農業参入や農協による直接耕作を促進し、農地の積極的利活用を推進する。
- さらに、農地中間管理事業を推進するため、事務処理期間の短縮に向けて、事務手続きの効率化、簡素化を図るとともに、必要経費の確保を要望する。
- (iii) 土地利用型農業の担い手の所得確保と土地利用率向上のため、適地適作のもと高品質・低成本な麦・大豆の産地化を推進する。
- (iv) 土壌診断に基づく効率的施肥や局所施肥の導入、たい肥等有機物資源の利活用を促進するなど肥料コストの低減を図るとともに、高品質な農作物の生産に向けて、耕畜連携を基本とした土づくり活動を推進する。また、肥料成分の的確な分析、公表を行う。
- (v) 畑地における輪作作物、土地利用型作物として重要な麦・大豆・そば・落花生等の作付拡大と品質向上を図るとともに、「筑波落花生」「常陸秋そば」等の銘柄化を推進する。
- (vi) 農業就業人口の減少や高齢化、水田経営をはじめとする農業経営の大規模化が進む中、経営の効率化、作業の省力化・軽労化等を進め、生産性を高めるため、生産現場でのICTやロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業を推進する。
- (vii) ICTやロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業の導入によって得られた成果や、費用対効果などに関する情報を、より多くの農業者へ速やかに

に分かりやすく提供し、自ら判断できる取組を進めるとともに、その役割を担う人材を育成する。

(e) 農業由来の廃プラスチックのリサイクルを行う県園芸リサイクルセンターの運営経費について、農業用プラスチックを販売する農業資材販売業者等にも負担を求めるなど、協力体制を構築し、農家の負担増加の抑制に努める。また、近年減少する農業用ビニールを他県から受け入れることで、事業収入の増加を図るとともに、必要な施設の維持に努め、農業由来の廃プラスチックの適正処理を確保する。さらに、農業由来の廃プラスチックの排出抑制を図るための生分解性フィルムや、長期使用のできる被覆用フィルムの農家への普及推進を図る。併せて、国に対して、農業由来の廃プラスチックのリサイクル循環が健全に確保できるよう、プラスチック製造業者や販売業者が排出処分に責任を持つ制度の創設を働きかける。

## ② 生産・販売の戦略を有した産地づくり

(i) 本県農業産出額の約半分を占める園芸部門については、マーケットインの視点をもとに青果物の品質向上をはじめ、生産・品質基準に基づいた差別化商品の開発、市場提案等による新品目の導入や加工・業務向け野菜等の販路拡大、扱い手の確保・育成などに取り組み、販売力等の強化に意欲的な生産集団を支援し、ブランド化等による革新的な産地の育成を図る。

(ii) 販売力等の強化を図るために生産組織の再編・統合や、市場卸売会社等と連携した新たな品目提案による産地づくりを推進する。また、本県で開拓したオリジナル品種を活用したブランド化の推進や、G I（地理的表示）など知的財産制度等の活用による地域ブランド産地づくりを関係機関が一体となって進める。

(iii) 野菜の低コスト生産を促進する機械化一貫体系や、実需者ニーズに基づいた高品質な青果物を年間を通して安定的に供給できる体制を確立するため、必要な機械・施設の整備を推進し、競争力のある園芸産地を育成する。

(iv) 国内外において需要が拡大しているかんしょ等の園芸作物について、地域外の扱い手や農業への参入意向のある企業の説明など、市町村の枠を超えた農地調整を行いながら、やる気のある扱い手への農地集約を図るとともに、生産者と実需者とのマッチングを一体的に進め、さらに新たな需要を開拓するなどの取組によって、規模拡大を支援し、生産振興に取り組む。

※ (v) 干し芋の販路拡大に向けて、首都圏での商談会や海外バイヤー招聘など商談の機会の提供を行い、新たに干し芋の加工販売に取り組む農業者に対し、きめ細かな支援を行っていく。

また、県産干し芋の認知度向上を図り、さらなるブランド化を推進する。

(vi) 施設園芸産地に対し、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を推進するため、省エネルギー設備の導入を支援するほか、燃油価格高騰時に補填金

を交付するセーフティネットへの加入促進を図るとともに、恒久的な制度として位置付けるよう国に強く働きかける。

- (ト) 高品質な青果物を安定的に供給するため、国営農業水利事業等で確保した畠地かんがい用水を活用した新産地の育成を推進する。
- (チ) コギク、グラジオラス、バラなどの切り花、シクラメンなどの鉢花、ハナモモなどの枝物や芝など花き生産の一層の拡大を図るため、生産組織の強化や花き農家の経営安定のための省力機械、施設の導入など生産基盤の整備を推進する。また、関係団体等と連携を強化し、新たな技術の開発や需要拡大に向けた花育の普及、P R活動等を推進する。
- (リ) 県北中山間地域の環境条件や地域資源を活用した枝物産地を育成するため、高品質・安定生産に向けた技術支援を行う。
- (ヌ) 果樹産地の活性化を図るため、生産体制の整備と高品質果実生産等を進める。特に補助事業の活用による県オリジナル品種など新品種の導入や改植、多目的防災網などの整備支援や病害虫対策を進める。
- (ヘ) 茶・たばこ等特用作物の生産基盤の確立と生産性向上を図るために、生産管理用機械・施設の整備促進や生産団体が開催する共進会等への支援を行う。
- ⑥ 儲かる畜産経営体の育成と本県畜産業を振興するため、生産性の向上や規模拡大、経営・飼養管理技術の高度化等による収益性の高い経営体の育成、輸入飼料に依存しないより強い畜産経営体への転換、長期的な視点に基づく銘柄畜産物の更なる高付加価値化やブランド化を推進する。また、消費者の信頼に応える安全・安心な畜産物を安定供給するため、飼養衛生管理基準の遵守徹底を畜産農家に指導するとともに、畜産経営に大きな影響を及ぼす家畜伝染病の発生予防とまん延防止に向けた防疫対策を講じる。さらに、家畜排せつ物の適正処理と堆肥等の有効利用を進め、環境と調和した畜産業を確立する。

#### (イ) 生産基盤の強化

- 畜産農家と地域の関係者が一体となって行う経営規模拡大や法人化を進めるとともに、簡易牛舎の整備や新規就農者が経営継承した畜舎の改修等を行い、収益性の強化を図る取組を支援する。
- 酪農家への高能力な乳用雌牛の導入、性判別精液の活用による後継牛の確保や受精卵移植の活用を促進し、中核的な担い手の育成及び生乳生産体制の強化を図るほか、他産業並の休日確保や労働力不足解消に向けた方策の検討を進め、後継者や新規就農者の確保を図る。
- 常陸牛の品質向上と「常陸牛煌」の生産拡大を図るため、和牛繁殖雄牛のゲノミック評価を進めるとともに、オレイン酸等の脂肪の質に関する遺伝的能力が高い雄牛を繁殖牛として活用する取組みを推進することで、県内繁殖雄牛群の高能力化を図る。

- ※ ○配合飼料価格安定対策の推進と飼料用稻等の利用促進、耕作放棄地等での作付け拡大、外部受託組織の活用を進めるとともに、食品残渣等の未利用資源の利用拡大や牧草や子実用トウモロコシ等の生産拡大を図ることで、輸入飼料に頼らない飼料生産基盤に立脚した畜産経営の実現を図る。
- 畜産経営体の更なる技術力向上や経営の安定化、担い手確保のため、人工授精師講習会や繁殖和牛入門講座の開催、畜産経営指導の実施、新技術の開発と普及を図り、競争力の高い経営体を育成する。
- (d) 畜産物のブランド力強化や販売促進
- 県オリジナル種畜の開発・利用等による「常陸牛」、「ローズボーグ」、「常陸の輝き」、「奥久慈しゃも」等の一層のブランド力や地産地消の取り組み強化を図るとともに、銘柄畜産物を取り扱う販売店や飲食店の一層の拡大やPR等によるイメージアップと販売促進を図る。
- ※ ○「常陸牛」の高値取引などにより肉用牛農家の所得が向上するよう、品質基準を満たした「常陸牛 燐」の生産拡大や「県認定制度」の適用によるブランド力強化に取組むとともに、常陸牛について、アメリカや東南アジア、中東への輸出拡大を推進する。
- 豚については、デュロック種系統豚「ローズD-1」を活用した銘柄豚「常陸の輝き」の知名度向上と生産・販路拡大を推進する。
- ミルクスタンド、統一ロゴ等を活用した本県産牛乳・乳製品のPRのほか、牛乳の日や牛乳月間を通じ、酪農への理解醸成や牛乳・乳製品の消費拡大を推進する。
- 共進会等の開催によるさらなる品質向上や流通販売対策を支援する。
- ※ ○鶏卵については、全国有数の生産量についてPRを行うなど消費拡大を推進する。
- (e) 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫や豚熱等家畜伝染病の侵入防止のため、飼養衛生管理基準遵守を推進するとともに、万が一の発生に備え、危機管理体制の充実を図る。
- (f) 畜産環境対策の充実
- 茨城県家畜排せつ物利用促進計画に基づく家畜排せつ物の適正処理と堆肥化を進め、資源循環型畜産を推進する。
- 家畜排せつ物のエネルギー利用などの検討や良質堆肥生産・流通に必要となる施設整備の支援などにより、広域流通を推進する。
- 堆肥の龍ヶ浦流域から流域外への流通促進等による汚濁負荷削減対策を強化し、龍ヶ浦、北浦などの水質浄化を推進する。
- (g) 「茨城県食肉流通合理化計画」及び「食肉センター整備に向けた基本的考え方」に基づき、高品質で安全な食肉を提供できるよう食肉センターの再編等整

備を施設関係者、生産者、食肉流通関係者一体となって進める。

⑩ 食の安全・安心の確保

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の生命及び健康を保護するとともに、消費者の信頼を確保する。

(イ) 食品等事業者に対して法令順守意識の向上を促すとともに、営業施設や食品表示の監視指導の強化を図る。また、国や他自治体と連携した効率的かつ効果的な輸入食品の試験検査を実施し、県内に流通する輸入農産物や輸入加工食品の安全確保の充実・強化を図る。

○農薬使用防止など安全性確保の観点から、農薬の適正使用の徹底を図る。

○農作物の安全性を確保するため、無登録農薬等不適切な農薬が流通し、使用されることのないよう、農薬販売業者に対する立入調査を実施する。

○登録農薬の少ない地域特産物の生産安定を図るため、登録拡大のための試験を行い、適用拡大を図る。

○農産物等の残留農薬試験検査を継続的に実施し、その検査結果を県民に分りやすく公表する。

○消費者が安心して本県の農産物を購入できるよう、生産者に対し農薬についての正しい知識・情報の提供に努めるとともに、農薬の適正な使用について助言を行う農薬適正使用アドバイザーを育成し、農産物の安全を確保する。また、GAP(農業生産工程管理)やトレーサビリティの取組を促進する。

(ロ) 茨城県食の安全・安心推進条例に基づき、安全・安心な食品の生産及び供給に寄与するため、実効性のある総合的な食の安全・安心施策を推進する。

⑪ 食と農の連携活動の推進

(イ) 市町村や関係団体との連携を図り、学校給食への地場産物の導入を促進する。○学校給食への県産牛乳の安定供給等を支援する。

(ロ) 県民の食に対する関心の高まりに応えるため、県内で生産された農林水産物を県民に愛着を持って消費してもらえるよう、民間企業や市町村と連携して県産品の販売促進・PRに取り組む。

(ハ) 県産品の販売促進・PRの取り組みが、県産農林水産物の消費拡大のみならず、観光客の誘致や県の魅力度向上につながるよう、部局間の連携をこれまで以上に強化していくとともに、取り組みの内容の充実を図る。

(ニ) 県民が新鮮な県産農産物を容易に入手できるよう、県内量販店や直売施設への供給拡大を促進する。

(ホ) 食や農への県民の理解や日本型食生活の普及を図る。

○子どもたちの食生活の健全化や、自分達の食べ物と地域農業との関係を知る食育を推進するため、子どもたちに対し収穫体験などを通した食農教育や食育推進ボランティアによる普及啓発活動を推進する。

## ① 環境保全型農業の普及啓発と支援策の充実

- (イ) 特別栽培農産物及び有機農産物の作付拡大を図るとともに、消費者へのPRを進める。
- (ロ) 天敵・フェロモン・対抗植物の利用など、生物的防除や施肥法の改善による環境にやさしい農業技術の確立と普及を推進する。
- (ハ) 環境保全対策として水田の持つ浄化機能を活用するとともに、適正な施肥管理技術の徹底などにより、霞ヶ浦、北浦などの水質浄化を図る。
- (ニ) 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせ、緑肥等の作付けにより、風蝕の防止・地力の増強に努めるとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する。
- (ホ) 温室効果ガスの排出削減量・吸収量を国が認証し取引を可能とするJ-クレジット制度では、農林業者はクレジットの販売による収入を期待できることから、制度の積極的な周知と活用促進に努める。例えば、県として、水稻栽培において農業者が取り組みやすい「秋耕」がJ-クレジット制度の対象に追加されるよう、国にしっかりと要望するとともに、希望する事業者に対しては、煩雑な手続きや費用負担が活用の妨げにならないような多面的なサポートを講じる。

## ② 野生鳥獣や特定外来生物による被害への対策

- (イ) イノシシについては、農業被害等が拡大している地域があることから、被害対策の取組を強化する。また、アライグマなどの中型獣についても被害対策を実施する。
- (ロ) 生息動向等のデータに基づいた侵入防止柵の設置や緩衝帯の整備など、総合的な被害防止対策を講じる。
- (ハ) イノシシの生息数の適正化及び生息地域の拡大防止のため、市町村や獣友会等と連携した有害鳥獣捕獲などの対策を強化する。
- (ニ) 霞ヶ浦周辺における水鳥によるレンコン被害を防止するため、実態を解明するとともに、自然環境に配慮した被害防止対策を講じる。
- (ホ) 被害軽減、地域の所得向上、捕獲意欲の増進のため、ジビエや皮の加工品の利活用を促進する。
- (ヘ) ニホンジカについて第二種特定鳥獣管理計画に基づき情報収集等を行うとともに、予察捕獲を推進するなどニホンジカの捕獲を促進する。
- (ト) 有害鳥獣被害対策として、人材育成や組織づくりを検討するとともに、捕獲活動に係る経費について、財政措置を拡充する。
- (ケ) 高齢化等により減少している狩猟者を確保・育成し、捕獲体制の維持を図っていくため、若い手となる新規狩猟者も含む狩猟者の経済的負担を軽減する取り組みを拡充する。
- (リ) 本県のイノシシ肉は、原子力災害対策特別措置法の規定により出荷制限中で

あるが、県が実施している放射性物質検査では基準値以下となっていることから、出荷制限を解除し、ジビエ料理への提供を促すなど市場に流通させることによりイノシシの捕獲圧を高め、農家等の農作物被害防止につなげる。

- (内) ナガエツルノゲイトウやキヨン等に代表される特定外来生物の農業被害が懸念されていることから、繁殖力が強い特定外来生物の繁殖を低減させるための対策を早期に講じる。  
(iv) ナガエツルノゲイトウによる農業被害を防ぐため、地域一帯で被害防止に取り組む体制づくりと、農地への侵入防止対策を徹底するとともに、農地に侵入してしまった場合には、速やかに実効性のある防除対策を実施するよう働きかける。

⑬ 災害に強い農業づくり

- (i) 冷・雪・霜・ひょう害・長雨・干ばつ・台風等の気象災害に強い農業づくりを推進する。  
○気象情報の的確な把握と広報体制を強化する。  
○防霜ファンや多目的防災網等の施設を整備する。  
○低コスト耐候性ハウスや、強度の高いパイプハウスの導入を促進する。  
○農業用施設の補強対策等をまとめた技術マニュアルを活用した農業者等への技術的指導・助言を行う。  
(ii) 災害などにより被害を受けた農作物・農用施設に対する共済制度や農地等の復旧制度の拡充を図る。  
(iv) 農業機械や農業による事故防止を啓発するとともに、農業労災制度への加入促進を図る。

⑭ 明日の農業を拓く新技术・新品種の開発と普及

生産性の向上と競争力のある産地づくりを進めため、農業者をはじめ、消費・流通サイドのニーズや近年の気候変動を踏まえた新品種や新技术の開発を進めるとともに、その成果をいち早く普及する。

- (i) 大学や筑波農林研究団地などとの連携を一層強化するとともに、バイオテクノロジーや新技术開発に係る共同試験研究を推進し、その実用化を図る。  
(ii) 高度な技術については研究員と普及指導員がチームをつくるなどして、新技术の積極的な導入とその普及に努める。  
(iv) 原種苗センター・園芸種苗センターの老朽化した機器設備の更新を図った上で施設を活用して、優良種苗の安定供給を図る。  
(ii) 担い手の確保・育成や産地振興、農家への生産・経営管理技術指導に加えて、GAP推進やICT活用支援など新たな課題に機動的に対応できるよう、現場を直接指導する普及指導員の増員を含めた普及指導機能の強化を図る。  
(vi) 快適で活力ある農村づくりの推進  
(i) 農村地域の生活基盤である道路や生活排水処理施設等の整備を支援するとと

もに、農地や農業用水等の保全を積極的に促進し、快適で魅力ある農村づくりを進める。

(d) 都市農村交流実践者等と連携し、都市と農村の交流を積極的に促進し、農業・農村の活性化を図る。

- 都市との交流を促進するため、交流の拠点となる施設の整備を促進する。
- 観光とタイアップした農家民宿の開設など、グリーンツーリズムを推進する。
- 都市住民の自然とのふれあいや、高齢者の生きがいづくりなど農地の有効利用を促進する体験農園や市民農園の開設や利用を促進する。
- 豊かな地域の資源を生かし、都市農村交流活動に取り組む農業者等の育成を図る。

(e) 中山間地域の活性化を促進する。

- 地域特産物や観光資源を生かした地場産業を育成し、定住が図られるよう、山村振興対策を推進する。
- 農地の管理や作業受託を行う集団の育成や、地域における6次産業化の促進、市民農園や農業・加工体験を通じた都市・地域住民との交流の活性化を図る。
- 過疎・高齢化が進む中山間地域において、地域の核となる人材の育成を進めるとともに、農山村固有の多様な資源を生かした魅力と活力のある農業・農村づくりを推進する。

(f) 農産物の加工・出荷・販売体制づくりを進める。

- 農産物加工技術指導の拠点となる「農産加工指導センター」の機能を充実させ、地域の特産品づくりを進める。

(g) 農村における美しい景観や快適な居住性を確保し、快適なむらづくりを進める。

⑯ 農業団体の活動の強化

(h) 農協の営農指導の活動強化、販売体制等経営体質の強化を図る。

- 広域農協と関係市町村・普及センター等との連携の強化及び営農指導の強化を図るとともに、中核農家に対する支援対策を促進する。
- 農協における農産物販売体制の確立・強化を積極的に推進する。
- 合併に伴い、銘柄産地の広域化への対応と産地育成を推進する。

(i) 農業共済組合等の組織体制強化を推進する。また、農業共済掛金国庫負担金等の確保を国に働きかけていく。さらに、農業経営の安定のためのセーフティネットとして、収入減少を補てんする収入保険制度のより一層の普及について、国に働きかけていく。

(j) 農業制度金融の活用促進に努めるとともに、相談機能の強化を図る。

- 農業改良資金・農業近代化資金・スーパーL資金などの無利子又は低利の資金の活用を促進し、厳しい経営環境にある農家に対し、金融面での支援を実施する。

○近年の農業経営の集中・大規模化から大型で高度な機械導入や施設拡張、畜産牛等の導入など、大口借入へのニーズが高まっていることから、必要な資金を活用できるよう、経営の拡大に意欲的に取り組む個人の農業者の方に関する検討する。

(2) 農業委員会における農地利用最適化推進委員の適正な人員確保や農地の利用集積を図るための地図システムの活用など、市町村農業委員会の機能強化を推進する。

⑩ T P Pなどの経済連携協定、W T O農業交渉について

T P Pなどの経済連携協定については、農業分野をはじめ、幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、国際的な動向を踏まえながら、状況がどのように推移しても万全の対応策を講じるよう政府等へ働きかけていく。

交渉中の各国とのE P A・F T Aや、W T O農業交渉については、我が国の農業が持続的に発展していくけるよう厳しい姿勢をもって交渉に当たることを、政府等へ働きかけていく。

⑪ 農業者等への情報提供の強化

本県農業の競争力強化のため、補助金・助成金など各種支援制度の有効活用に向けた農業者等への情報提供の強化など、市町村との連携を密にしながら、周知の徹底を図る。

## (2) 農業生産基盤の整備及び農村地域の振興

魅力と活力あふれる本県農業・農村を築き上げていくためには、競争力のある強い産地づくりに向け、高品質な農産物の生産を支える生産基盤の整備と担い手への農地利用集積を推進する必要がある。

また、地域の農地や農業用水等の資源を地域が共同して保全管理に取り組むとともに、農地や農業用水等を含めた農村の豊かな自然環境などの地域資源を活用して、都市に暮らす人々との交流を促進し地域の活性化を図る必要がある。

さらに、混住化が進むにつれ、土地改良施設の管理・運営が課題となってきており、これらを担っている土地改良区の体制強化を図る必要がある。

① 農地法・農振法の適正な運用及び農地改良制度の厳格な適用のもと、優良農用地の確保と合理的な利用を図る。特に、増加傾向にある遊休農地について、国の助成措置による有効活用策を講じるとともに、即時に対応できる事業の創設を国に要望する。また、農地法第3条の下限面積廃止に伴う小規模な農地取得等により、農地の集積・集約化等が阻害されることのないよう農地の権利取得に係る許可について、厳格な運用の確保を図る。さらに、農地中間管理事業の促進を図ることにより、担い手農家等を育成する。

- ② 地籍調査の積極的な推進により、一筆ごとの所有者・境界・面積等の正確な情報と高い精度の地図を整備することで、農地の適正な維持管理と農地の流動化を図る。
- ③ 農業生産基盤の整備
- (イ) 低コスト・高生産性農業の実現に向けて、は場の大区画化や汎用化などの基盤整備と農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化を一体的に行う経営体育成基盤整備事業や農地耕作条件改善事業等を推進する。
  - (ロ) 遅れている畠地の基盤整備を進めるとともに、霞ヶ浦用水などを活用した畠地かんがい施設の整備を推進し、収益性の高い大規模園芸産地を育成する。
  - (ハ) 団体営・県単土地改良事業により、小規模地区の整備を促進する。
- ④ 基幹施設の整備
- (イ) 安定的な水資源確保により、一層の農業振興を図るために、那珂川沿岸地区など国営農業水利事業を促進するとともに、関連土地改良事業（県営かんがい排水、経営体育成基盤整備、県営畠地帯総合整備など各事業）の推進を図る。
  - (ロ) 農業生産物の流通の合理化を図るために、基幹農道の整備を促進する。
- ⑤ 農村生活環境の整備
- (イ) 農業集落排水施設等による生活環境の改善と合わせて、交通網や福祉対策など総合的な環境整備を進める。
  - (ロ) 農業集落排水事業の効率的な執行を図り、農村地域における生活排水処理施設、汚泥処理施設等の整備を促進する。また、今後、更新時期を迎える施設については、施設の機能診断調査や市町村の最適整備構想の策定を進める。
  - (ハ) ため池や水路等の農業水利施設の保全管理とその水辺空間等を活用し、快適な生活環境の整備を図る。
  - (ニ) 農山村地域の住民が安全で安心できる保健・医療・高齢者福祉を確保するため、介護保険制度を将来にわたり持続可能とするための制度改革や、医療制度改革の推進による医療費適正化に向けて、国への働きかけに取り組む。
- ⑥ 中山間地等条件不利地域における農業振興
- (イ) 中山間地など生産条件の不利な地域においては、地域特性を生かしつつ、生産基盤及び生活環境の総合的整備を積極的に実施する。
  - (ロ) 事業実施にあたり、地域の特性を考慮したきめ細かな基盤整備を進める。
  - (ハ) 農業集落排水事業や集落間を結ぶ生活関連道路の整備促進を図る。
  - (ニ) 平地地域と比べて農業生産条件が不利な中山間地域等における耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保を図るために、集落協定に基づいて行われる農業生産活動等を支援する。
- ⑦ 各種整備事業の実施に際し、必要に応じて生態系の調査や田園環境整備計画を策定するなどして、事業計画に反映させ、地域の状況に応じながら環境との調和

に配慮した事業展開に努める。

⑩ 土地改良事業地元負担金の軽減

- (イ) 道路・用排水等の基幹的土地区画整理事業は全額国・地方自治体の負担とする。
- (ロ) 土地改良負担金の償還対策の制度拡充により、地元負担金の軽減と円滑な償還を図る。
- (ハ) 農用地の集積や大区画化等を図る構造政策関連の経営体育成基盤整備事業等は、地元負担金の軽減に努める。

⑪ 農業水利施設等については、今後、更新時期を迎える施設が多いため、計画的に施設の整備や更新を進めるとともに、施設の機能診断などにより維持補修を行い、施設の長寿命化を図る。

⑫ 合併阻害要因の解消を図るために、土地改良区の個別の課題に対する助言など適切な支援を行い、土地改良区の合併を推進する。

⑬ 農地・農業用施設や宅地等の自然災害による湛水被害の防止や、地盤沈下による農業用施設の機能低下の回復を進めるため、湛水防除事業や地盤沈下対策事業等の、農村地域の防災減災事業を推進し、農業生産の維持・農業経営の安定及び県土の保全に努める。

⑭ 近年増加しているパイプラインの破裂といった土地改良施設の突発事故に迅速かつ機動的に対応し、早期の営農再開を支援する。

⑮ 農業・農村が有する国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能の維持・発揮の促進を図るために、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理や施設の長寿命化を図るなどの地域の共同活動に対する支援を強化する。

⑯ 農地及び農業水利施設の防災・減災機能を広く周知するとともに、これら対策に係る市町村の支援が得られるよう働きかけること。

【新規】 ⑰ 土地改良区の運営や土地改良事業の実施について、近年支障となりつつある所有者不明土地の解消を図るために、財産管理制度の活用への支援を行い、土地改良区の体制強化を促進する。

### (3) 豊かな森林・活力ある林業の育成と山村の振興

近年、地球環境の悪化が問題となっており、森林資源の保全と活用が重要な課題となっていることから、山村の振興と林業を活性化させる施策を総合的かつ強力に進める。

① 適正な森林管理の推進

- (イ) 地域森林計画や市町村森林整備計画に基づく適切な森林施業を推進する。
- (ロ) 適切な森林整備に不可欠な森林現況調査などを支援し、森林経営計画の作成と着実な実行を図る。
- (ハ) 森林G I S(地理情報システム)の整備を推進するとともに、統合型G I Sと

の連携を図り、林地台帳や航空レーザー測量等の森林情報を迅速に提供できるようシステム環境の整備に努める。

- (c) 森林施業プランナーによる森林施業の集約化を図るとともに、高密度路網の整備、高性能林業機械の活用などによる低コスト作業システムの普及・定着を図る。
- (d) 森林経営管理制度の円滑な運用を図るとともに、森林環境譲与税を活用した市町村による平地林・里山林を含めた森林の整備や放置竹林対策、木材利用、普及啓発等の推進を図る。

## ② 造林・緑化事業の拡大

- (i) 森林の持つ水資源の涵養や国土の保全等の公益的機能を向上させるため、間伐等の森林整備や長伐期施業を推進する。

また、主伐後の森林の再生を図るために、森林湖沼環境税を活用し、再造林を推進する。

- (ii) 林業用苗木の需要拡大を図るとともに、花粉の少ないスギなど花粉発生源対策に資する苗木の生産と植栽を推進する。特に、通常の苗より成長が優れ、花粉症対策としても期待される特定母樹の採種園整備を行い安定的な種子供給することにより安定した苗木生産が可能な体制を図る。

また、従来の裸苗と比較して、出荷までの生育期間が短く、植栽可能な時期が長いマルチキャビティコンテナ苗について、民有林での普及を図る。

更に、花粉症対策として、少花粉に係る各種研究等の取組を推進する。

- (iv) 森林湖沼環境税を活用して、海岸防災林における松くい虫防除のための予防散布や伐倒駆除を行うとともに、被害地においては広葉樹等の植栽を行う。

- (v) 緑を守る県民意識の高揚と森林レクリエーションの場としての活用を促進するため、茨城県民の森・植物園・奥久慈窓の森・水郷県民の森などの自然観察施設の充実を図る。特に各施設の見どころのPRや老朽化部分の修繕を進め、利用者の増加を図る。また、県有林や県民の森などの自然観察施設における、ネーミングライツの導入による資産の有効活用や、地域の森林ボランティアや障害者就労施設との連携も含めた適切かつ効率的な管理方法を検討する。

- (vi) 県民全体で森林を支えていく意識の醸成に向け、森林・林業に対する理解・関心を深めるため、森林の役割や公益的機能の重要性、木材を利用することの大切さについて、広く県民に理解いただく普及啓発活動や子供たちへの森林環境教育を推進する。

- (vii) 緑のダムとしての水源地域対策を強化するとともに、保安林の適正な配置と機能の強化を図る。

## ③ 山村・林業の振興と木材需要の拡大

- (i) 県産木材の利用促進を図るため、地域のシンボルとなる公共施設や展示効果

の高い民間施設の木造化・木質化を進める。また、茨城県県産木材利用促進条例に基づき、より一層の県産木材の利用促進を図るために、県産木材利用推進期間である10月には、重点的に普及啓発に取り組む。

- (a) 県産木材の安定供給を図るために、木材流通加工施設の整備を進める。また、J A S材などの一般製材や集成材、新しい建築資材であるB P材やC L Tのはか、改質リグニンをはじめとする新素材分野における利用など、さらなる県産木材の需要開拓を図る。

更に、林野公共事業において、県産木材の積極的な利用に取り組む。

- (b) 県産木材の利用促進を図るために、林業・木材関係団体が創設した「いばらき優良木材証明制度」の適切な運用を推進する。
- (c) 間伐材の安定的な供給体制を早急に構築し、間伐材などの未利用材の有効利用を図る。

- (d) 木材産業の一層の振興を図るために、木材産業後継者や技術者の育成を推進する。

- (e) しいたけ等の特用林産物の一層の生産振興を図るために、きのこ研究館・きのこ博士館における研究・普及・教育等機能の積極的な活用を図るとともに、しいたけ原木の確保や機械施設の導入を促進する。

- (f) しいたけ価格の低迷や扱い手の減少により、県内産地が危機的状況にあるため、生産量の増大や生産コストの低減を図る産地への支援を推進する。

- (g) 林業の成長産業化に欠かせない再造林の加速化や林道開設・改良事業等の拡大を、各地域の要望を踏まえ積極的に進めるとともに、奥久慈林業地帯に奥久慈グリーンライン林道等を整備し、森林資源の循環利用、地域の振興等に資する。また、既設林道の通行の安全確保が図れるよう、必要な補修等について効果的な整備を推進する。

- (h) 山地災害を未然に防止し、荒廃箇所を復旧するため、計画的に山地治山事業を推進するとともに、飛砂防止・防風機能の強化と海岸侵食を防止するため、海岸防災林造成事業等を推進する。

- \* (i) 電気料金の高騰については、令和7年は、冬季（1～3月使用分）と夏季（7～9月使用分）に国において電力会社に対し支援が行われ、企業等の月々の料金から値引きが行われたところであり、さらに来年1月から3月使用分についても支援策を行う旨、発表されたところ。料金の高騰が続く間、引き続き支援を継続するよう国へ働きかける。

- (j) 木質バイオマス燃料は、国において供給拡大を図ることとしているが、その多くを占める木材チップの製造に使用する可搬式チップ製造機を対象とした軽油引取税の免税措置は、林業又は素材生産業を営む者に限定されており、木材加工業は対象となっていない。そのため、木材チップの安定供給、発電コスト

の低減等を図るため、木材加工業も免税対象となるよう国へ働きかける。

- (ア) 林業労働力を安定的に確保するため、林業就業者の技術研修、労働条件の改善及び林業事業体の経営の合理化等を推進する。
- (イ) 高性能林業機械の普及促進のため、高性能林業機械の導入支援及びオペレーターの養成などを行う林業担い手育成強化対策を推進する。
- (ウ) 林業労働災害を防止するため、安全点検・指導・安全衛生に関する普及啓発等、労働災害防止体制の整備を図る。
- (エ) 林業や特用林産への新規就業者の確保・育成を推進するため、新たに林業事業体等での雇用をとおした実務研修を行うなど、技術習得のための研修制度を充実する。
- (オ) 伐採後に山林に残る林地残材を木質ペレット、チップなどに加工し、バイオマス燃料などに利用する地域循環システムによる安定供給を図る。
- (カ) 原発事故の影響が残る原木しいたけ等の生産再開や風評被害の払拭を図るために、特用林産関連の支援事業を充実させるとともに、県民に対し安全・安心なしいたけをPRする。
- (キ) 木材需要の促進に資するため、住宅取得減税や住宅ローン減税幅の拡充を国に要望する。
- (ク) 造林補助金に係る標準単価について、人件費や資材費を物価に合わせた価格転嫁を図る。
- ④ 森林組合改革を推進し、健全で自主的な経営のできる森林組合として育成するため、森林組合系統の指導・監査体制を充実させるとともに、広域組合等の経営基盤の強化を図る。
- ⑤ 林業関係諸団体の育成強化を図るとともに、林業・木材産業の経営改善を推進するため、林業関係制度資金を充実させる。
- ⑥ 全国第2位の生産量を誇る地域資源と伝統文化である漆について、漆搔き職人の育成と生産体制の強化、販路開拓や地域間交流に取り組む。

#### (4) 水産業の振興

※ 不安定な漁業生産、漁業就業者の減少、燃油価格の変動、魚価の低迷など、本県水産業を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、漁協組織と連携して担い手の育成確保、漁業経営規模拡大、漁獲物の高付加価値化、6次産業化などの取組を進めるとともに、資獣管理・栽培漁業、漁業の基地となる漁港や大規模水産加工場立地などの基盤整備を推進するほか、養殖産業の創出に取り組み、漁業と水産加工業が共に成長していく水産業の成長産業化を図る。

##### ① 水産資源の持続的な利用

- (イ) 茨城県栽培漁業協会により、ヒラメ、アワビ等の稚苗の大量生産・放流に取

り組むとともに、鹿島灘はまぐり、マコガレイ等の生産・放流技術開発を進め  
る。

- (a) 鹿島灘はまぐりの資源対策として、資源状況や管理方策の助言により漁業者の自主的な資源管理を支援するほか、遊漁者の潮干狩りの区域の制限などの漁業制度の運用を行う。
- (b) 游漁可能量(TAC)制度により割り当てられた、知事管理量を適切に管理する。
- (c) 沿岸冲合域や霞ヶ浦、北浦における主要魚種の水産資源の解析や操業実態を把握し、漁業者の経意による資源管理型漁業を推進する。
- (d) 河川流域から沿岸域に至る水域の漁場環境保全に関する啓発普及・調査研究を推進する。
- (e) 遊漁の実態を把握し、栽培漁業・資源管理型漁業と遊漁との調和を推進するとともに「茨城県遊漁船協議会」の育成を図る。
- (f) 栽培漁業や資源管理型漁業を推進するため、漁業秩序の維持に努める。
- (g) 水産資源の回復と漁場環境の改善を図るために、霞ヶ浦、北浦で水生植物帯の造成、保全活動を推進する。

## ② 漁業経営の強化

- \* (a) 漁協組織と連携した担い手確保や、漁業の経営安定を図るために燃油価格の変動や金融対策を充実するとともに、生産性向上のために必要な漁船や省力・省コスト機器等の取得を支援する。さらに、沿岸漁業における効率的な生産体制の構築や知事許可漁業の規制を緩和することにより企業的経営体の育成を図る。

### (a) 大中型まき網漁業対策

- まき網漁業の健全な発展を図るために、低利の設備資金、運転資金の融通に努める。

### (b) 霞ヶ浦、北浦など内水面水産業の振興

- \* ○ 霞ヶ浦、北浦で在来の魚種に悪影響を与えてアーリカナマズ等の未利用魚の食用利用等の利活用を促進する。あわせて、漁獲回収を通じて、湖内からの窒素・リンの取り出しによる水質浄化を推進する。

- 【新規】 ○ 霞ヶ浦北浦の漁業資源を新たに確保するため、高水温に強いウナギ資源の造成に向け、漁業者による稚苗の放流経費を支援するとともに、放流による資源増大効果の実証とウナギ養殖実現の可能性を検討する。

- 【新規】 ○ アユなどの重要魚種の放流、産卵場の造成やカワウによる魚類の食害防止対策など、資源の維持増大と有効活用を促進する。

- (c) 憲法ある若手漁業者グループの経営改善のための取り組みの支援や、流通や加工も含めた幅広い知識を得るために講座の開催を支援するなど、後継者対策を充実する。

- ④ 水産物の地産地消を進めるため、学校給食に地元産の魚や加工品を提供する取り組みを進める。
- ⑤ 燃油税制への対応
- 期限付き措置となっている軽油引取税、石油石炭税の免税制度を恒久化し、漁業経営への影響を回避するよう国に働きかける。
- ⑥ 水産物流通機能強化と水産加工業の振興
- (イ) 魚食普及を進めるほか、水産加工品における優良産品の普及や新製品開発への支援を図り、水産物の消費拡大に努める。
- (ロ) 流通加工施設の品質衛生管理指導を通じて、安全・安心な本県水産物の供給に努める。
- (ハ) 水産加工業者の運転資金調達の円滑化に努め、足腰の強い水産加工業の安定対策を推進する。
- (ニ) 地元で漁獲される「前浜物」や未利用・低利用資源の利活用を促進することにより、新鮮で安全・安心な地元水産物の消費拡大を図る。
- (リ) 地元で漁獲される水産物を県民にとってさらに身近なものにするため、いばらきの地魚取扱店認証制度等により、地元水産物の地産地消を推進する。
- (ハ) 本県水産物のブランド化を進め、国内外での認定度を向上させ、漁業・水産加工業の振興を図る。
- (ト) 漁獲から市場での入札・販売までの工程における鮮度管理を向上させ、高鮮度水産物の流通強化に取り組む。
- (チ) 輸出に関する情報提供や輸出国へ提出する証明書作成等の支援を行い、本県産水産物の輸出拡大を図る。
- ⑦ 渔業生産・生活基盤の整備と住民福祉の向上
- (イ) 渔港の整備
- 水産業の総合的な基地としての漁港整備事業の進捗に加え、漁港関連施設の更なる有効活用を図る。
- (ロ) 海岸の整備
- 茨城沿岸海岸保全基本計画に基づき、漁港海岸施設の老朽化対策等を計画的に進める。
- (ハ) 水産業を通じた環境保全や漁村文化の継承等地域が取り組む活動に対し支援する。
- ⑧ 茨城沿海地区漁連、県水産加工連、県内水面漁連など水産関係諸団体の育成強化と、その事業について支援する。
- (イ) 茨城沿海地区漁業協同組合連合会に対する支援を通じて、漁協経営の健全化及び販売等事業の充実強化を図る。
- (ロ) 漁協経営基盤の強化を図るために、漁協合併を強力に推進する。
- (ハ) 国の事業の活用について支援するとともに、水産金融対策を充実する。

## 7. 活力ある中小企業・小規模企業の育成に努め、 その施策の充実を図る

県内中小企業・小規模企業は、地域社会に密着した企業として地域経済を支え、地域経済社会の根幹として大きな役割を果たしている。同時に、地元県民雇用を優先する、いわば「雇用のダム」として地域社会の安定に寄与している。

中小企業・小規模企業を取り巻く経済社会環境は、人口減少や高齢化などにより、依然として極めて厳しい状況が続いている。一方、経済のグローバル化やIoTといった「第4次産業革命」など産業構造の大変革の状況を迎える中、これに即応でき得る企業体質をつくることが重要であり、機動的な施策や不断の経営努力を補完する施策を推進し、活力ある中小企業・小規模企業の育成を図る必要がある。

### (1) 新しい産業を担う人材の育成

#### ① 民間における職業能力開発の促進

- (イ) 企業の自主的な能力開発を促進し、企業の人材育成と勤労者の職業能力の向上を図る。
- (ロ) 建設業者等をはじめとする企業の人材確保と育成を支援するため、職業訓練の充実を図る。
- (ハ) 企業等の多様な訓練ニーズに対応できるよう、より多くの職種で優れた技能を持つものづくりマイスターの認定などを進め、技能の継承やものづくり産業を支える人材の育成を図りながら、技能が尊重される社会づくりを推進する。

#### ② 公共における職業能力開発の推進

- (イ) 自動車産業など本県にとって新しい産業を含め、それを支える人材の育成を図るため、県立産業技術短期大学校や産業技術専門学院が行う新規学卒者等の訓練や離職者等の再就職に必要な職業訓練、労働者の技能向上を図るための在職者訓練の充実を図る。
- (ロ) 県立日立産業技術専門学院については、県北臨海地域のものづくりを支える人材育成施設として、時代の要請に応えることができるよう施設、カリキュラム等の充実を図る。
- (ハ) 技術革新や情報化の進展などに対応できる人材の育成を図るために、随時、訓練カリキュラムの見直し等を行い、求人・求職ニーズに沿った訓練を行う。
- (ニ) 茨城労働局及び高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携を図りながら、離職

者等の再就職に必要かつ多様な職業訓練を行い、就職及び定着を図る。

(iv) 障害者を対象とした訓練コースを設定して職業訓練の充実を図る。

③ 職業能力評価制度の推進と技能の振興

(i) 技能検定制度の啓発や技能尊重の機運醸成を図り、技能者の社会的評価の向上に努める。

(ii) 若年技能者の減少に対応するため、専門高校・専修各種学校との連携を図る。

④ 県内ものづくり企業の生産性向上を図るために、企業の生産現場の改善を担う人材の育成を推進する。

⑤ 競争力のある中小企業を育成するため、産業技術イノベーションセンターにおいて、ビジネスアイデアを生み出す機会を提供するとともに、県内産業の高度化を支えるデジタル人材や研究開発の中核となる人材の育成を支援する。

⑥ 産業構造の急速な変革が見込まれる中、リスクリミングを推進することにより、社会全体の生産性の向上と賃金水準の向上を図るために、企業訪問等により、地域や業界等における課題解決に資する先進的な取り組み事例の横展開を実施する。

⑦ 多くの中小企業において、働く人が目指すキャリアプランに応じた教育訓練の機会が確保できていないことから、中小企業の成長機会につなげていくためにも、従業員のデジタル面などのリスクリミングを支援する取り組みの促進を図る。

## (2) 工業の振興

① 中小企業の技術開発の促進

(i) 産業技術イノベーションセンターの施設の拡充と研究機能の強化を図り、共同研究や依頼試験、技術相談、人材育成などを通じて、中小企業の技術力の向上や新技術・新製品の開発を支援する。特に、農商工連携による6次産業化への対応を強化する。

(ii) 中小製造業の現場に専門家を派遣し、設計技術や生産技術の指導等を集中的に実施することにより、高度化する技術ニーズなど中小企業の課題解決を支援する。

(iv) つくば地区の研究機関等の研究成果の技術移転を促進するため、産業技術総合研究所との連携を強めるなど産学官共同研究開発を進める。

(v) 大企業から一括受注ができるような中小企業間の連携を推進するとともに、産学官での共同研究を実施することにより、大企業のニーズに対応した新技術・新製品開発を支援する。

(vi) 中小企業の製品の付加価値を高めるため、デザイン相談などにより、製品開発から生産・販売段階に至るデザイン活動を総合的に支援する。

(vii) 知的財産権取得等に関する各種情報提供・相談を実施するとともに、県内の大学・研究機関等の保有する特許等の技術シーズについて、中小企業への移転

を促進する。

- (イ) 産学官の研究交流、創造的な研究開発を企画・支援するつくば研究支援センターの活用を促進する。
  - (ロ) 研究集積や技術集積などの地域の強みを生かすことができ、今後成長が期待される分野において、産学官の相互連携を促進し、競争力の強い企業を創出する。
    - ものづくり企業、ベンチャー企業と研究機関による新製品の開発や新事業の創出を目的とした交流会については、県全域のものづくり企業の積極的な参画を促すなど、更なる成果を上げるための取り組みを推進する。
  - (ハ) ひたちなかテクノセンターの機能を活用し、地域産業の高度化の支援とレベルの高い技術者の養成を推進する。
  - (メ) ものづくり産業の基盤強化のため、新製品の試作開発、設備投資を幅広く支援する補助金の拡充を図るとともに、高度3Dプリンターの導入など公設試験研究機関のものづくり支援機能の強化を図る。
  - (リ) Society5.0を実現するため、IoT・AI等の知識やビジネス創出ノウハウ等の習得から、ビジネスプランの構築や次世代技術を活用したビジネスの創出・展開までを支援し、県内中小企業の競争力強化を図る。
- ② 中小企業の販路拡大・経営革新の促進
- (イ) 下請企業と進出企業の交流を活性化させ、受注機会の拡大と取引先の多角化を図る。
  - (ロ) 先端技術の導入や新分野開拓を目指す企業の支援体制を強化するとともに、助成・融資制度の拡充を図る。
  - (ハ) 産業構造の変化に対応するため、経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を支援する。
  - (リ) ベンチャー中小企業等の自治体や公的研究機関等からの受注機会の確保を促進する。
  - (メ) 競争力の強い企業の創出・育成を図るために、独自技術で「売れるものづくり」を目指す意欲ある中小企業の技術開発や販路開拓を支援する。
  - (リ) 官公需における中小企業及び官公需適格組合の受注を拡大するため、県内の行政機関等に対し、官公需制度の趣旨の周知を図るとともに、目標値を設定するなどして中小企業等への一層の発注促進に取り組む。

### (3) 地場産業の振興

地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている、地場産業を取り巻く環境の変化や地場産業の各産地が抱える課題を踏まえ、地場産品を地域ブランドとして確立できるような仕組みづくりを行うとともに、まちづくりと連携して総合的な振興を図る。

- ① 本場結城紬や笠間焼などの振興を図るために、県と産地組合が一体となって産地の抱える課題や振興策を検討・推進する。  
本場結城紬や笠間焼などの製造技術法を保存するため、各工程の技術技法を記録し、伝統技法の継承を図る。
- ② 伝統的工芸品等、地場産業の産地組合などが実施する、新商品開発や販路拡大事業に対し支援する。
- ③ 産業技術イノベーションセンターに整備された清酒製造技術研究施設を拠点として、県産日本酒の品質向上と高度な醸造職人の育成を強化し、ブランドイメージの確立を図るとともに、国内外への販路拡大を推進する。
- ④ 観光物産展や伝統工芸品展を開催することにより、県産品の販路拡大を図る。
- ⑤ 砂利・碎石等の建設骨材業の健全な発展のため、法に基づく適切な指導と合わせ、事業者の意欲向上につながるよう必要な運用基準等の見直しを検討するとともに、事業所における自主的な災害防止への取り組みを促進し、災害の未然防止を図る。さらには軽油引取税の課税免除措置の期間延長、あるいは恒久化について国へ働きかける。
- ⑥ 県産石材が、安価な外国製品との価格競争等で厳しい環境にある中で、時代のニーズや環境の変化に対応した新たな活性化計画を策定し、石材産地の振興を図る。
  - (イ) 道路・河川・海岸・護岸・建築工事・公園等、公共事業における県内産石材の利用拡大を図る。
  - (ロ) 新たな販路の開拓や産地からの情報発信（展示会の開催等）を推進する。
  - (ハ) 新商品・新技術の開発や再利用・再資源化を推進する。
  - (ニ) 石材組合の育成を進めるとともに、廃棄物処理等地域の環境対策の円滑化を図る。
- ⑦ 笠間焼産地の振興を図るために、笠間陶芸大学校において高度で多様な技術等を習得させることにより、現代陶芸をリードする人材の育成を推進するとともに、学生の修了制作展などの発表の場の確保をはじめ、学生と地域の飲食店やイベント等との連携を図るなどして、その成果を産地の活性化にも繋げていく。

#### **(4) 中小商業・流通・サービス業の振興**

地域経済の担い手として重要な働きをしている中小商業・流通・サービス産業などが消費者ニーズの多様化、高度情報化、経済のサービス化、郊外への大型店進出など環境の変化に対応し、的確に発展できるよう積極的な振興策を講じる。

- ① 中小商業・商店街の活性化と振興
  - (イ) 地域特性を生かしたコミュニティ機能の強化など意欲的な商店街活性化事業を積極的に支援する。
  - (ロ) 地域商業の活性化を図るために、空き店舗対策や個店経営のための支援、さら

に、ＩＴやキャッシュレス決済の活用による地域商業者の生産性向上を支援する。

(イ) 大型店の撤退や交通網の弱体化等に伴う高齢者など買い物困難者の増大に対応するため、市町村等と連携した空き店舗への出店を積極的に支援する。

(ロ) 商店街の活性化・振興を図るため、商店街振興組合連合会が行う人材育成の取り組みを支援する。

## ② 中心市街地の活性化

空洞化が進行している中心市街地の活性化を図るために、改正中心市街地活性化法に基づき、市町村等が取り組む中心市街地活性化対策の円滑・効率的な推進を支援する。

(イ) 国による中心市街地活性化基本計画の認定を受けようとする市町村に対して基本計画の作成を支援する。

(ロ) 中心市街地の活性化を図るために、その中心的役割を担う「中心市街地活性化協議会」の設立を促進する。

## ③ 流通・サービス業の振興

(イ) 高速道路網と港湾の整備に対応して、流通機能の強化及び中小流通業の活性化はもとより、地域産業の振興を図るために、多様な業種・機能を導入した産業拠点としての茨城中央工業団地（笠間地区）の整備を進める。

(ロ) 今後、物流の停滞が懸念されることから、新たな輸送人材の確保やモーダルシフト、DXの推進等により、物流を効率化することで生産性の向上を図るなど総合的な対策を早急に講ずるよう国と連携し取り組むこと。

(ハ) 少子高齢化など社会的課題に対応するソーシャルビジネスなどへの取り組みを支援し、新たなサービスの振興を進める。

(ニ) デザイン業の振興を図るために、デザインに関する県民の意識啓発や関連産業間の連携を促進する。

(ホ) 情報サービス産業等、地域産業の高度化に寄与する産業の育成・定着を図るために、産業支援機関等において研修等を行う。

(ヘ) 産業の空洞化に対応し地域経済の活性化を図るために、新たな産業の育成・誘導を促進する。

(ト) 販路拡大を図る大規模なイベントや全国規模の大会、レセプション・セミナーなどが開催できる大規模な複合コンベンション施設の建設を推進する。

(ケ) 石油販売業の活性化のため、担当窓口を設け、ガソリンスタンドに関する施策等勉強会の定期開催に努める。

(リ) 地域の石油販売業の育成を図るために、石油元売会社及び販売子会社によるガソリンスタンドの運営及び営業を規制する条例の創設を検討する。

(ヌ) 公用車の燃料調達については、警察活動への対応を最優先にしつつ、受注機会の拡大に努める。

(iv) トラック及びバス業界における安全対策、環境対策等の事業を円滑に実施するため、運輸事業振興助成補助金については、運輸事業の振興の助成に関する法律に基づき適正な交付を図る。

④ 大型店対策

(i) 「大規模小売店舗立地法」の趣旨を踏まえ、周辺地域の生活環境に十分配慮した大型店の適正な立地と併せ、地元商店街を中心とするまちづくりやにぎわい再生事業を支援する。

(ii) 茨城県大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドラインに基づき、地域づくりへの協力や撤退時等の配慮など大型店の地域貢献活動を促進する。

(iv) 大型店撤退による中心市街地の空洞化を避けるため、第二種大規模小売店舗立地法特例区域の活用について市町村に周知する。

⑤ 國際経済化の促進

(i) 國際ビジネスに関する情報提供・相談と窓口体制の整備によりジエトロとの連携を進め、海外貿易に関する普及啓発を行う。

(ii) 茨城県上海事務所と連携し、中小企業の海外展開を支援する。

## (5) 中小企業の経営安定と創業支援

中小企業が柔軟性や創造性・機動性を生かし、中小企業に適した多品種少量生産や、地域に密着したきめ細かなサービスの向上など特色を發揮し、成長発展ができるよう積極的な支援をする。基本的には、経営基盤の強化と多様な情報収集、さらに労働者の確保は重要な問題であり、それらへの対応が緊要である。

① 活力ある中小企業の育成

(i) 地域間競争がますます激化していく中で、地域が自立的・持続的な成長を実現していくため、各地域の「強み」である地域資源の活用や農商工が連携した、中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化等の取り組みに対する支援を強化する。

(ii) 経営改善普及事業の安定的な継続に努める。

② 小規模企業の経営安定

(i) 小規模事業者的人材育成等を図るために、商工会・商工会議所による支援を進める。

(ii) 地域産業おこしを促進するため、若者グループの組織化とリーダー養成を行う。

(iv) 経営者育成のため、異業種間交流を促進するとともに、経営力強化のための取組を推進し、地域の担い手の育成を図る。

(ii) 共同化・協業化・構造改善などを促進し、企業体质を強化する。

(iv) 産業構造の変化に対応できるよう新製品開発、新分野進出等の経営革新を支援する。

- (イ) タクシー・ハイヤー事業が公共交通機関として今後とも維持できるよう、規制緩和の見直しを図り、同一地域・同一料金を促進するとともに、交通空白地におけるタクシー助成制度の導入も検討する。併せて、二種免許の取得に関する制度の見直しなどの抜本的な対策や、海外版ライドシェアの導入検討に当たっては地域の公共交通事情を反映した制度となるよう国に働きかける。
- (ロ) バス事業者の経営の安定や観光産業の発展に資するため、高速バスや貸切バスに適用される一定のETC割引制度（通勤割引、平日昼間割引、大口多額割引等）の存続を図る。また、バス事業者の経営の安定に資するため、パリアフリー車両や衝突被害軽減ブレーキ搭載車両に係る自動車税軽減措置を延長すること。
- (ハ) 各自治体が「地域公共交通計画」を作成する場合は、既存のバス事業者からの意見を十分反映する。
- (リ) 乗合バスにおけるキャッシュレス化の推進を支援すること。
- (メ) 貸切バスの健全な経営基盤の確保に向けて、設置が義務付けられている機器（デジタルタコグラフ、アルコールチェック等）の導入・更新費用の支援について国に働きかける。
- \* (ナ) バス運転士の担い手を確保するため、各事業者の広報や採用活動を支援する。
- ③ 資金調達の円滑化
- (イ) 信用保証協会の拡充・強化を図る。
- (ロ) 高度化資金貸付事業について、(独)中小企業基盤整備機構が直接貸し出す融資の拡充を働きかけるとともに、高度化資金貸付事業を活用し共同施設事業・集團化事業・施設集約化事業を実施した組合等に対する倒産組合員の債務免除、経営環境変化に対応した債務の軽減・免除、相続時の個人連帯保証の解除等事業承継・再チャレンジへの新たな特別対策、低利の借り換え制度の創設等を講じる。
- (ハ) 小規模事業者に対する無担保・無保証枠の拡大と貸付条件の緩和に努める。
- (ニ) 売上高減少や取引事業所の倒産により、経営の安定に支障を来している企業を支援する融資制度の充実に努める。
- (ホ) 産業構造の変化に対応するため、中小企業の新分野進出・新事業開拓のための融資制度を充実する。
- (ヘ) 新技術・新製品の起業化を支援する融資制度の充実を図る。
- (ト) 環境マネジメントシステムの認証を取得する企業を支援するとともに、茨城エコ事業所登録制度の普及を図る。
- (ケ) 新たに雇用を図る中小企業や、商店街の空き店舗の取得、店舗の増改築等を行う小売商業者等に対する融資制度を充実する。
- (リ) 経済環境の悪化しつつある中小企業の再チャレンジを支援する融資制度の充実に努める。

- (メ) 中小企業・小規模事業者の事業承継が円滑に行われるよう、事業承継時の経営者保証解除に向けた施策や、親族外承継の場合に障害となる株式購入資金の調達について、新経営者に対する事業承継融資制度等の支援策を講じる。
- ④ 新事業の創出を促進するため、中核的支援機関を中心とした支援体制を充実する。また、大学及び研究機関のシーズを活用し、ＩＴ・ロボット、バイオ・メディカル産業等の高度化、新事業の創出及び販路開拓を促進する。
- ⑤ 創造的企業の育成
- (イ) 起業家精神に富み、創造的・独創的な事業活動に取り組む中小企業を育成するため、直接金融・間接金融の資金調達を支援する。
- (ロ) 中小企業の起業を促進するために、企業が融資を受ける際には個人保証について柔軟に対応する。
- (ハ) 女性による起業支援を推進する。
- (ニ) 中小企業の全国的・国際的な事業展開をサポートするため、実践的な経営戦略セミナーの開催、エキスパートの派遣等、経営力の強化を図る。
- (メ) 中小企業の開発リスク負担を軽減し、需要の開拓を図るため、新産業分野に係わる市場動向の調査研究等を支援する。
- (ハ) 新製品の販路開拓の場、投資家との出会いの場を提供するため、フェアの開催等販路開拓を支援する。
- ⑥ 消費者ニーズの多様化など、経済社会の変化に対応するため、技術・情報・人材・物流等の各種研究・情報資源を有効に活用するとともに、第3セクターなどの支援機関のコーディネート機能を強化して、新製品や新技术の開発、販路開拓、新分野進出等の支援策を拡充する。
- ⑦ 創業期の企業を支援するため、投資家との出会いの場を提供する。
- ⑧ 人材確保対策の強化
- (イ) 中小企業の人材確保のため、各種賃金制度の拡充、社会保険への加入促進、労務管理の改善等を進め、魅力ある職場づくり、勤労者福祉の増進、住宅の整備等総合的な対策を推進する。
- (ロ) 東京圏の人材に県内企業の企業・求人情報を伝える人材情報提供システムの利用拡大を図り、県内企業の人材確保を支援する。
- (ハ) 中学・高校におけるキャリア教育を充実する。
- (ニ) 茨城県外国人材支援センターにおいて、中小企業に対し、外国人材との就職マッチングや受入体制の整備等の支援策を講じる。
- ⑨ 中小企業のＩＴ化の推進
- (イ) 中小企業のＩＴ導入の円滑化を図るために、専門家を派遣するとともに、ＩＴ化に対応できる人材の育成を図る。
- (ロ) 中小企業がインターネットを活用して、企業情報や助成等の各種支援施策情

報、支援機関のイベント情報など各種の産業情報を取得できる情報発信体制を充実・強化する。

(イ) 高速・大容量の情報通信基盤「いばらきブロードバンドネットワーク」を活用した産業振興を図るため、利活用の支援に努める。

(ロ) 中小企業におけるサイバーセキュリティ対策への支援を行う。

⑩ 外国人研修生・技能実習生・労働者対策の強化

(イ) 単に労働力不足への対応といった視点から、安易に外国人を受け入れるのではなく、あくまでも企業の合理化・省力化・効率化等によって対応できるよう各種の対策を推進する。

(ロ) 技能実習生等、正規ルート（公的就労斡旋機関等）からの外国人については、労働条件・宿舎等受け入れ体制の整備を図る。

(ハ) 不法滞在者については、雇用しないように企業への啓発・指導を図るとともに、実効ある対応を図る。

⑪ 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会など商工諸団体の育成強化を図る。

(イ) 特に商工会・商工会議所については広域的な連携を推進し、組織の強化・拡充を図る。

(ロ) 高齢者雇用安定法の一部改正に対応するため、商工団体の再任用職員の補助対象化を図る。

⑫ 国民の公衆衛生の向上に資するクリーニング業界は、中小零細な事業者が大半を占めており、建築基準法第48条（用途制限地域）但し書き規定に基づく許可申請などについて、過重な負担なく、継続して操業可能な対応を講じる。

⑬ 理・美容師の各法の遵守を徹底するために、引き続き監視指導の徹底・強化を図る。

⑭ 理容業が全国的に減少傾向にある状況を踏まえ、地域貢献活動のあり方なども問われていることから、国の理容業の振興指針に沿った支援の強化に努める。

⑮ さらなる法人税の引き下げや投資減税など中小企業・小規模事業者の力を底上げし、強化に資するきめ細かい支援策を国と連携して講じる。

⑯ 外形標準課税は従業員への給与総額等を課税対象とすることから、赤字中小法人に対して新たな負担を強いるばかりでなく、黒字中小法人にとっても増税となることが懸念されるため、引き続き、中小企業への外形標準課税の拡大は絶対に行わない。

⑰ 印刷物製造請負の入札において、最低制限価格の適用額の引き下げ、入札積算内訳書の添付について、必要性を含めて検討する。また、工場設備を有する県内事業者の受注機会の確保に努める。

⑱ コロナ禍での救援事業として、タクシーにテイクアウト料理を運ぶデリバリーが認められたことを踏まえ、タクシー事業者等が、地域の貨物運送事業者では対

応が困難な、例えば、買い物や忘れ物を届けるなどの取り組みが有償貨物輸送として可能となるような検討を要望する。

- ⑩ 外国人運転者が外免切り替えの手続きや二種免許取得が円滑に行われるよう措置する。

## (6) 雇用の安定と勤労者福祉の充実

各種支援制度・助成金の企業への活用促進などの効果的な雇用対策の実施に努め、県民の雇用の安定を図るとともに、勤労者の労働条件の改善や福祉の増進を図る。

### ① 雇用に関する各種対策の充実

就職相談、情報提供機能の充実と効果的な再就職支援事業等を実施し、就職の促進を図る。

- (イ) 求職者の早期就職を図るために、就職活動に必要な情報提供など、効果的な就職支援を行う。
- (ロ) 再就職のための研修やジョブカード制度の周知などを通じて、求職者の職業能力の形成、正規就職の促進を図る。
- (ハ) 70歳までの継続雇用の促進、シルバー人材センターの育成により、高年齢者の就業の促進と雇用の安定を図る。
- (ニ) 障害者に対する職域拡大、職場の環境改善を進めるとともに、茨城労働局と連携し、障害者の雇用・就業の促進と雇用の安定を図る。
- (ホ) 新規学卒者に対する求人情報の提供や就職面接会の開催により、マッチングを促進するとともに、若者の早期離職防止に向けた取組を講じる。
- (ヘ) 県外大学から県内企業に就職した場合に奨学金返還を支援する。

### ② 合理的な労使関係の安定を図る。

- (イ) 労使関係の安定を図るために、労働経済に係る調査を行い、情報収集を図るとともに、情報の提供に努める。
- (ロ) 小規模企業の労働条件向上を促進する。
- (ハ) 中小企業の労使間に生じる労働問題などについて助言を行う、「労働相談センター」の充実を図り、労使間の安定に努める。
- (ニ) 職業生活において、指導助言する人材の育成や労使関係の安定を図るため、労働教育事業を行う。
- (ホ) 経営者及び労働者双方に対して解雇・賃金・ハラスメント・配置転換等労働契約に関する相談窓口として、県所有の公共施設（県庁・合同庁舎等）で、総合労働相談所を開設する。

### ③ 勤労者福祉の充実

- (イ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、事業主、勤労者に対し働き方改革の機運醸成を図る。

- (2) 労働時間の短縮・週休2日や育児・介護休業の実施を促進するとともに、快適な職場づくりを進める。
- 育児・介護と職業生活の両立を支援するため、育児・介護休業制度の定着を図る。また、生活資金貸付制度の周知を図る。
  - ボランティア休暇やリフレッシュ休暇など、多様な連続休暇の普及に努める。
  - ファミリーサポートセンターの設置を促進し、仕事と育児や介護が両立できるよう支援体制を整備する。
  - 企業に対し職場復帰が円滑にできるよう、休業中における情報の提供など、労務管理体制の充実を推進する。
- (3) 勤労者とその家族の健康を守る。
- 茨城カウンセリングセンターの実施する事業に助成する。
  - がん検診推進条例（茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参豫条例）の施行に伴い、がん検診の奨励、がん検診を受けやすい環境整備を支援する。
  - がん治療を安心して受けられ、治療後に職場復帰ができるような環境整備を支援する。
- (4) 中小企業の福利・厚生施設の設置・改善に必要な資金の貸付を行う。
- (5) 労働者福祉団体の育成強化とその事業資金の充実強化（労働福祉活動への助成、生活資金の融資など）を図る。
- (6) 中小零細企業従業員の退職金共済制度への加入促進や雇用保険の適用拡大を図る。
- ④ 通勤者の利便を図る。
- (1) 道路の混雑を解消し円滑な出退勤のため、事業所に時差出退勤や鉄道・バス利用の啓発を図る。
- (2) 働き方改革について事業者の実態把握を行うとともに、時間外労働の改革を推進する中小・小規模事業者への経営上の影響を最小限にするよう、国に対して働きかける。

## (7) 観光地の開発と環境整備

自由時間の増加やゆとりと創造・リフレッシュなどの志向から、観光レジャーへのニーズが一層高まっている。県内各地域の持つ特性を生かして、新たな観光メニューの開発や観光地の整備を図るとともに、新たなタイプの観光レクリエーション需要に対応する施設整備を推進する。

### ① 観光レクリエーション地域の開発整備

- (1) 民間の活力を生かし、魅力的かつ大規模で誘客効果のある観光施設の整備を支援する。

- (a) 市町村が行う大規模で集客力のある観光レクリエーション施設整備について積極的な支援を行い、首都圏における中核的な観光基地づくりを進める。
- (b) 日本遺産に認定された弘道館及び偕楽園を観光拠点として、誰もが安全で快適に散策できるような対策を検討し、より一層の魅力向上を図るとともに、周辺部（千波湖や周辺緑地）との回遊性を高めるための整備を推進する。
- (c) 偕楽園本園の有料化を契機に、梅まつり以外にも年間を通して、来園してもらえる県内随一の観光拠点とするために、新たな魅力向上策を講じる。
- (d) 広域観光レクリエーション基地として、国営ひたち海浜公園、鹿島灘海浜公園、笠間芸術の森公園などの施設整備を進める。
- (e) 大規模なテーマパーク等の観光・レジャー産業の誘致を進める。
- (f) 水郷筑波国定公園や県立自然公園の保護及び利用施設の整備を進める。
- (g) 県北・県央・鹿行・県南・県西の各地域整備構想の着実な展開を図る。
- (h) 薮ヶ浦、北浦、牛久沼、潤沼等の湖沼や那珂川、久慈川等河川の水辺環境の保全を図るとともに、釣りをはじめとする体験プログラムの造成や、体験学習施設・親水型観光レジャー施設を整備する。
- (i) 温泉を核とする観光開発を積極的に推進する。
- (j) 本県の周遊観光拠点として、日本一の名所づくりを推進する。
- (k) 自然環境の中で様々な余暇活動ができるアウトドア施設の整備を進める。
- (l) 体験観光施設を付加した総合的観光物産センターの整備促進を図る。
- (m) ナショナルサイクリルートに認定された「つくば・霞ヶ浦りんりんロード」のうち、整備が遅れている霞ヶ浦の南岸、阿見町にある自衛隊武器学校に係る区間は、湖岸沿いを離れ、国道125号に迂回するコースとなっており、サイクリストに大変危険なことから、湖岸側に自転車と人の専用道路を設置することを検討する。
- (n) 観光客やサイクリストの自転車活用を図るために、国道など幹線道路での自転車専用通行帯の整備など、広域的な自転車通行空間の環境向上を推進する。
- (o) ラムサール条約湿地である潤沼に、関東では初となる水鳥・湿地センターが茨城町と鉢田市の2カ所に一体的に整備されたことから、地元市町や関係機関との連携を強化し、潤沼の豊かな自然環境の保全と賛美な利用を推進するための具体的な取り組みを検討する。
- (p) 牛久沼をより魅力ある観光資源とするため、関係市町と連携し、県営の都市公園として整備することを検討する。
- ② 「きれいな海」の保全と海岸スポーツ・レクリエーション施設の整備
- (q) 利用や景観に配慮した海岸保全対策を推進する。
- (r) 国営ひたち海浜公園、鹿島灘海浜公園や、自然豊かな利用しやすい海岸環境を創出するための施設整備を促進する。

- (iv) 遊漁船や地曳網等の観光漁業の振興を図るとともに、旅館・民宿の整備促進、企業による保養施設の誘致を図る。
- (v) 「茨城の海と自然・世界の海と地球環境」のテーマのもと、楽しみながら学ぶという教育と娛樂性を兼ね備えたアクアワールド茨城県大洗水族館のPRに努め、観光客誘致を進める。
- ③ 観光客誘致のための整備とその紹介宣伝
- (i) 観光客誘致を積極的に推進するため、DMOによる観光地域づくりや、大型観光キャンペーン事業を推進する。
- (ii) 観光客が快適に回遊できるよう、観光ボランティアガイドの育成や観光事業者のおもてなしの向上を図る。
- (iii) 訪日外国人旅行者数の国の目標6,000万人（2030年）に対応して、来県への誘客計画を立て来訪を促進する。特に、コロナ後のインバウンド需要の取り込みに向け、台湾などを中心に戦略的なプロモーションを開催する。
- (iv) 水郷、霞ヶ浦、筑波、海岸地域、奥久慈など県内の代表的観光地への誘客を促進する。
- (v) 分かりやすい交通案内標識の設置など、県内観光地の道路環境の改善を図る。  
○筑波山周辺の沿道の改善を推進し、良好な眺望の確保と観光客が立ち寄りやすい環境整備を図る。  
○英語併記やピクトグラムによる分かりやすい案内標示を推進する。  
○高速道路IC出入り口付近における禁止物件看板の撤去を進めるほか、官民一体となった茨城の魅力度向上につながる集合看板の設置を図る。
- (vi) 観光客の利便性を高めるため、観光地間及び観光情報のネットワーク化を図る。
- (vii) 県内の有料観光施設を共通して利用できる、入場券の割引制度の拡充を促進する。
- (viii) 地域活性化のため、魅力あるイベントを開催する。
- \* (ix) 東関東道水戸線や圏央道の早期完成、つくばエクスプレスの東京駅等乗り入れ、茨城空港の国内外路線の拡大を図り、国内外からの観光客の増加を踏まえた観光関連産業の振興策を講じる。
- (x) ウィズコロナ・アフターコロナ時代における観光戦略の一つとして、本県の強みであるキャンプ場やアウトドアに着目した新たな旅行スタイルを提案する「いばらきツーリズム」を推進する。また、新たな顧客層の獲得や通年型の受け入れを促進するため、キャンプ場のトイレや給湯設備等の改修などを積極的に支援し、利用環境の改善に取り組む。
- \* (xi) 本県の豊富な農林水産物のブランド力の向上や「ご当地グルメ」の創出と定着、土産品などの開発を推進し、これらを活かした旅行商品の開発などを進めること。

- (ア) 茨城が観光立県としての地位を確保するため、農林水産物や加工品のブランド力向上による食材のステイタス化を図るとともに、県民一人ひとりに対し観光イベント・資源の知識を啓蒙することにより、県外への草の根の観光アピール活動を展開する。
- (イ) 県内の観光施設など様々な公共施設への誘客を図るため、県職員等の名刺の裏側に割引券を付け、駆けつけたばかりそうな相手に積極的に名刺を渡す取り組みを展開する。
- (ウ) 観光客の誘致など地域活性化に寄与する「道の駅」について、既存「道の駅」の施設改修や新たな「道の駅」の設置などに関して、市町村の意向を尊重しつつ、積極的に市町村の取り組みを支援する。
- (エ) 増加する訪日外国人旅行者と、受入側の観光施設の会話を手助けするため、旅行者と施設との会話を通訳する24時間対応のコールセンターの開設を検討する。
- (オ) 観光客を呼び込むため、スマートフォンの位置情報機能を使い、スタンプラリーのように目的地を巡る米国発のゲーム「Ingress（イングレス）」の活用を検討する。
- (カ) 茨城港に寄港するクルーズ船乗客に対し、オプショナルツアー等による県内周遊観光を促進する。
- (キ) タンデム自転車や高性能な自転車タクシー「ペロタクシー」について、本県の観光振興につながるよう、利用促進に全力で取り組む。
- (ク) 自転車の愛用者を増やすことは、健康増進や交通渋滞解消につながることから、修理サービスや休憩場所の提供などに積極的な自転車販売店へ立ち寄りやすくするなどの取り組みを展開する。
- (ケ) つくば霞ヶ浦りんりんロードが持続可能な形で地域に根づいていくためには、地域住民との協働が重要であることから、地域住民がロードの簡易な路面維持や補修、周囲の除草・伐採作業等に主体的、継続的に取り組む気運を醸成していく。
- (ケ) 稲敷、取手、龍ヶ崎、河内、利根の5市町は、サイクリングコースの整備に向けた協議を開始した。実現すれば、鬼怒・小貝リバーサイドルートとつくば霞ヶ浦りんりんロードをつなぐコースとなる。また、全県的なサイクリングにも資することから、利根川全流域に広げるなど地元市町村と連携とともに、積極的な支援に努めること。
- (ケ) つくば霞ヶ浦りんりんロードには、県や地元自治体で整備した休憩所が約30カ所あるが、飲食・物販やシャワー等が完備した休憩所は2カ所のみであり、利用者のニーズに合った施設の整備・充実により一層取り組む。併せて、岩瀬駅と土浦駅のほぼ中間点に位置する旧北条駅跡地の活用方策について、地

元市を含めて検討する。

- (4) ナショナルサイクルルートであるつくば霞ヶ浦りんりんロードは、地走地消の視点で、消費額の増加につなげる。
  - (5) 「つくば霞ヶ浦りんりんロード」において、利用の少ない女性に向けたPRや効果的な情報発信に戦略的に取組み、サイクリングを始めやすい環境を創出し、更なる騎客促進を図る。
  - (6) 奥久慈里山ヒルクライムルートについて、駐車場や更衣室が利用できる拠点づくりを地元市町と連携してさらに進めるほか、観光施設への集客等も勘案したルートづくりなど、騎客促進に向けた取り組みを推進する。
  - (7) 国や市町村等とも連携し、ダムなどのインフラ施設と周辺の観光施設などを組み合わせたインフラツーリズムによる地域活性化の取り組みを推進する。
- 【新規】 (8) 障害者や高齢者などの観光の機会も増えていくと想定されることから、観光施設におけるスロープの設置やトイレの洋式化などをはじめ、ユニバーサルツーリズムを推進する。
- 【新規】 (9) ゴルフツーリズムの推進にあたり、ゴルフ場の外国人受入体制を整備するとともに、周辺地域に経済効果が及ぶような仕組みを構築する。また、本県ならではの付加価値の高いゴルフトーリズムを構築する。
- ④ 魅力あふれる観光拠点としてリニューアルオープンした「いばらきフラワーパーク」への観光騎客に一層取りむとともに、県内観光地等との周遊観光を促進する。

## 8. 新しい飛躍と均衡ある発展のための県土づくりを進める

本県の新しい飛躍と県土の均衡ある発展を図り、豊かで安心できる安定した地域社会を築くために、広域交通ネットワークの整備など県土発展の基礎条件の向上に資する各種プロジェクトを一層推進し、長期的・計画的な県土づくりに積極的に取り組む。一方、新しい時代の動向に敏感に対応した施策を展開しつつ、県内各地域の特性を十分に生かすとともに、栃木・群馬・福島県など隣県との十分な連携を図りながら、県土の均衡ある発展を図る。

また、県全体の地域振興を図るために、各地域をどのように位置付け地域振興を図っていくかなどについて、県の体制も含めて総合的に検討するとともに、県内各地域の様々な地域資源、特徴を最大限に活かしながら、引き続き人口減少に打ち勝つ力強い地域づくりを進めていく。

### (1) 基幹道路網の整備

基幹道路網の整備を進める上で、東関東自動車道水戸線、首都圏中央連絡自動車道の建設は、本県交通体系のネットワーク確立上の重要課題であり、これらの早期完成が図られるよう強力に推進する。

また、国・県道からなる幹線道路網についても、地方が必要とする道路整備の財源を確保し、整備を滞ることなく推進する。

#### ① 國土開発幹線自動車道の建設促進

(イ) 北関東3県をはじめとする近県との一層の連携強化を図るために様々な交流事業等を推進する。

○沿線地域の開発計画を策定し、その具体化を図る。

○民間の活力（PFI方式等）を利用し、SA・PAを活用した地域拠点整備事業を推進する。

(ロ) 東関東自動車道水戸線については、潮来IC～鉢田IC間の整備促進を図るとともに、鹿島臨海工業地帯波崎地区工業団地周辺への延伸について、具体化に向けた検討に努める。

○沿線地域の振興を図る沿線開発構想の策定を推進する。

\* (ハ) 事業中のつくばみらいスマートIC、(仮称) 笠間PAスマートIC、(仮称) 千代田PAスマートIC、(仮称) 土浦スマートIC、(仮称) 守谷SAスマート

ト I C の整備を推進する。また、既設スマート I C の利用促進を図るほか、東海村で検討している東海スマート I C の大型車対応や常総市で検討しているスマート I C 設置などを支援する。

② 首都圏中央連絡自動車道の建設促進

(イ) 首都圏近郊の中核都市を連絡する本路線については、4車線化の早期完成を図る。

○沿線地域の開発計画を策定し、その具体化を図る。

③ 直轄国道・補助国道の整備促進

④ 地域高規格道路の整備推進

地域の活性化、地域開発を支援するための幹線道路整備、特に大規模プロジェクト開発地区及び高速道路等に直結する道路の整備を促進する。

(イ) 水戸外環状道路、茨城西部・宇都宮広域連絡道路、百里飛行場連絡道路の整備を推進する。

(ロ) 常総・宇都宮東部連絡道路、茨城北部幹線道路、千葉茨城道路、取手・谷和原連絡道路の計画路線指定に向けて取り組む。

(ハ) 千葉茨城道路北延伸線の新規路線指定に向けて取り組む。

⑤ 雨天時の安全性確保の面から、高速道路等の排水性舗装の整備を促進する。

⑥ 県勢発展のため、新たな交通軸となる石岡市から笠間市間の道祖神峠のトンネル化を含む（仮称）茨城縦貫幹線道路（つくば～笠間～大子）と県北高規格道路（常陸那珂港区～大子）の実現に向けて取り組む。

⑦ 都市軸道路は、地域の振興に大きく寄与するため、国の補助事業や道路公社による有料道路事業など、多様な整備手法を活用し、利根川の架橋の早期着工等、その実現に努める。

## (2) 鉄道の整備促進

東北新幹線の県内への新駅設置を促進し、併せて県内鉄道の輸送力増強に努める。

① 常磐線の輸送改善

(イ) 中距離電車の運転本数の増を図る。

(ロ) スピードアップと車両の改善を促進する。

(ハ) 特急列車の運転本数・停車駅・運行時間帯等の改善を図る。

(ニ) 主要駅の橋上化を推進する。

(ホ) 地域の魅力度向上などの観点から、小田急線特急ロマンスカーの取手駅延伸を検討する。

② つくばエクスプレスプロジェクトの促進

(イ) つくばエクスプレスの利用促進を図るために、機運醸成を図る P R 等を行う。

(ロ) つくばエクスプレス沿線開発を含め、沿線地域の計画的整備を進める。

- ③ 東北新幹線及び東北本線の新駅を古河・綾和地区に設置する。
- ④ 大洗鹿島線の利用促進
  - (イ) 鉄道を軸とする魅力ある地域づくりを進めるとともに、駐車・駐輪場を整備する。
- ⑤ 水郡線の輸送改善
  - (イ) 関係市町村と一緒に、水郡線の利用促進及び活性化対策を図る。
  - (ロ) 利用者の利便のため、駅周辺に駐車場を整備する。
- ⑥ 水戸線の輸送改善
  - (イ) 運転本数の増、スピードアップを図る。
  - (ロ) 通勤・通学の利便のため、ダイヤ改善を図る。
- ⑦ 常磐線快速列車のさらなる増便、スピードアップを図る。
- ⑧ 東日本大震災被災県リニア新幹線勝致に向けて、他の被災県の動向を踏まえながら連携を図る。
- ⑨ 鉄道駅舎は多くの人の出会いと交流の生活空間であり、関係市町村と連携のもと、より一層近代的な整備を推進する必要がある。
  - (イ) 公共施設などを併設し、魅力ある地域づくりの核とする。
  - (ロ) くみ取り式トイレの改築・改善を促進する。
  - (ハ) 駅発生ゴミについては、市町村との連携の中で円滑な処理を図る。
  - (ニ) 無人駅の環境改善を図る。
  - (ホ) 高齢者や障害者にやさしい駅づくりを進める。(エスカレーター等の整備促進)
- ⑩ 路切の改良及び立体化、監視カメラの設置等、事故防止のための施策を強化する。
  - オーバーハング型路切などハード面の設備の整備を促進する。
- ⑪ 鉄道施設の耐震点検・改善など防災対策を進める。
- ⑫ 地磁気観測所が、鉄道ネットワーク、ひいては本県の発展の制約とならないよう、県外への早期移転や十分な補償を気象庁などに要望する。
- ⑬ 地域鉄道は存続が求められる重要なインフラであることから、経営を改善できる取組に対しては、沿線住民の意見も踏まえながら、県と沿線自治体で連携した支援を検討する。

### (3) 港湾整備及び利活用の促進

\* 首都圏の物流構造を再編し、人口・産業の本県への地域展開や大規模自然災害時における京浜港の代替機能など、本県のさらなる発展を図るために、高速道路体系と一緒に北関東地域の物流拠点として各港の整備を進める。また、海洋レクリエーションやレジャーへのニーズに対応し、快適で潤いのある港湾環境の形成を図る。

さらに、県内各港の振興のため、港湾機能の強化を図るとともに、効果的なポートセールスを行い、貨物の確保及び新規航路の開設を図る。

特に、県北3港の統合により誕生した茨城港については、北関東自動車道などの広域交通ネットワークの整備進展や好調な企業立地等を最大限に生かし、適切に機能分担しながら物流拠点としての集積を高めつつ、クルーズ船誘致を推進するなど、港勢拡大を図る。

また、茨城港及び鹿島港において、カーボンニュートラルポートの形成に向け、新エネルギー供給拠点の形成やカーボンニュートラルターミナル化など、港湾機能の高度化の実現に向けた取り組みを進める。

① 常陸那珂港区において、荷役効率のより一層の向上と利用船舶の安全性を確保するため、東防波堤の整備を促進するとともに、建設機械及び自動車等の輸出の増加に対応するため、大型R O R O 船等に対応可能な中央埠頭の整備を促進する。

また、企業ニーズを踏まえたコンテナ航路開設を促進するとともに、港湾業務関係法令(C I Q 業務関係法令)に基づく指定品目の拡大と機関の設置を促進する。

② 鹿島港において、荷役効率のより一層の向上と利用船舶の安全性を確保するため、南防波堤、中央防波堤の整備を促進するほか、外港地区の整備を促進する。

また、国際バルク戦略港湾(穀物)の実現を図る。

③ 日立港区の沖防波堤(粘り強い構造化)の整備を推進するとともに、貨物量増加を図るため、多様化する物流需要への対応を図る。

④ 激甚化する自然災害に備えるため、防波堤や防潮堤などの港湾施設の整備を着実に進めるとともに、港湾BCPなどの充実により、災害に強い安全な港づくりに努めることで、本県港湾の信頼度を高め、更なる利用促進を図る。

⑤ 茨城の港の活用について内外への宣伝を行い、利用貨物の確保と船の寄港を促進する。特に、外航定期船の就航を積極的に進める。

⑥ 県内の港湾や漁港など、太平洋沿岸地域の保安問題・環境問題・防犯問題等について、関係部署との連携のもと対策を進める。

【新規】 ⑦ 体験型観光によるさらなる訪客の推進に取り組むとともに、魅力的な周辺観光資源を活用したポートセールスを開拓することで、茨城港へのクルーズ船の誘致に取り組む。

#### (4) 茨城空港の利活用の促進

① 茨城空港へできるだけ多くの就航路線の確保を図り、国内・海外主要都市等との交流を推進し、商工業、観光、農林水産業及び科学技術の振興に取り組む。

○官民一体となった全県的な利用促進体制の確立を図る。

※ ○栃木、群馬、福島と連携した物流や広域観光の拠点と位置付け、振興計画を策定すると共に、各方面からの利用者増のための観光・ビジネスアクセスマップ

を作成する。

- ② 茨城空港の利用を促進し、地域経済に大きな効果が及ぶようにするため、観光資源の発掘・整備を進め、観光客の誘客を促進するとともに、海外就航先とのビジネス交流を促進するための支援策を講じ、地域産業の拡大・活性化を図る。
- ③ 茨城空港と県内各地をつなぐバス・タクシーなどの公共交通の充実に努める。

## (5) 優良企業立地の推進

本県経済の発展と地域経済の活性化、雇用機会の創出のため、先端産業や関連企業の進出にもつながる裾野の広い産業など優良企業の立地を促進する。

- ① 工業団地の用途見直しによる立地業種の拡大を図るとともに、立地推進東京統括本部を中心に、企業の業務機能を含め誘致活動を組織的・積極的に展開する。
  - ② 大型投資の進む次世代自動車や半導体関連産業のクラスター化を図るため、関連企業の誘致に積極的に取り組み、雇用の創出を図る。
- また、それらの企業の製品を県内企業が活用しやすくなるようPRを行うなど環境づくりに努める。
- ③ 企業ニーズに即した優遇措置や企業が活動しやすい事業環境の整備、戦略的な企業誘致策の実施などにより、企業立地を促進する。

- 様々な企業の事業環境が向上するように、交通ネットワークをはじめとする各種インフラの整備はもとより、優遇制度の拡充、各種許認可の迅速簡素化に努め、地域間競争に負けない産業基盤づくりを進める。
  - 地域未来投資促進法の特例措置を積極的に活用することにより、地元企業が新たに設備投資を行いやすい環境をつくり、地域の中核を担う企業への成長を促す。
  - 国の補助金や県独自の優遇制度を活用し、企業の国内回帰の動きを捉えるための誘致活動を一層強化する。
- ④ 資源循環型社会形成を推進するため、規制緩和を積極的に図り、新エネルギー・資源循環型産業の導入を図る。

- 【新規】 ⑤ 国におけるデータセンターの地方分散の方向性や関連企業の集積効果等を踏まえ、データセンターの誘致を推進する。
- ⑥ 首都圏への近接性や充実した広域交通ネットワークなど本県の立地優位性を生かして、誘致の促進を図る。

## (6) ITネットワーク社会づくりの推進

社会経済情勢の変化や地域の様々な課題への対応を図るために、整備の進んだ情報通信基盤とITサービス等を積極的に活用し、様々な情報化施策を計画的に推進する。

- \* ① 人口が減り、職員数も減っていく中、行政の効率化と県民サービスの向上のため、生成AIを更に活用するなど行政のデジタル化、DXを推進する。また、居住市町村にかかわらず、一律に質の高い行政サービスを享受できるよう、市町村における自治体システムの標準化・共通化の推進など、県としても、市町村のDX推進を積極的に支援する。
- ② 県及び県関係機関のホームページを充実させ、一層の活用を図る。
- ③ 県民の情報通信の利用について、地域間格差が生じないよう、ブロードバンドやスマートフォン等のモバイル端末など情報通信環境の整備を促進する。
- 携帯電話の電波が届かない非居住エリアについて、災害・事故時の対応や観光振興の観点から、携帯電話事業者や市町村などと連携し、通信インフラの整備・改善に取り組む。
- ④ 行政の保有するデータのオープンデータ化と利活用の取り組みを推進する。
- ⑤ 県内店舗の利用を促し、地域経済の活性化につなげるため、県広報紙「ひばり」に県内の店舗で利用できるクーポン券を掲載する取り組みを検討する。広報紙への関心が集まることにより、県政に対する県民の理解が深まる効果なども期待できる。
- ⑥ スマートフォンやタブレット端末で県内の話題やイベント、生活に役立つ情報、道路の通行止めや土砂災害、避難情報、避難所等の災害情報、弾道ミサイル発射等の国民保護情報を閲覧できるサービスに取り組む。
- ⑦ 民間放送事業者による県民放テレビの開局に向けた動きが本格化した場合には、実現に向け協力していく。
- ⑧ 「いばらき電子申請・届出サービス」等の電子申請システムについて、すべての市町村において同じように利用できるよう支援するとともに、利用者が使いやすいよう、サービスの改善を図る。
- ⑨ 国では令和3年度から、「誰一人取り残さないデジタル社会の実現」を目標に掲げ、市町村等と連携しながらデジタル活用支援推進事業を実施している。このようなデジタルデバイド対策は、デジタル化が急速に進む現代に欠かせない取組であり、県としても積極的に関与し、全ての県民がデジタル化の恩恵を享受できるような取組を推進する。

## (7) 水資源の確保と有効利用の推進

豊かで健康的・文化的な県民生活を確保し、産業活動の進展を支える緊要な基礎的条件である水資源について、長期的な水需給の見通しにより、需要に応じた確保及び用水供給対策を進める。

- ① 水資源の総合的・計画的な開発
- (1) 水源保全対策の充実強化を図る。

- ② 水の有効利用事業の促進
- (イ) 薩ヶ浦用水関連事業の推進を図る。
- 薩ヶ浦用水関連かんかい排水事業、畠地帯総合整備事業の推進を図る。
- (ロ) 県南西・鹿行・県中央広域水道用水供給事業、那珂川・鹿島・県南西・県央広域工業用水道事業を進める。
- (ハ) 那珂川沿岸農業水利事業の促進を図る。
- ③ 地下水の保全とその適正な利用を進める。

## (8) 科学技術の振興

- \* ① 大強度陽子加速器施設（J－P A R C）をはじめとした量子線関連機関における研究技術や、つくばの科学技術、日立のものづくり技術の発展を推進する。これら技術の連携により、国際競争力のある産業の創出や独自技術を持つ企業の育成を図ることで、科学技術創造立国を先導する先端産業地域の形成に努める。
- ② 大学や研究機関・産業支援機関との連携を強化し、産学官共同研究（例：B N C T の実用化）などの研究交流を推進する。
- ③ 県内における優れた研究開発の奨励や若手研究者の育成、国関係試験研究機関の研究成果の県内産業への技術移転などを促進するため、一般財団法人茨城県科学技術振興財團等の活動を支援する。特に、ロボットについては（国研）産業技術総合研究所やCYBERDYNE（株）等、関係機関と連携を図りながら、ロボット館などで県民に分かるかたちで普及促進を進める。
- ④ 県民の科学技術に対する理解と関心を高めるため、積極的な啓発普及活動などを通して、科学技術に親しむ環境づくりを進める。
- ⑤ 県立試験研究機関が、産業界や県民ニーズ、政策課題を的確に踏まえた研究開発の重点化、分野横断的な連携に取り組めるよう機能強化を図る。
- \* ⑥ 日本原子力研究開発機構では、次世代革新炉に関する先駆的な研究開発が行われており、特にエネルギー・医療分野への貢献が期待されている。高温工学試験研究炉「H T T R」の高温熱を活用した水素製造の試験研究や高速実験炉「常陽」の高速中性子を利用した医療用放射性物質の製造試験に必要な予算の確保を国に要望するなど、サポートに努める。
- 【新規】 ⑦ 水素社会の実現に向けて、クリーンで安全性の高い新しいエネルギー技術の確立が求められており、水素を大量に、かつ安価に安定して供給することが期待される高温ガス炉について、実証炉の県内への誘致に取り組む。
- ⑧ 空を活用した 物資の配送や新たな交通手段まで、幅広い用途が見込まれる小型・大型のドローンの社会実装に必要な取組を、官民一体となって推進する。

## (9) ひたちなか地区の開発促進

- ① ひたちなか地区的開発・整備を促進する。

関連主要道路の整備を含め、国際物流インフラ整備事業を促進し、海運物流関連産業や県内外各種産業との連携による広域総合物流施策など、常陸那珂国際港湾公園都市にふさわしい調和ある整備を進める。また、港湾を軸とした国際港湾公園都市づくりの段階的進展を見据えた土地利用等を促進する。特に、後背地に対する基幹交通体系の確立は緊急を要する。

- (イ) 首都圏における物流の合理的再編と環境負荷の軽減に大きく寄与することが期待される常陸那珂港区の整備を促進する。
- (ロ) 国営ひたち海浜公園の整備を促進するため、開園区域の充実と供用区域の拡大を図る。  
○ 海浜性レクリエーション基地として、海から陸までの多様なレクリエーションニーズに対応できる施設の整備を推進する。
- (ハ) 後背地、特に県北・県中央地区へのアクセス基幹道路の調査を急ぎ、一体的開発振興計画の具体化を促進する。
- (ニ) 都市再生総合整備事業を促進するとともに、ひたちなかテクノセンターを通して地元中小企業の育成振興を図る。
- (メ) 都市ゾーンに企業の誘致を進める。
- (リ) 国際港湾公園都市づくりのため、国内外のイベント等が行えるコンベンション施設等の整備を推進する。
- (ト) 留保地については、留保地利用計画に基づく企業誘致を進める。
- (ケ) 関係市村の一体的な広域都市づくりを考慮に入れながら、ひたちなか地区的開発を促進する。
- (リ) 常陸那珂港区・国営ひたち海浜公園・阿字ヶ浦地区にまたがる地区において、海浜環境を楽しめるレクリエーションの場を形成する。
- ② アジア・太平洋諸国の原子力技術者を養成するため、日本原子力研究開発機構に国際的原子力交流施設の整備を推進する。

## (10) 県北地域の振興

- ① 若者の就業機会の創出、地域の活性化のため、「宮の郷工業団地」への企業立地を進めるとともに、需給状況をみて、工業団地の整備を推進する。
- (イ) 日立市神田町地区や那珂市那珂IC周辺をはじめ、市町村が主導する新たな工業団地の開発計画を、地域未来投資促進法や未来産業基盤強化プロジェクト等を活用しながら支援する。
- (ロ) 県北地域への企業誘致において、優遇措置を検討する。

- ② 企業立地に伴う産業のニーズに応える人材育成のため、新卒者職業訓練のカリキュラムの高度化を進める。
- ③ 地域未来投資促進法に基づく県北地域基本計画により、新製品・新技術の開発、新産業の創出など県北地域の活性化を推進する。
- ④ 地域の産業空洞化に対応するため、技術指導や共同研究開発など、下請け中小企業の活性化対策を重点的に推進する。
- \* ⑤ 大強度陽子加速器施設（J－P A R C）や日本原子力研究開発機構、量子科学技術研究開発機構など量子線関連研究機関における研究成果の活用及び周辺機器等の受注・開発促進により産業振興を推進する。
- ⑥ 県北山間地域においては、生活環境施設・産業基盤・福祉・医療・教育の充実と地場産業の振興など、過疎法に基づき過疎地域の持続的発展のための新たな事業を積極的に展開する。
- (イ) 県北地域への人口流入を図るため、過疎地域定住促進団地整備事業を推進する。
- (ロ) 過疎地域の持続的発展を図るため、過疎市町が実施する過疎対策事業を推進する。
- ⑦ 県北地域の豊かな自然環境や歴史・文化遺産などの地域資源を生かしたグリーンツーリズムやブルーツーリズム、ロングトレイルなどの滞在・体験型観光を推進するとともに、首都圏を代表する交流・二地域居住空間の形成を図る。
- ⑧ 大子清流高校の魅力アップと県北地域振興を図るために、部局横断的なプロジェクトチームの立ち上げを検討する。
- ⑨ 都市との交流事業の促進を図るために、各市町村の拠点施設の整備やネットワークの形成を推進する。
- ⑩ 県北地域の豊かな自然環境を活かした魅力的な地域ブランドイメージを構築し、移住・交流の促進を図る。
- ⑪ 一般国道・県道の整備を促進するとともに、茨城北部幹線道路や横軸道路として肋骨道路の整備、北関東北部横断道路や県北高規格道路（常陸那珂港～大子）の具体化検討など、交通体系の整備を積極的に推進する。
- (イ) 日立市新田・旧十王町黒坂・豊破山・北茨城市花園間及び菅谷・栗原線の整備とともに、県道昇格を進める。
- (ロ) 日立市内など慢性的な交通渋滞については、渋滞緩和を図るために道路整備を推進する。
- (ハ) 交通不能県道の解消、バス交通不能区間の整備促進
- (ニ) シーニック・バイウェイ登録の条件である地域主体の協議会設立など、実現に向けた取り組みへの支援を図る。
- ⑫ 県総合計画に基づき、J－P A R Cを活用して、中性子を利用した研究成果か

ら革新的な新技術の創出を図る。また、研究成果のPRを強化するとともに、宇宙分野と関連づけたPRの検討など、J-PARCの更なる知名度向上に取り組む。

- ⑯ 観光物産会館（常陸太田市など）の建設を進めるとともに、漆等の伝統工芸・特産物の振興や新しいタイプの工芸品の開発を促進する。
- ⑰ 地域における優れた自然資源を活用し、交流人口を増加させるための施設整備を推進する。
- ⑱ 地域の特色を生かした特産品づくりを進め、地域ブランドを育成する。
- ⑲ 嵐山地域においては、エネルギー供給地域としての役割を踏まえるとともに、研究拠点としての整備を進める。
- ⑳ 県北地域の豊かな自然を活用したアウトドアスポーツの効果的な情報発信や施設整備への支援などにより、交流人口の拡大を図る。
- ㉑ 自転車で指定された観光地などを巡り、会員制交流サイト（SNS）に写真を投稿すると、商品がもらえる「ソーシャルライド」の取り組みを過疎地域で展開することにより、地域の活性化にもつなげる。
- ㉒ 県北振興の起爆剤として、水郡線へのSLの土日定期運行の早期実現に県を挙げて強力に取り組む。
- ㉓ 定住人口や労働生産人口の減少を抑制するため、現存する地域の拠点施設活用やサテライトオフィス等の整備、ネットワーク環境等の充実を図り、県北地域での移住・テレワークの取り組みを推進する。
- ㉔ 常陸国ロングトレイルの整備完了を円滑に進めるとともに、来訪者を地域に誘導する仕組みづくりや受け入れ態勢の強化に取り組み、地域経済の活性化を図る。
- ㉕ 御前山自然公園の登山道の整備については、地元自治体と連携しながら、案内表示の充実など、安全・安心に登山などを楽しめる環境の整備に取り組む。また、常陸国ロングトレイルと一体的な整備を行い、多様なトレイルを楽しめる環境を創出することで、自然公園の魅力向上につなげる。

- \* ㉖ 県北振興の指針であるチャレンジプランNEXTの下、活力があり、持続可能な地域を目指し、仕事づくり、にぎわいづくり、人づくりの3つの柱に基づく各種施策の取り組みを推進する。

【新規】 ㉗ 未来のまちづくりを目指す日立市と日立製作所との共創プロジェクトを積極的に推進する。

- \* ㉘ 自然観察施設として親しまれてきた県植物園や県民の森は、旅行者の嗜好や行動の変化などを踏まえ、県北地域の多様な資源を活用した食の体験の提供など、独創性ある体験型観光施設にリニューアルすることにより、その効果を県北・県央地域へ波及させ、植物園を中心とした広域的な周遊観光が促進されるよう取り組む。今後は、地元那珂市と連携を図りながら、県北・県央地域の観光施設との

連携強化や、周遊企画の充実、県産品のPR・販売に取り組むとともに、植物園ならではの遊びや学びが詰まった特別な体験企画の提供や、オリジナリティあふれる施設の整備などにより、本県のフラッグシップとなる観光拠点化を目指す。

## (11) 県央地域の振興

- ① 北関東の発展を牽引する中核都市としての水戸を中心とした都市圏づくりを推進する。
    - (イ) 都市環境の整備、高度技術産業の誘致、魅力ある商店街づくり、大規模公園等の整備など、自然・歴史・伝統を生かした観光レクリエーション拠点づくりを総合的・計画的に進める。
  - ② 北関東自動車道沿線地域の振興を図るため、沿線開発計画の具現化を図る。沿線開発の一環として、茨城中央工業団地の整備及び企業立地を推進する。
  - ③ 茨城空港の利活用を踏まえ、常陸平野地域の計画的な開発整備を推進する。
  - ④ 水戸・鹿島両都市圏の拡大を踏まえ、東関東自動車道水戸線・大洗鹿島線の広域交通インフラに基づく開発構想を推進する。
  - ⑤ 水戸地方拠点都市地域基本計画に基づく事業を推進する。
  - ⑥ 水戸市内及び周辺の交通渋滞解消のため、環状道路の早期整備を図る。
  - ⑦ 立地条件を生かした近郊農業の振興を図る。
  - ⑧ 県庁舎周辺施策の推進を図る。
    - (イ) 県庁舎周辺部及び三の丸庁舎周辺部の都市基盤の整備を進める。
    - (ロ) 三の丸庁舎周辺の道路は現状でも相当混雑を来しており、周辺部道路の拡幅・新設等、交通環境の整備を促進する。
  - ⑨ 県都水戸や県全体の活性化のための起爆剤として、JR常磐線への新偕楽園駅の建設と常設化に取り組む。
  - ⑩ ひたちなか大洗リゾート構想の実現に向けて、民間主導の取組に対する支援を検討するとともに、渋滞対策や第二海門橋なども含めて周遊性の強化につながる取組の検討を進める。
- 【新規】 ⑪ 東関道水戸線の全線開通を踏まえ、茨城空港テクノパークへの企業誘致を推進する。

## (12) 県南地域の整備促進とつくばの振興

- ① つくばの整備を促進する。

つくばを世界の研究開発センターとして、より一層の充実を図るために、次の施策の展開を図る。

  - (イ) 根幹的な交通体系の整備と、新市街化地区の整備促進、周辺地区の開発、生活基盤の整備、多様な産業の導入等による自立都市の確立を図る。

- (a) 人口増加に対応し、必要となる小中学校等の公益施設について、都市再生機構の関連公共公益施設の立替施行による整備を図るなど、地元自治体への財政措置を国に要望する。
- (b) 世界をリードする国際的な研究開発を進めるとともに、その交流拠点として、つくば国際会議場において国内外の会議や学会等、様々な交流を促進する。また、つくば国際会議場について、時代に即した施設設備の整備と経営戦略実行に速やかに取り組む。
- (c) つくばの科学技術集積を生かし、つくば研究支援センターの事業が円滑に推進できるよう支援するとともに、中小企業の技術開発を推進する。
- (d) つくばエクスプレス沿線への企業立地の促進を図る。
- (e) 土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想を推進し、茨城南部自立都市の中核となる業務核都市を育成整備する。
- (f) つくば地区の大学や研究機関の研究集積から新規事業創出を促進するため、産学官連携の強化と事業化資金の充実を図る。
- (g) 公的研究機関や大学を今まで以上に広く一般に公開するとともに、児童生徒の探究活動の場としての活用促進を図る。
- (h) 「エネルギー・フロンティアつくば」として、景観や将来を見据えた事業計画等に配慮しつつ、耕作放棄地や湖沼等を活かした新エネルギー産業の振興を図ることにより、新たな雇用を創出する。
- ② つくばエクスプレス沿線地域の計画的な整備を進める。
- (i) 島名・福田坪地区及び上河原崎・中西地区的土地区画整理事業を推進する。
- (j) 沿線地域の認知度の向上を図るため、戦略的にPRを展開する。
- (k) つくばエクスプレス沿線開発の土地処分の方策として、業種に応じた事業用定期借地制度の活用や、住宅事業者等との共同分譲、民間卸などを一層積極的に推進する。
- (l) 地域未来投資促進法に基づく圏央道沿線地域基本計画により、日本を代表する科学技術の集積を活用した地域産業の活性化を推進する。
- ③ 東京芸大取手校の立地等、県南地区的優位性を生かした国際的な芸術文化振興拠点の整備を進める。
- 内外の優れたアーティストを支援し、現代の芸術活動の拠点形成を目指す「アーカス構想」の実現を図る。
- ④ 龍ヶ崎市と利根町との合併機運を醸成する。
- ⑤ 取手駅北地区の土地区画整理事業を促進する。
- ⑥ 取手競輪場のイメージアップを図るため、アクションスポーツ施設等の整備を検討する。
- ⑦ 地域発展を促すため、霞ヶ浦・筑波山周辺地域のレクリエーション拠点形成を

促進する。

- ⑧ 「県総合計画」に基づき、霞ヶ浦自転車道等、霞ヶ浦、北浦などとの共生型地域づくりを推進する。
  - ⑨ 霞ヶ浦、北浦などの周辺地域の活性化を図るために、飛行船を活用した地域づくりを推進する。
  - ⑩ 霞ヶ浦、北浦などの周辺地域の振興方策として、「湖の駅」の整備を図る。
  - ⑪ 市民農園の整備など、都市化の進む地域に合った農業の振興を図る。
  - ⑫ 都市近郊農業の振興を図りつつ都市づくりを進めため、市街化区域内農業者の自主的な住宅開発を推進する。
  - ⑬ 霞ヶ浦の重要な水源でもある筑波山周辺の森林整備を推進する。
- \* ⑭ 上曾トンネル等の整備効果を活かして、石岡市を東西に横断する道路の実現可能性について、茨城空港アクセス道路の延伸を検討すると共に、高速道路 IC 及び県内主要地からの茨城空港へのアクセス道路に特化した整備計画を策定する。
- ⑮ つくば市の小中学校の児童生徒数が増加しているため、市内の県立高校の魅力化や、進学先として通学できるエリアの県立高校の定員増を図るなど、生徒が安心して希望する進学先を確保できるよう教育環境を整える。
- ⑯ つくば市と県西地域を結ぶ道路における交通の円滑化が図られるよう、企業や地元市と連携しながらハード、ソフトが一体となった渋滞対策に取り組む。

### (13) 県西地域の振興

- ① 常総線の整備と沿線開発の促進
    - (イ) つくばエクスプレスと常総線の相互乗り入れの事業化を図る。
    - (ロ) 常総線快速列車のさらなる増便、スピードアップを図る。
    - (ハ) 沿線地域の住宅・流通・業務等、複合開発を促進する。
  - ② 常総・坂東・境・古河副次核都市整備
    - 副次核都市としての基盤づくりを進めため、交通体系の整備、物流システム整備構想及び住宅・工業団地建設計画の策定などを進める。
  - ③ 県西北部地域の総合的な振興を図る。
    - (イ) 筑西地方拠点都市地域基本計画に基づく事業の展開を図る。
    - (ロ) 地域活性化促進道路事業を推進するとともに、筑西市・結城市などにおける市街地整備を促進する。
    - (ハ) 常総・宇都宮東部連絡道路の整備促進を図る。
- \* ④ 坂東市さしま台地区における開発を推進するとともに、未来産業基盤強化プロジェクトなどにより市町村が主導する新たな工業団地の開発計画を支援する。
- ⑤ 東北新幹線及び東北本線の新駅設置を促進する。
  - (イ) 新駅設置の推進体制を強化する。

- (iv) 古河・綾和新都心開発構想の具体化を図る。
- ⑥ 拠点文化施設の建設推進と計画策定
  - (i) 県西地区の文化、国際交流など、複合的文化センターの機能を持つ拠点施設建設のための計画策定を進める。
  - (ii) 農業資源や自然資源を生かした複合レクリエーション開発計画を策定する。
  - (iii) 首都圏中央連絡自動車道沿線地域の計画的な整備を進め、拠点づくりの具体化を促進する。
- ⑦ 茨城西部・宇都宮広域連絡道路の整備促進を図る。
- ⑧ 京浜東北線の小山駅までの延伸を推進する。
- ⑨ 菅生沼を中心とした教育的レクリエーションゾーンの整備を図るため、ミュージアムパーク茨城県自然博物館の内容を充実する。
- ⑩ 筑西幹線道路の整備推進を図る。
- ⑪ 日野自動車古河工場の関連企業のさらなる誘致、地元企業の新たな展開による産業集積を推進する。
- ⑫ 各自治体間の連携によって、民間路線バスとコミュニティバス等の運行の調整や、相互乗り入れができる拠点づくりに取り組み、利便性の向上を図る。
- ⑬ 圏央道と北関東道を結ぶ地域高規格道路として、沿線市町が検討している県西縦断道路の取組を支援する。

## (14) 鹿行地域の振興

- ① 鹿島地域の整備
  - (i) 交通体系の整備、都市機能の強化などの整備を促進する。
  - (ii) 中心市街地の形成を促進するなど、生活環境・文化施設の整備と関係市の一的な新鹿島都市づくりを推進する。
    - ワールドカップ開催の意義を踏まえ、カシマサッカースタジアムの県民への幅広い利用とスポーツを核とした地域づくりを進める。また、鹿島アントラーズは2023年に鹿嶋市内での新スタジアムの建設検討を進めることを発表しており、速やかに新スタジアムに移行できるよう、県としても鹿島アントラーズのサポートに取り組む。
  - (iv) 奥野谷浜工業団地への企業誘致を促進する。
  - (v) 鹿島臨海工業地帯の更なる競争力強化に向け、事業環境の整備や企業間連携などの取り組みに加え、先を見据えたコンビナートのスマート化といった新たな取り組みを推進する。また、医療・教育の充実など働く人に魅力的なまちづくりの視点についても検討を進める。
  - ※ (vi) 鹿島臨海工業地帶において、水素・アンモニア等の次世代エネルギーのサプライチェーンを先導的に構築するため、港湾施設等のインフラ整備や規制緩和、

税財政支援を進め、民間による先進的な取り組みを本県に誇導し、カーボンニュートラル社会にふさわしい「選ばれる鹿島臨海工業地帯」の実現に向けて取り組む。

(イ) 日本製鉄東日本製鉄所鹿島地区での高炉1基休止について、地元住民の不安を受け止めるとともに、地域社会に与える影響を分析し、その結果に基づく支援策に取り組む。

② 大洗鹿島線沿線地域の開発

沿線地域の振興と鉄道利用者を確保するため、水戸・鹿島間で沿線地域の開発事業を促進する。

③ 大洗町から神栖市までの鹿島灘の雄大な海岸線を生かした、海洋レクリエーション・リゾート地域の整備を進める。

○シーサイド観光道路の整備を図る。

④ 稲敷市から潮来市・神栖市までの利根川沿いを生かした、内陸型レクリエーション・リゾート地域の整備を進める。

○リバーサイド観光道路の整備を図る。

⑤ 民間譲渡された旧鹿島セントラルホテルと引き続き関わりながら、今後もホテルを観光資源の発掘や地域文化の中心と位置付け、県出資団体である鹿島都市開発と共に、大きく変わろうとする鹿行地域の新たな地域振興策に取り組む。

⑥ 鮎田西部工業団地などの開発を推進する。

⑦ 東関東自動車道水戸線の整備促進

(イ) 潮来ICから鉾田ICまでの早期開通と沿線地域の振興に資する沿線開発計画の具体化を図る。

※ (ロ) 潮来IC周辺から鹿島港北公共埠頭周辺、鹿島臨海工業地帯波崎地区工業団地周辺までの延伸の高速道路計画の早期具体化を図る。

⑧ 新麗ヶ浦大橋の建設や水戸神栖線など県道路網の整備拡充を進める。

※ ⑨ 行方地域の振興を図るために、北浦複合団地の整備を推進するとともに、東関道水戸線の全線開通を踏まえた戦略的な誘致活動を展開するほか、麗ヶ浦東岸地域のリゾート開発を進める。

⑩ 市内に3つの県立高校を有する神栖市では、中学校卒業生の約半数が市外の高校に進学している。子どもの割合が県内市町村でも高い地域であるため、中学校卒業生の進学における県外、他市への流出の課題解消の前に、学級減や学校の統廃合をしないことに努め、神栖市内の県立高校における学力向上を支援し、大学進学率の向上を図る。

## (15) 國際化時代に対応した総合的施策の確立と推進

國際化時代における交流は、自治体・教育機関等の姉妹提携、産業経済（貿易・企業や技術の提携）の交流、芸術・文化交流、民間交流、留学生の受け入れ、技術研修員の受け入れ等と広範・多様化している。

交流の相手国も、欧米からアジア・中近東・南米諸国と多岐にわたっている。一方、国際交流の進展と入国者の増大に伴い、不法滞在・就労、住居不明、各種事件・事故・犯罪やエイズ・医療・福祉・教育・納税及び保険等の諸問題を引き起こしている。

特に、不法滞在・不法就労等外国人は県内広域にわたって居住していると見られ、その就労形態も様々である。その人数や生活実態・就労実態は十分に把握できないまま現在も進行している。

将来にわたっての本県の社会・産業・経済秩序を考え併せながら、これら一連の諸問題にも積極的に対応するとともに、国際交流に対する県民意識の高揚と国際理解を高め、民間交流・グローバルな産業経済交流など各種国際交流事業の拡大・支援を図るため、一元的・総合的施策と推進体制の確立が急務である。

### ① 拡大する交流事業に対応できる茨城県国際交流協会の強化

- (イ) 拡大する各種の国際交流事業に一元的・総合的に対応できるよう、茨城県国際交流協会の体制強化・整備を図る。
- (ロ) 国際交流の情報交換・拠点づくりなど国際交流ネットワークづくりを進める。
- (ハ) 国際交流、在住外国人への対応についてのガイドラインを作成する。

○県内在住の外国人との交流事業、茨城ふるさとファミリー事業等を推進する。

### ② 外国との友好交流の推進

- (イ) 友好提携県・州との県民主体の友好交流事業を促進する。
- (ロ) 文化・芸術・学術・教育・スポーツ・青少年・女性等、各種交流事業を進め る。

○中学校・高校・大学における国際教育を充実するとともに、姉妹提携を推進し交換留学事業を拡充する。

(ハ) アジア地域との産業・教育・文化など幅広い交流を促進するため、上海事務所の活動体制の充実を図る。

### ③ 多文化が共生する社会の実現を目指し、県民と外国人の共生意識の醸成や相互理解に向けた取り組みを進めるとともに、外国人が地域社会の一員として県民と共生できるよう環境整備を図る。

(イ) 在住外国人が各地域に溶け込んだ生活ができるよう、日常生活等の各種相談・支援体制の充実を図る。

○日本語教育・生活習慣・職業・衛生・医療・エイズ・教育・交通安全・住居

等に係わる諸問題に関する相談・支援体制を整備する。

(c) 各種情報提供の推進

- 外国語によるラジオ放送や情報誌・生活ガイドブックの発行、インターネットによる情報提供を進めるとともに、病院・公共施設、案内標識などに外国语表示をする。

(d) 通訳者等、交流ボランティアグループの育成を図る。

④ 産業経済の国際化・企業交流の推進

本県産業の高度化・多様化とともに、海外との交流志向は高まりをみせている。一方、鹿島港、茨城港の整備、ひたちなか地区開発の進行によって、本県産業経済界の国際商・技術取引・貿易等の進展が予想される。本県企業の国際化を推進し、経済の国際化を企業の成長に結びつけるため、総合的な海外戦略を構築することが重要である。

(e) 國際港湾の整備に対応して、貿易振興拠点の整備を促進する。

(f) 工業団地説明会の開催などを通じて、外資系企業の誘致を推進する。

⑤ 外国人研修生・留学生等、県内の在留外国人の支援施策を進める。

県内には、令和7年6月末現在約106,000人の外国人が在留しており、生活等の支援対策を推進する。一方で、不法滞在者・不法就労者も多数いると見られるため、それらの実態把握に努め、取締りを強化していく。

(g) 外国人に関して基本的条項を盛り込んだ大綱を制定する。

(h) 外国人及び受け入れ事業所等の実態把握を図る。

(i) 外国人研修生や留学生等に対し、快適な環境の中で研修・勉学ができるよう、受け入れ体制・宿舎・日本語教育・日常生活・保健医療等について支援する。

- 商工・農林水産業における外国人技能実習生の受け入れを支援する。

- 納税・保険制度や帰国担保対策等については、事業所及び外国人に周知・指導を図る。

- 労働条件の確保等、受け入れ事業所に対する啓発を進める。

- 公共職業安定所等、公的就労斡旋機関の整備を図る。

(j) 各種事件・事故の未然防止、治安体制及びエイズ等の感染症・医療対策事業を強化する。

- 國際犯罪捜査、通訳体制の整備等国際化を踏まえた治安体制の強化を図る。

- 特に、悪質ブローカー・不法風俗業者の摘発とともに、エイズ等の感染症の検査・診療体制の確立を図る。

- 診療実態の調査や受診案内書を作成するとともに、医療費対策を進める。

⑥ 國際化時代に対応した国際交流会館（センター）の設置を図る。

拡大する各種の国際交流、産業経済界の交流や外国人研修生・県内在住・滞在外国人問題等、国際化時代に対応するための総合的拠点となる施設の建設を検討

する。

- 外国人が一時的に宿泊できる施設も併設する。

⑦ 国家・国益に関わる情報（領土問題ほか）で、県民の関心が高いものについては、県本庁舎2階の県政広報コーナーでのパネル展等により積極的に広報する。

## (16) 県独自のシンクタンクの設置

県内各地域の均衡ある発展や県民生活の一層の向上を図るために、茨城のカラーを生かした特色ある施策や長期的な課題、開発プロジェクト等の調査研究を行うシンクタンクが必要である。

## (17) 構造改革特区の推進

地域の特性に応じた規制緩和による構造改革を目指す特区制度を導入し、本県の産業経済の活性化を図る。

- ① つくば・東海地区における研究集積と日立地区的産業集積を活用し、国際的な産学官連携のもとで質の高い研究開発を推進し、次世代をリードする研究成果を生むとともに、その成果を実用化・産業化へつなげる「つくば・東海・日立知的特区」を推進する。
- ② 鹿島地区をわが国における素材産業再生のモデルとして、国際競争力の高いコンビナートへの転換と高度な産業クラスターの形成を図るために「鹿島経済特区」を推進する。

## (18) フィルムコミュニケーションの推進

- ① 映画やテレビドラマ等のロケーション撮影の誘致や支援を行うフィルムコミュニケーションを積極的に推進し、本県の知名度向上と地域資源の情報発信を図る。
- ② ロケ地日本一の実績を活かし、国内外の話題性のあるロケの誘致を図ることにより本県の魅力向上や観客促進を図る。
- ③ 海外の映像関係者などに本県のロケ地の魅力を積極的にPRし海外からのロケの誘致を推進する。

## (19) 県民の意向を踏まえた施策の推進

- 県民の意向や要望が強い施策（保健・福祉・医療の充実、安全・快適な社会づくり等）の充実を図るために予算の重点配分に留意する。

## 9. 美しい自然・水の保全を図り、人と地球にやさしいクリーン環境社会の形成を図る

県民の健康と生活を公害から守り、豊かな県土と自然を保護し、水と緑の快適な潤いのある環境をつくることは、県政上の重要な課題である。産業廃棄物やごみの減量化などはよりもなおさず、今日の大生産・大量消費・大量廃棄社会の仕組みの転換を図ることであり、環境への負荷の少ない循環型社会の構築である。そのため、生産・流通・販売など企業のシステム、地域や家庭など県民のライフスタイル等々、すべての社会構成者が模索し、具体的な行動を起こせるような施策の推進が必要である。世界湖沼会議の成果が、震ヶ浦（西浦、北浦、常陸利根川）などをはじめとした湖沼・河川の水質浄化に發揮されねばならない。

### (1) 地球環境保全対策の推進

環境基本条例が定める環境の保全と創造の基本理念の実現に向けて、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進する。

地球環境保全対策の枠組みとなる「地球温暖化対策実行計画」の行動計画に基づき、「環境への負荷の少ない地域社会の構築」に向けて各種施策を推進する。

#### ① 環境基本計画の推進

(イ) 環境基本計画に基づいた施策展開を図るとともに、県民・事業者・民間団体・行政等がその連携と役割分担の下に、環境の保全と創造のための行動を進められるよう、パートナーシップの形成を図る。

(ロ) 市町村における環境基本条例の制定と環境基本計画の策定を促進する。

(ハ) 環境に関する様々な情報を収集し、県民へ適切な情報を提供する。

#### ② 地球環境保全行動の推進

茨城県地球環境保全行動条例に基づき、県民・事業者・市町村及び県が一体となった地球環境保全行動の推進を図る。

(イ) 事業者に対して、地球にやさしい事業活動の促進を図る。

(ロ) ごみ問題から地球環境問題まで、幅広い環境問題についての普及啓発や実践活動を行う、県民・企業・行政が一体となった環境保全県民運動体制の整備を推進し、各種実践活動体制の育成強化を図る。

(ハ) 環境共生・循環型のまちづくりを推進する。

#### ③ 環境学習の推進

学校・環境活動団体・企業・市町村等と連携して環境学習の推進を図る。

## (2) 廃棄物対策の推進＝リサイクル社会の形成促進

### ① 一般廃棄物(ごみ)の減量化・分別収集・再使用・再生利用の推進

各家庭から排出されるごみの減量化とともに、混ぜればごみ、分ければ資源の観点から、廃棄物の再使用・再生利用を促進させるためのシステムづくりが必要である。行政とともに製造業界・流通業界(小売店)や消費者は共通の認識のもとに、それぞれの立場で社会的責任の役割分担をしなければならない。

(イ) 市町村において、減量化とリサイクルの取り組みがなされているが、地域社会のシステムとして確立していく必要があり、行政・関係業界・住民等の協力によるごみ減量化に向けた実践活動を促進する。

○市町村における分別排出・収集体制の整備等を促進し、使用済プラスチック製品の分別収集、再資源化に係る市町村の取組を後押しするなどにより、ごみ減量化・再資源化(再商品化)のシステム化を確立するとともに、産業界等の様々な主体と連携し、プラスチック使用量の削減やペットボトルの水平リサイクルに取り組む市町村の拡大を図る等によりプラスチック資源循環を推進する。

○生ごみの土壌還元と焼却場への減量を図るため、コンポストの普及を推進する。

○食品ロスの削減に向け、「いばらきフードロス削減プロジェクト」を推進するとともに、いばらき食べきり協力店の登録店舗数の拡大や、食品関連事業者等と連携した県民に対する効果的な啓発を実施する。

**【新規】** ○海洋漂着物等の回収・処理を実施する市町村などの支援及び発生抑制対策のための普及啓発や環境教育を実施する。

### ② ごみ焼却施設の広域化整備

効率的かつ経済的なごみ処理にあたっては、市町村枠にとらわれない広域的なごみ焼却施設の整備が必要であることから、茨城県ごみ処理広域化計画を踏まえ、地域の実情に合わせたごみ処理の広域化を促進する。

### ※ ③ 産業廃棄物の減量化・再資源化の推進

産業廃棄物の排出量は、令和5年度で1,154万トンとなり、平成30年度と同程度で推移している。また、最終処分量は72万トンとなり、排出量の6.2%を占めているため、循環型社会形成に向け、さらなる減量化・再資源化の取り組みが必要となっている。

(イ) 産業廃棄物の減量化・有効利用を図るために、多量に産業廃棄物を排出する事業所に対して、廃棄物処理計画に基づき、減量計画の推進について指導するとともに、減量化・有効利用施設の整備に対する支援を行う等、中間処理施設の

整備を促進する。

○廃棄物再資源化指導センターの運営を強化し、減量化等に関する啓発、中小企業者等に対する減量化・有効利用のための技術指導・相談・情報提供等を行う。

○工業団地における共同処理を促進する。

(a) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき分別解体の推進を図るとともに、建設廃棄物の再資源化を促進する。

○解体工事業者の登録を実施することにより、解体工事業者の施工技術を確保し、適正な分別解体と再資源化を図る。

○コンクリート塊・アスファルト塊及び発生木材等について再生利用の拡大を図るとともに、建設発生廃土などの建設副産物については、茨城県建設技術管理センター建設副産物リサイクル事業部の活用などにより、その有効利用を図る。

○再生砕石の供給量の不足が見込まれる場合には、資源量に余裕がある「道路用の砕石」（天然の原石を碎いて砕石にしたもの）の積極的な利用を図る。

○建設副産物のリサイクルを促進するため、リサイクル建設資材認定制度を適正に運営し、公共事業におけるリサイクル製品の率先利用を推進する。

○建設関係者等を対象とする講習会など普及啓蒙に努める。

(b) 農業由来の使用済みプラスチックについては、リサイクルを基本とした適正処理を推進する。

(c) 石材端材の資源化・再利用の促進を図る。

(d) 地元市町村の意向を十分に踏まえながら、リサイクル関連業者の工業団地への立地を図ることにより、廃棄物のリサイクル及び適正処理を推進する。

④ 家畜排せつ物や木くずなどのバイオマス（有機性資源）の利活用を推進し、循環型社会の実現と農業・農村の振興を図る。

⑤ 不法投棄防止対策の推進

(i) 不法投棄の撲滅に向けて、監視・指導体制の強化や発見・通報体制の充実を図り、早期発見・早期対応を行うとともに、廃プラスチック類の大量堆積などの不適正な保管を行う事業者等に対する指導の厳格化等により、不法投棄に関する住民の不安解消に努める。

(ii) 建築物等解体廃棄物の不法投棄防止のため、解体工事業者や産業廃棄物処理許可業者への適正処理の指導や啓発を行う。

(iv) 産業廃棄物処理業の許可業務は、標準処理期間内処理に取り組む。

⑥ 医療廃棄物の適正処理の推進を図る。

⑦ 有害使用済機器保管等業者に対する監視指導体制の強化を図る。

⑧ 再生製品の利用拡大策を推進するとともに、環境関連企業の育成を図る。

⑩ 産業廃棄物の県内搬入の事前協議については、これまでの経緯や現状等を踏まえて検討のうえ、可能な部分については規制緩和を図る。

⑪ 軽油引取税の課税免除の特例の中に、「廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の中間処理施設において専ら廃棄物の処理のために使用する機械の動力源の用途」を含める。

【新規】 ⑬ 新産業廃棄物最終処分場の整備に伴う地域振興事業について、着実に実施する。

### (3) 霞ヶ浦など河川・湖沼の水質浄化

社会経済の進展に伴い、昭和47年頃から霞ヶ浦（西浦、北浦、常陸利根川）などの水質汚濁が進んでおり、公害防止条例・富栄養化防止条例に基づく対策を推進した結果、一時は10 (mg/L) を上回っていたCODは、近年は改善傾向にあるものの、環境基準の3 (mg/L) に比較すると高い水準となっている。

霞ヶ浦の流域は22市町村にわたり、その流域に約100万人が生活している。また、高いCODを示している前川、新利根川、新川など56の流入河川があり、そこから流れるCODの負荷量の割合は生活排水が17%、畜産系12%、事業系9%、農地や市街地などから32%（令和2年度調べ）などとなっている。県民にとって霞ヶ浦は上水道や農業・工業などの重要な水源であるばかりでなく、やすらぎと潤いのある、憩いの場を提供する自然の宝庫でもある。水質浄化とともに快適な自然環境の保全・創出は、県政のみならず県民にとっても重要な課題である。

霞ヶ浦の水質浄化を推進するために、平成19年3月に改正した「霞ヶ浦水質保全条例」に基づく下水道・農業集落排水施設・事業所の排水規制や、平成20年度に導入し、令和4年度から令和8年度まで5年間課税期間を延長した森林湖沼環境税を活用した生活排水対策など、これまでの浄化対策の一層の拡大・強化を図るとともに、水質の悪化している河川流域での面源対策を強化するなど、水質浄化の進展を図る。

① 霞ヶ浦環境科学センターの効果的な利活用を図るために、新たな施策の導入を図り、浄化推進体制を強化する。

(イ) 湖沼の環境問題に関する調査研究・技術開発について、大学や研究機関等と連携し、効果的に推進するとともに、研究成果の利活用と発信に努める。

(ロ) 学校教育と連携した環境教育・学習、市民活動との連携・支援などを推進し、他施設とも連携した効果的なマネジメントに取り組む。

(ハ) 霞ヶ浦の水や自然に直接ふれながらの体験学習、野外での浄化実験やその効果を検証・体験できる野外フィールドの整備を検討する。

(ニ) 国が整備している霞ヶ浦湖岸の自然再生地区を湖岸の植物や魚等の生態系を観察できる場としての活用を図る。

② 霞ヶ浦の水質浄化対策の充実強化

- (イ) 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画や条例に基づく総合的な対策の展開を強力に進める。
- 下水道・農業集落排水施設の整備及び接続支援事業による接続率のさらなる向上、窒素・リンが除去できる高度処理型浄化槽の設置を促進するなど、生活排水対策の充実強化を図る。
  - 水質浄化意識の高揚を図るとともに、実践活動団体の支援・育成に努める。
  - 流域における汚濁に関する情報を分かりやすい形で提供するとともに、流入河川流域単位での浄化活動を推進する。
  - 霞ヶ浦に流入する河川等の浄化を図るために、河川環境整備を推進する。
  - 農業・畜産・養殖業などの振興との調和を図りながら、負荷削減対策を進め る。
- (ロ) 霞ヶ浦の水質浄化を図るため、産学官が連携した浄化技術の開発を推進する。
- (ハ) 底泥しゅんせつなど湖内水質浄化対策事業を推進する。
- (ニ) 霞ヶ浦の自然再生に努めるとともに、滋賀環境の保全のため、ヨシなどの水生植物帯の造成やヨシ刈り等の保全活動を推進する。
- (メ) 市街地や農地など面源からの汚濁負荷削減対策を推進する。
- (ヘ) アメリカナマズ等の未利用魚の漁獲回収を通じて、湖内からの窒素・リンの取り出しによる水質浄化を推進する。
- (ト) 常陸川水門の彈力的な開閉を促進する。
- (チ) 霞ヶ浦導水事業について、那珂川からの導水量の一部を堅倉立坑から巴川へ落とし込み、北浦の水質改善を図るという計画変更を、県として国に対し強力に働き掛ける。
- (リ) 下水道・農業集落排水施設の計画的な整備、及び窒素・リン除去能力が高い高度処理型浄化槽の設置促進を図り、公共用水域の水質汚濁防止に努める。
- 浄化槽については、点検・清掃・法定検査が適切に行われるよう設置者への啓発・指導を強化する。特に、森林湖沼環境税などの補助事業により設置された高度処理型浄化槽については、法定検査の受検率が100%となるよう取組を強化する。
  - 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をさらに促進する方策について、市町村と一緒に検討・研究する。
  - 家庭雑排水の汚濁負荷を削減するため、台所流し台の微細目ストレーナ及び三角コーナーの使用を推進する。
- (レ) 農地・市街地からの流出水対策地区として指定した地区（山王川、鉢田川流域）について重点的な対策を実施する。
- (ヌ) 小規模事業所からの汚濁負荷を削減するため、排水対策指導を強化するとともに、排水処理施設の整備促進を図る。

- ⑥ 潟沼及び牛久沼の水質保全の対応方針に基づき、総合的な水質保全対策を推進するほか、千波湖に対しても水質浄化対策を推進すること。
  - ラムサール条約登録湿地である澗沼の水質浄化を推進する。
- ⑦ 特に都市河川・湖沼等公共用水域の水質汚濁防止対策を強化する。
- ⑧ 新利根川において発生が確認されているナガエツルノゲイトウは橋脚や護岸ブロックを利用し河川全面を覆い河川へ光が入らず水質汚染が懸念されているほか、新利根川から霞ヶ浦へ繁殖域が広がっていることから駆除等の迅速な対応を強化する。

#### (4) 地球温暖化対策と脱炭素社会の形成促進

- ① 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、県地球温暖化対策実行計画に国の野心的な削減目標と同等の目標を定め、二酸化炭素など温室効果ガスの濃度増加に伴う地球温暖化の抑制や、温暖化による気候変動の影響への適応に取り組み、地域レベルの地球温暖化対策を推進する。また、早急に2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明し、地球的な取組を全県的に加速させる。
  - (イ) 森林の保全・整備や植樹による緑地の創出を促進し二酸化炭素吸収源対策に努める。
  - (ロ) また、温室効果ガスの排出・吸収の收支等について議論するとともに、「いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクト」に地産地消型のバイオマス発電も対象とするなど、その拡充などを検討する。
- ② 地域と共生した再生可能エネルギーの導入や省エネルギー施設の整備について総合的な取り組みを推進する。
  - (イ) 省エネルギー型都市づくりを推進する。
    - 公共施設等については省エネルギー機器を導入する。
    - (ロ) 工場や廃棄物処理施設から発生する熱エネルギー等、未利用エネルギーの利用促進を図る。
    - (ハ) 河川水・下水等の温度差エネルギーを利用した地域熱供給システムや、ソーラー熱供給システムの導入を推進する。
    - (ニ) 省エネルギー型住宅建設の促進、省エネルギー型機器導入の普及を図るため、補助金・融資などの拡充を図る。
    - (ホ) 太陽光発電を公共施設等に導入するとともに、住宅や事業所への普及を促進させる。また、地域社会との共生を図り、太陽光発電施設の適正導入を促進する。
    - (ヘ) 家庭に普及した住宅用太陽光発電の有効活用を図るため、蓄電池の導入を促進する。
    - (ト) 地球温暖化対策に有効な電気自動車と充電設備の普及を図る。

- ③ 事業者の省エネルギー対策や県民による温暖化対策のための実践活動を推進する。
- (イ) 工場等の大規模排出源対策の強化を図る。
- (ロ) 省エネルギー診断員の派遣や茨城エコ事業所登録制度の推進などにより、中小規模事業者における省エネルギー対策の支援を行うとともに、年間を通じて冷暖房を適切に使用し、室温に応じて服装の調節を行う取組など、環境にやさしいビジネススタイルへの転換を促進する。
- (ハ) 家庭における省エネの取り組みを促進する県民運動「いばらきエコスタイル」を推進し、エコチャレンジ事業などを展開する。

## (5) 公害防止と自然環境の保全

### ① 公害・環境汚染の未然防止

- (イ) 公害の防止及び自然環境の保全について、適正な配慮がなされるよう環境影響評価法及び条例の適切な運用に努める。
- (ロ) 有害物質による地下水汚染の実態調査、対策を進める。
- (ハ) 広範囲に使用されている化学物質による環境汚染の未然防止対策を進める。また、残留性の高い有機フッ素化合物などの化学物質については、環境での存在状況を把握し、当該物質の適正処理を推進する。

### ② ダイオキシン類・環境ホルモン対策の充実

- (イ) ダイオキシン類に関する環境の監視及び環境ホルモンに関する調査研究を一層推進するとともに、県民に対する情報提供に努める。
- ③ アスベスト使用建築物への対策を進めるとともに、アスベスト使用建築物解体時の飛散を防止し、適正な処理を確保するための施策を実施する。
- ④ 環境保全につながる高度処理（窒素・リン等の除去）の設備を積極的に導入しようとする中小企業に対する融資制度の充実を図る。
- ⑤ 地下水くみ上げによる地盤沈下の実態解明と、その防止対策を推進する。

### ⑥ 自然環境の保全と緑化の推進

- (イ) 自然公園の保護と利用の増進を図る。
- (ロ) 身近に自然と触れ合える場の整備を図るとともに、自然保護教育の推進と自然保護思想の普及啓発を図る。
- 本県の景観を象徴する平地林や里山林の保全・整備を推進する。
- (ハ) 国民の祝日「山の日」の普及推進に向け、幅広い県民運動としていくため、山岳関係の民間団体などとの連携を推進する。
- (ニ) 都市近郊緑地や花と緑の都市づくりを進め、住宅周辺緑地の造成・保全に努める。
- (ホ) 造林・水源地かん養などと関連の上、抜本的緑地造成、住宅対策事業を樹立・

推進する。

- (イ) 野生鳥獣による農作物被害の防止対策等を推進し、野生鳥獣との共存を図る。
- (ト) 河川、湖沼、森林等における生態系保全等のため、ナガエツルノゲイトウやミズヒマワリ、アライグマ等の特定外来生物の防除を推進する。
- ⑦ 自動車台数・交通量の増加に伴い、ディーゼル排気微粒子による大気汚染や騒音、二酸化炭素の排出による地球温暖化等の環境問題に対処するため、行政・事業者や県民が一体となった総合的な交通公害対策の推進を図る。
- (イ) 電気自動車・ハイブリッド車・燃料電池自動車等の次世代自動車やバイオ燃料の普及を図るとともに、特に公用車への導入を推進する。
- (ロ) アイドリングストップなどのエコドライブの普及促進を図る。

## (6) 原子力安全対策の強化

- ① 全ての原子力関連事業所における安全管理体制の強化
  - (イ) 多重防護システムの徹底を推進する。
  - (ロ) 徹底した安全管理教育による管理体制の強化を図る。
  - (ハ) J C O 臨界事故、東日本大震災における東京電力福島第一原発事故などを踏まえ、原子力施設の安全対策の一層の充実・強化に努める。
  - (ニ) 高経年化（老朽化）対策や放射性廃棄物の処分問題への対応などに万全を期すよう、国や関係機関等に強力に働きかける。
  - (ホ) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構において、統一的かつ一元的な安全管理体制の確立を図る。
- ② 危機管理体制の強化
  - (イ) 初動体制の強化を図るため、現地における対策本部（オフサイトセンター）と原子力緊急時支援・研修センターとの一的な運営体制について福島第一原発事故を踏まえて再構築するよう、国に対し強く求める。
  - (ロ) 教育・医療・福祉・通信・交通運輸など、各種施設への情報伝達体制の強化を図る。
  - (ハ) 避難施設・道路情報板・迂回路などの整備を図るとともに、避難誘導や交通規制、避難所の運営体制・社会福祉施設入所者等要配慮者の避難に要する車両確保などの課題に対し、関係機関と相互に連携して取り組む。
  - (ニ) 被災者の治療や住民の健康調査などのできる、専門的病院や放射線利用高度治療センターの整備を図る。
  - (ホ) 原子力災害対応資機材など防災に関する技術研究・開発を進める。
- \* (イ) 原子力災害時における避難行動要支援者の個別避難計画の有無にかかわらず、避難行動要支援者の全員が避難や一時移転を実施できる体制の整備を促進するとともに、自治体のみで解決が困難な課題に対し、国に対して必要な支援を強

く求める。

- ③ 原子力災害の研修を受講した教職員に対し「修了証」を発行し、履修者の視覚化により、教職員の自信や保護者の安心感の向上と、教職員の一層の資質向上を図る。
- ④ 原子力発電施設等の所在及び周辺市町村に交付されている電源三法交付金の対象範囲の拡充について、国に強く働きかける。
- ⑤ 原発事故子ども・被災者支援法基本方針に基づき、必要な施策を講じ、被災者の不安解消に努めるよう、国に対し強く求める。
- ⑥ 現在、本県における安定ヨウ素剤の事前配布は、P A Z 圏内居住者及び圏外から圏内の事業所への通勤者を対象としているが、圏外から圏内への通学者がいる学校に対しても配布方法の確立を図る。
- ⑦ 原子力災害を想定した避難訓練の実施率向上と併せて、実践的な避難訓練の実施に努める。

# 10. 防災・治安保持体制を強化し、県民生活の安全確保を図る

## (1) 県民が安心して平穏に暮らせる警察力の充実と警察活動の強化

社会情勢の変化を反映して、各種犯罪や交通事故が多発するなど、治安情勢は厳しい状況にある。このような中で、犯罪の予防、捜査、交通事故の防止等に積極的に取り組み、安全で安心して暮らせる地域社会を確立するため、各種広報啓発活動や防犯アプリ等による情報発信による県民のディフェンス力の向上、防犯インフラの整備をはじめとする警察体制の充実強化を一層図る必要がある。

### ① 犯罪捜査を充実強化するための対策

- (イ) 重要事件及び重要窃盗事件の早期検挙のため、緊急配備支援システムの整備充実を図る。
- (ロ) 広域捜査力及び国際捜査力の強化を図る。
  - 広域重要事件における捜査情報の収集及びその活用を図るために、捜査支援システム等の整備・充実を図る。
  - 國際犯罪捜査及び通訳体制の整備充実を図る。
- (ハ) 科学捜査力の充実強化を図る。
  - 適正な現場保存
  - 現場資料の消失、散逸、汚染防止
  - 現場鑑識活動の徹底
  - 鑑識・科捜研及び捜査部門の情報共有による連携の強化
- (ニ) 捜査技術の研さんと優れた捜査官の育成を図る。
  - (イ) 犯罪被害者等の視点に立ち、きめ細かな途切れのない支援活動を推進する。
    - 関係機関・団体と連携した支援体制の充実を図る。
    - 犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図る各種施策の充実を図る。
    - 「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」の連携を強化し、性暴力等被害者に対する総合的支援を推進する。
  - (ハ) 捜査活動に対する県民の協力確保方策を推進する。
  - (ホ) サイバー犯罪対策を推進する。
  - (ヘ) 初動捜査の高度化を推進し、検挙率の向上を図る。
  - (リ) 犯罪死を見逃さないために、死因究明の徹底と体制の充実強化を図る。
  - (ヌ) 客観証拠を重視した適正捜査を徹底する。
  - (ル) 犯罪の未然防止と被疑者の早期検挙に資するため、犯罪や交通事故等の多発

地区などへの街頭防犯カメラの設置を促進する。

- (ア) 迅速かつ的確な初動警察活動の強化のため、通信指令システム、110番映像通報システム等各種システムの有効活用を図ると共に県民への周知に努める。
- (イ) 要人警護の重要性を踏まえ、警備に万全を期す。

## ② 警察施設等の整備

- (ア) 事件・事故発生時の即応体制を確立するため、職員宿舎の整備・改善を進め  
る。
- (イ) 警察活動を強化するため、警察車両、装備資機材等の増強を図る。

## ③ 警察職員の増員等

- (ア) 警察官、その他の職員の増員を図り、県民の要望や相談等に的確に応えられ  
る体制を確立する。
- (イ) 女性警察官の採用・登用の拡大を図るとともに、女性警察官が働きやすい職  
場環境づくりを進める。
- (ロ) 警察職員に対する特別褒賞金等制度の適正な運用を図る。

## \* ④ 組織犯罪対策の推進

- (ア) 暴力団、匿名・流動型犯罪グループ等の取締り、資金源犯罪及び銃器薬物事  
犯の徹底検挙を図る。
- (イ) 行政対象・民事介入暴力等事犯の検挙を図る。
- (ロ) 暴力団関係企業等に対する取締りの強化を図る。
- (ハ) 暴力団対策法の効果的な運用及び暴力追放推進センターと連携した暴力団排  
除活動を推進する。
- (ヘ) 茨城県暴力団排除条例の効果的運用と周知活動を推進する。

## 【新規】

## ⑤ 大規模災害等緊急事態対策の推進

- 大規模災害発生時における被災者の避難誘導、救出救助等災害対処能力の向上  
を図り、県民の安心安全確保に努める。また、原子力災害に備えた資機材の整備・  
拡充や関係機関との連携強化等各種対策を推進する。

## ⑥ 地域に根ざした安全・安心活動の推進

- (ア) 良好的な治安を確保するため、地域に密着した活動の充実・強化が求められて  
いることから、引き続き巡回連絡による防犯指導等に一層取り組むとともに、  
企業等に対する犯罪の発生状況等の情報提供や防犯指導などの取り組みをさら  
に推進できるよう、地域警察力の体制強化に努める。
- (イ) 地域社会の安全と平穏を確保する交番・駐在所の基盤を整備し、機能を強化  
する。
- (ロ) 日常活動の中で気軽に実施できる「ながら見守り」を広く推奨するなど、地  
域住民による防犯ボランティア活動に対する支援体制を強化する。

- (二) 地域住民の不安を解消するためのパトロール等街頭活動を強化する。
- (イ) 総合相談窓口等による警察相談業務の充実強化を図る。
- (ウ) 防犯キャンペーン等による広報啓発と、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための対策を推進する。
- (エ) ストーカー・DV被害者の立場に立った迅速かつ的確な対処を図る。
- (オ) 性暴力被害の根絶を目指すためには、性犯罪の再犯防止を図る側面も大変重要であることから、性犯罪、性暴力加害者に対し、相談対応や社会復帰のための支援の強化に取り組む。
- (カ) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に係る許可を受けた営業者に対して、店頭にて一目で営業許可済であることが分かるような標章等を新たに用意し、無許可営業店の撲滅を図る。
- ⑦ 少年の非行防止と健全な育成
- (イ) 関係機関・団体等と連携し、少年の健全育成・立ち直り支援活動を推進する。
- (ウ) 非行少年等の街頭補導活動を推進する。
- (エ) 少年による大麻等薬物乱用事犯の未然防止対策を推進する。
- (オ) インターネット利用の児童ポルノ等少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化する。
- (カ) 少年相談の窓口の充実を図り、少年の非行・家出・児童虐待・いじめや自殺の未然防止及びその兆候の早期発見に資する。
- (ウ) 関係機関・団体・地域社会等の連携による少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進する。
- SNS等に潜む危険性の周知や犯罪被害防止の広報啓発活動を推進する。
- ⑧ 暴走族対策の推進
- (イ) あらゆる法令を適用した暴走族等取締りの推進を図る。
- (ウ) 県・学校・その他関係機関団体等と連携した暴走族追放機運の高揚を図る。
- (エ) 暴走族がい集し、暴走行為が行われ、または行われるおそれのある場所について、管理者と連携した道路改良等による暴走行為を防止する対策の推進を図る。
- (オ) 学校や暴走族相談員との連携及び保護者への支援を強化し、暴走行為の防止に関する情報収集や啓発活動を推進する。
- ⑨ 銃器・薬物の取締り強化等、生活の安全確保と良好な社会生活環境の形成
- (イ) 覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等薬物の乱用防止対策及び取締り並びに風俗環境の浄化活動を推進する。
- (ウ) 銃器と火薬類の不法所持の取締り、高压ガス等危険物による事故防止及び放射性物質の安全対策を推進する。
- 暴力団による拳銃発砲事件等の銃器犯罪を根絶するため、暴力団の武器庫及

び密輸・密売事犯を中心とした効果的な拳銃取締りの強化を図る。

- (イ) 特定商取引事犯及び利殖勸誘事犯に係る悪質商法やヤミ金融事犯など、社会問題化している県民生活を脅かす生活経済事犯の取締りを強化する。
- (ロ) 廃棄物事犯、不適正残土事犯、水質汚濁事犯等の環境犯罪対策を推進する。
- (ハ) 不正軽油防止対策のより一層の強化・推進を図る。
- (ヘ) 食品の偽装表示等、食の安全・安心に係る事犯の取締りを推進する。
- (ト) 住宅侵入窃盗・自動車盗・金属盗の予防対策、検挙対策を推進する。

#### ⑩ 来日外国人犯罪対策の推進

- (イ) 来日外国人の実態把握を図るとともに、地域安全対策の推進と来日外国人の保護を図る。
  - (ロ) グローバル化傾向にある外国人組織犯罪に対し、各種法令を効果的に適用し、犯罪組織の解明と壊滅を推進する。
  - (ハ) 不法滞在・不法就労外国人の取締りとともに、不法就労外国人を雇用する不法就労助長や在留カードの偽造などの犯罪インフラの摘発を図る。
  - (ト) 関係行政機関と連携した、在留外国人の安全の確保に向けた総合対策を推進する。
  - (ハ) 警察職員に対する各種外国語研修の充実を図る。
  - (ヘ) 県内を訪れる外国人観光客等が警察車両を容易に認識できるよう、パトカーへの「POLICE」表記を推進する。
- ⑪ 県民の要望・意見の把握と誠実な対応
- (イ) 各警察署に設置された警察署協議会の活性化を図る。
  - (ロ) 苦情申し出等に適切に対応し、県民の意見を反映させた業務の改善を図る。

## (2) 交通安全対策の強化

### ① 安全かつ円滑な道路交通環境の整備

- (イ) 歩行者・自転車利用者等の安全確保
  - 歩車分離式信号機・高齢者等感応式信号機・視覚障害者用信号機の整備、横断歩道等の設置、道路標識の視認性の向上を推進する。
  - 信号機のない横断歩道への安全対策を進めるとともに、歩行者横断点減機などを、横断歩行者の安全確保に資する物理的デバイスの1つとして道路管理者である自治体に提案する。また、交通指導取締り等、県民の歩行者保護意識の向上を図る取組についても併せて推進する。
  - 歩道・自転車道等の自転車通行環境の整備を働きかけ、自転車専用通行帯等の交通規制を実施して、自転車及び歩行者の安全確保対策を推進する。
- (ロ) 道路交通の安全と円滑化
  - ITSの活用、信号機の新設及び改良、効果的な交通規制、各種交通安全施

- 設の整備による交通危険箇所の解消などにより、交通の安全と円滑化を図る。
- 老朽化した信号機や道路標識・標示などの交通安全施設の計画的な整備を推進する。
- 交差点改良・環状道路・バイパスの整備及び付加車線・簡易パーキングエリアの整備を積極的に推進する。
- 交差点及び踏切の改良や立体化を推進する。
- 高速道路の対面通行区間の安全対策を促進する。

④ 総合的な駐車対策の推進

- 交通情勢及び道路環境の変化に対応した駐車規制の見直しを推進する。
- 慢性性・危険性・迷惑性の高い駐車違反を重点に取締りを推進する。

② 交通安全教育指針に基づく交通安全教育の推進

(イ) 官民一体となった交通安全教育体制の充実強化

(ロ) 生涯にわたる段階的かつ体系的な交通安全教育の実施

- 幼児から高齢者に至るまでの各年齢層に対し、心身の発達の度合いや、交通社会への参加の態様に応じた適切なカリキュラムによる交通安全教育を実施する。
- 自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、保護者に対しては、幼児や児童が自転車に乗車する際のヘルメットの着用の徹底を図るほか、全ての年齢層の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を推奨する。また、ヘルメットの着用向上のため補助金の創設等を検討する。

(ハ) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進

- 實際の交通の場面に即した安全な通行方法が習得できるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- 全ての自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」等を活用したルールの周知を徹底するほか、受講者の年齢層に応じ、その教育効果が高まるよう内容及び手段を工夫した交通安全教育等を推進する。

③ 交通安全活動の強化

- 飲酒運転根絶の見地からも、県内自動車運輸代行業の業務の適正化に向け必要な指導や支援を行う。

(イ) 高齢者の交通事故防止

- 警察や市町村、地域交通安全活動推進委員、交通安全母の会等との連携により、高齢者世帯を直接訪問しての具体的交通安全指導を推進し、高齢者の交通事故防止を図る。
- 認知機能検査及び高齢者講習を円滑に実施し、受検・受講待ちの一層の改善を図る。

- 市町村・交通安全協会・地域交通安全活動推進委員など、地域の安全教育機関との連携を強化し、安全教育ネットワークの充実を図る。
- 高齢運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- 夜間の交通事故防止のため、夕暮れ時のヘッドライトの早め点灯やこまめな上下切換の普及促進を図るほか、反射材の着用促進を図る。
- 運転に不安を感じている高齢運転者が、自主的に運転免許証の返納をしやすい環境を整備するため、各自治体に対し、免許返納後における移動手段の確保等、支援事業の拡充を働きかける。
- 自動車メーカーをはじめとする関係機関・団体等と連携し、安全運転サポート車の普及啓発を推進する。

(d) 青少年運転者の交通事故防止

- 安全運転管理者協議会や関係機関・団体と連携し、青少年が稼働する事業所における運転者管理の徹底と交通マナーの向上を図る。
- 警察と県教育庁の連携により、高校生に対する運転免許取得前の教育を充実する。

(e) シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

- 各種講習会などを通じ、全席シートベルトの着用及び適正なチャイルドシートの着用徹底を呼びかける。

(f) 横断歩行者の交通事故防止

- 歩行者に対する保護意識の向上及び横断歩道におけるルール遵守と安全な交通行動の促進を図る。

④ 運転者施策の推進

(i) 初心者運転教育の充実

- 指定自動車教習所において運転免許を取得しようとするものに対する教育及び取得時講習を充実する。

(ii) 運転免許取得後の教育の充実

- 実車による指導、視聴覚教材などの活用により、更新時講習、高齢者講習等の各種法定講習を充実する。
- 運転免許取得者教育認定期度を通じ、運転者に対する実技教育の拡大を図る。

⑤ 車両の安全性の確保

(i) 不正改造車両等に対する取締りを通じ、車両の安全性を確保する。

(ii) 安全性の一層の向上を図った車両の普及啓発を推進する。

(iii) 軽自動車の不正登録防止のため、関係省庁や団体等と連絡体制を確立し、不正登録等に関する情報交換を行うなど連携を密にし、各種対策を推進する。

⑥ 道路交通秩序の維持

(i) 取締りに必要な装備・資機材の充実を図るとともに、交通事故の発生状況を

- 踏まえ、交通事故防止に資する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。
- \* (iv) 通学路や生活道路における児童生徒や地域住民の安全を確保するため、通学路等における交通事故発生状況、地域住民からの取締り要望等を把握した上で、増強した移動式オービスの効果的運用と情報発信を図りつつ効果検証をしながら、更なる通学路等の安全対策を推進する。
- ⑦ 交通事故分析の高度化及び分析の成果の活用
- (i) 交通事故統計を多角的見地から総合的に分析し、交通事故の実態を的確に把握するとともに、交通事故分析の高度化・精緻化を図り、効果的な交通事故防止対策を推進する。また、交通事故分析の成果については、県民への情報提供を積極的に推進する。
- ⑧ 損害賠償の適正化
- (i) 自動車損害賠償責任保険の充実や無保険車両対策の徹底、自転車通学の全ての児童生徒に対する自転車保険の加入促進を図る。
- (ii) 交通事故相談所の活動の強化や自動車事故被害者等に対する支援制度の充実を図る。
- ⑨ 子供の安全確保
- 子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を推進する。
- (i) 登下校時の警察によるパトロールの強化を図るとともに、PTAや民間団体などの協力を得て地域ぐるみの見守り活動をさらに強化する。

### (3) 地震など大規模災害即応体制の整備

- \* 平成23年3月11日の東日本大震災では、東北地方から関東地方の沿岸部を中心に甚大な被害が発生した。この教訓から、行政の災害緊急事態の管理体制、被災者に対する救済・復興対策など、多くの課題を学んだ。何よりも、「災害に強い県土づくり」「災害に強い都市づくり」が重要であることを知らされた。国の「首都直下地震モデル検討会」では、本県の38市町村で震度6弱以上の揺れを観測する可能性があるとされており、茨城県沖で30年以内にM7.0～7.5の地震が80%程度の確率で起きるとの予測が政府の地震調査研究推進本部から公表されている。また、台風・大雨などの大規模自然災害や火災などの恐れもあることから、地域住民の安全を確保するため、県が改定した地域防災計画等を踏まえ、災害即応体制の充実強化を図るとともに、災害に強い県土づくりを推進する必要がある。

- ① 災害緊急事態の危機管理体制の構築
- (i) 危機管理体制の拠点として整備された防災センターの適正な管理運営を図る。  
○ 防災情報ネットワークシステムについては、東日本大震災等を踏まえ、関連システム等との連携機能強化等を図る。

- 防災情報ネットワークシステムを活用して、迅速・的確に災害時における情報収集・伝達を図る。
  - アマチュア無線等民間の無線網を活用した情報伝達体制の確立を図る。
- (a) 緊急時における円滑な交通秩序の確立を図る。
- (b) 住民への情報提供を促進するため、洪水ハザードマップ・津波ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを作成する市町村への技術支援を行う。
- (c) 災害時における対外交渉や災害対応を迅速に行うため、災害対策本部と議会との連携体制の強化を図る。
- (d) 首都直下地震に備え、東京都などとの連携による支援体制を構築する。
- (e) 災害の広域化や発災直後の避難所の設置などの初動対応に的確に対応するため、いばらき災害対応支援チームや県職員による人的支援体制の充実を図る。
- (f) 総合防災訓練について、大規模災害に対応するための広域連携を想定した訓練種目の見直しや市町村の実情に応じた開催方法を市町村の意見も聞きながら検討する。
- (g) 緊急時や災害時に、障害者や高齢者、外国人など一般的に情報が届きにくいと言われている人々にも、必要な情報が確実に届くよう、テレビ放送における字幕表示について国等に働きかけるとともに、県防災・危機管理ポータルサイトにおける災害関連情報の多言語表記について県民に広く周知する。
- (h) 市町村の業務継続計画の中で、国が必ず定めるべきとした「電気、水、食料等の確保」「災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保」など重要な6要素全てを盛り込んでいない市町村については、内容の充実を図るため、実効性の確保に向けた支援を強化する。
- ② 被災者の救助・救援体制の確立
- (i) 他都道府県等との広域的な相互応援体制の充実を図る。
- (j) 警察・消防（救急車・消防車）・自衛隊などによる緊急救助体制を確立し、地域住民による避難訓練を実施する。
- 特にレスキュー隊の育成とともに、救助資機材の整備を進める。
  - 各種防災用品の備蓄庫及び各地区の防災拠点の整備を進める。
  - 現役自衛隊員、隊友会等O Bの方々の協力を得て、各自治体住民の25%程度が何らかの形、又、どこかで訓練に参加できるよう計画の策定に着手するよう努める。
- (k) 病院のネットワークと仮設病院設営・医療機材・薬品等の備蓄を図る。
- (l) 衣・食・住関連など、資機材の備蓄を進める。
- 各種生活用品の備蓄基地とともに、各地区の防災拠点の整備を図る。
  - 使用期限のある備蓄品については、無駄のない在庫管理ができるよう、備蓄方法を検討する。

- 車中泊避難者に係るエコノミークラス症候群などの血栓症対策として、血流を促す「弾性ストッキング」の備蓄を促進する。
  - 人工呼吸器などの医療機器を使用する在宅医療患者について、災害時に必要な電源が確保できるよう体制の整備を図る。
  - 輸送・組み立てなどに当たるマンパワーや企業・グループの育成を図る。
  - 地域社会に身近な郵便局が食料などを備蓄し、災害時に県からの支援が届くまで緊急的、一時的に住民を支援するなど、郵便局との防災に関する連携を検討する。
- (イ) 被災者の精神的疲労に対応するため、相談体制の整備を図る。
- (ロ) 福祉専門職からなる災害派遣福祉チームの派遣に伴う活動費用の制度化を国に対して働きかける。
- (ハ) 災害時において被災者支援に関わる多様な主体間の活動を調整する中間支援機能を担う団体の育成を検討する。
- (ケ) 公共施設、各種公園、小・中・高校・大学など避難場所の指定とともに、周知の徹底を図る。
- 地域における防災・避難拠点として、防災上の環境整備を進める。
  - 指定避難所の非常用電源設備は、過半数の施設が未整備の状況にあるので、国の支援制度の積極的な活用を強く働きかける。
  - 公共施設等への災害対策用LPGガス設備等の導入を一層促進する。
  - 各施設における避難受け入れの対応マニュアルを作成する。
  - 避難所における食生活、ごみ処理・トイレ等生活環境の快適性を図る。
  - 熊本地震で車中泊する避難者が多かったことから、商業施設や公共施設の大規模駐車場を「屋外避難所」として活用できるよう、支援体制を整備する。
  - 県が主導して「避難所外被災者」の対策を進め、車中泊などによる関連死を防ぐ取り組みを推進する。
  - 市町村が授乳室やおむつ替えスペースなどを避難所に整備する際に、県が支援する制度の創設を検討する。
  - 避難所における性被害防止のため、平時からの呼びかけや啓発を実施するとともに、着替えや授乳時など、特に配慮が必要な女性や子どもに対する性被害防止に向けた環境の整備に取り組む。
- (リ) ごみ・し尿等の処理体制の確立を図る。
- (メ) 被災者への低利融資制度の支援と公営住宅確保を図る。
- 仮設住宅は、被災者の立場に立った仕様・設備を準備する。
- (ハ) 液状化被害に対する復旧・復興のため、市町村への液状化対策に関する情報提供等の支援を実施する。
- また、都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)について、補助要件の緩和

を図る。

- (ア) 県社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する市町村と市町村社会福祉協議会の役割の明確化や、同センターの設置・運営訓練等の推進に取り組む。
- (イ) 福祉避難所について、場所の周知をより一層徹底するとともに、現場スタッフの資質の向上を図る。
- (ウ) 全国社会福祉協議会の提言（令和元年9月）を踏まえ、被災者への福祉的支援活動の拠点整備を推進する。
- (エ) 食物アレルギーに対応した食料を避難所で提供できるよう、食物アレルギーに対応した食料の備蓄を積極的に進めるとともに、市町村に対して、備蓄の実施や備蓄量の増加を働きかける。

また、市町村に対して、避難所における食物アレルギーを有する者の把握方法、対応食料の提供方法、アレルギー症状が出た場合の対応などについて、事前に定めておくように促す。

- (オ) コロナ禍においては自主防災組織が参加する訓練など住民同士の接触に制約がかかるなどを考慮して、「我が家のタイムライン」などのツールを活用した効果的な取組を進め、地域における防災対応力を維持する。

- \* (カ) 市町村においては、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の個別避難計画を作成しているところであるが、進捗状況にばらつきがあるため、県において、県内統一の取組を推進することにより、市町村の計画作成を支援する。支援者がいない避難行動要支援者の避難支援体制の整備に向け、自主防災組織や消防団などの地域の関係者による避難支援の担い手の確保について、市町村へのヒアリングにより、災害ハザード内の地区ごとの課題を把握し、解決に向けて市町村とともに検討するなどして、今年度中に全ての市町村において避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図る。

### ③ 身元不明死体等の適切な取扱いの推進

- (イ) 検視場及び遺体安置所の確保
  - 建造物等の倒壊、津波に呑み込まれるなど災害の罹災によって死亡した死体の検視場所及び遺体安置所、納体袋、棺等を確保する。
- (ウ) 災害等の罹災により行方不明となった家族等の相談窓口の設置
  - 災害等で安否確認出来ない等行方不明者の家族等の相談窓口を設け、身元不明死体の検視時に得た身元確認資料と、行方不明者本人及び家族等の身元確認資料の採取のため、安置所に隣接する場所に行方不明者等相談窓口を設置する。
- (エ) 災害用の身元不明死体情報の県警ホームページへの登載
  - 死体番号、検視場所、発見年月日、死体の身長・体格・着衣・所持品・復顔

## 似顔絵の登載

### ④ ボランティアの育成

- (イ) ボランティア活動への参加を啓発・奨励するとともに、組織化・ネットワークづくりを図る。
  - 高校・大学や医療関係機関におけるボランティア教育を進める。
  - 子供たちがボランティア活動の意義を理解し、災害ボランティアへの関心を高めるため、市町村教育委員会や学校へ働きかけ、児童生徒の防災意識の醸成に努める。
- (ロ) 研修会等を実施し、専門的知識を持った災害ボランティアリーダーの養成を図る。
  - 茨城県社会福祉協議会の実施する災害ボランティアリーダー研修等を支援するとともに、災害派遣の統一した支援体制の整備を図る。
- (ハ) 勤労者のボランティア活動を助長するため、ボランティア休暇制度の拡充を図る。
- (ニ) ボランティア保険の拡充を図る。

### ⑤ 災害に強い県土・地域づくりなど防災対策の強化

- (イ) 東日本大震災クラスの地震を想定した耐震診断と補強対策を推進する。
  - 県・市町村の庁舎、公民館(文化施設)、学校など教育施設・鉄道・道路・橋梁・港湾・医療・消防施設など公共公益施設
  - 水道・電気・通信・ガス・下水道などライフライン施設
  - 文化財・神社・仏閣など歴史的文化施設
  - 原子力施設や火力発電所・鹿島臨海工業地帯・つくば研究学園都市など企業立地帯・倉庫・化学工場・石油・ガス類貯蔵施設
  - 河川の堤防や農業用ため池、地滑り・崖崩れなどの危険箇所の点検と対策
- (ロ) 既存建築物の耐震対策、被災建築物の2次災害の防止のための応急危険度判定士制度、危険ブロック撲滅対策など、各種建築物防災対策を推進する。
  - 耐震改修促進計画に基づき、全市町村と一体となって、耐震診断を工事につなげるための耐震改修補助制度の創設など、住宅等の民間建築物の耐震化を促進する。また、東海第二発電所から30キロ圏内の耐震化率の把握に努める。
  - 木造住宅の耐震化を促進させるためには、耐震化に対する県民の意識の向上が必要であることから、普及啓発のため市町村単位での耐震化率などの公表に向け、市町村ごとの診断率・改修率など実態把握に努める。
- (ハ) 県内の地層・活断層の調査・研究や地震予知網の強化とともに、被害予測システムの適正な運用及び保守を行う。
- (ニ) 首都直下地震の避難者受け入れなどを考慮し、かつ教育機能や物流機能を備

えた、基幹的防災拠点に準じる広域防災拠点施設の整備を図に働きかける。

④ 公共施設や企業などの防災機能の強化とともに、地域や企業における自主防災組織の育成強化を図る。

- 平成27年9月の関東・東北豪雨において、避難勧告の在り方が改めて課題となつたことから、多くの情報の中から重要な情報をつかみ、首長の判断につなげる、災害の専門性を持った職員の育成を支援する。

⑤ 被害からの早期復旧のため、地震保険の加入を促進する。

⑥ 無電柱化を推進し、災害時の通行障害の防止や緊急輸送ネットワークの確保のほか、安心で快適な通行空間の確保を図る。

- 県地城防災計画に指定した県管理の緊急輸送道路区域において、電柱による占用を禁止する措置を適用することについて、電気事業者及び電気通信事業者、警察、市町村等と協議を継続する。

⑦ 西日本豪雨災害では、避難指示等が出されていたにもかかわらず、避難しない住民の存在が課題となつたことなどを踏まえ、改めて住民の防災意識を高める取り組みとともに、これまでの防災対策の強化を図る。

⑧ 桑名市道路啓開計画（案）について、様々な課題の整理と具体的な改善策の検討を進め、計画の実効性を高めるよう努める。

⑨ 消防防災体制の整備・充実

⑩ 県内消防本部（局）の広域化及び共同指令の全県一元化を推進する。

- 災害の多様化に対応した市町村の消防体制の整備を図るため、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに、県域（一本化）での広域化も視野に入れた検討を行い、対象市町村に対する支援の充実を図る。

- いばらき消防指令センターへの未加入消防本部の加入促進を行い、共同指令の全県一元化を推進する。

⑪ 傷病者の救命率の向上を図るために、救急高度化対策を推進する。

- 高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材とAEDなどの整備を推進する。
- 搬送途上において高度な救急救命処置を実施できる救急救命士の養成を図る。
- 心肺蘇生法を含めた応急手当の知識や技術が広く普及するよう、県民への普及啓発活動を積極的に推進する。

- 真に緊急を要し、救急車を必要とする傷病者が迅速に利用できるよう、県民への適正な救急車利用の普及啓発を図る。

⑫ 消防施設、防災体制の計画的・重点的な整備を進める。

- 防災行政無線が緊急時に停電しても使用できるよう、庁舎用自家発電装置を設置するなど信頼性の向上に努めるとともに、機能の高度化と全国ネットワークの強化を図る。

- 耐震性貯水槽・河川・池・井戸などの消防水利や各種防災施設の整備を推進する。

- 住民への知識の普及及び通信網の整備充実
- (ニ) 防火対象物の消防用設備等点検報告率向上のため、広く県民及び防火対象物の関係者へ制度の周知を図る。
- (メ) 消防団員の年額報酬や出動報酬の引き上げを行う等、待遇の改善を図るほか、「消防団応援の店」制度の拡充を促進するなど、消防団の充実強化に努める。
- (ハ) 地域防災体制の一層の整備を図るため、公益財團法人茨城県消防協会を育成強化する。
- (ト) 海難防止及び海上保安体制の強化を進める。
- (チ) 県立消防学校について、施設改修計画や教育資機材の整備更新計画に基づき、教育機関としての機能を損なわないよう長寿命化を図りつつ、建替えを含め、そのあり方を検討するとともに、消防学校を活用し県民の防災教育に努める。
- (リ) 全国的に水防団員の減少や高齢化が進行し、地域防災力の低下が懸念されていることから、水防団員の確保等による水防体制の強化について一層取り組む。
- (ヌ) 関係者が連携した対策を実施できるよう合同巡視などの機会を通じ、役割を確認するとともに、新たに技術的に簡便な新工法を水防団員の教育課程に組み込むなど技術の習得を図り、水防訓練をより実践的な内容にするなどし、水防訓練の今後の在り方を検討していく。

#### (4) 産業保安の確保

- ① 多様化している高圧ガスや火薬類等による災害の未然防止を図るために、業界・団体及び事業所における自主的な保安活動を促進する。
- ② L P ガス一般消費者の事故防止を図るために、消費者の安全意識高揚に努めるとともに、保安の高度化対策を推進する。
- ③ 大規模ショッピングセンターへのガソリンスタンド併設での安全確保対策として、ガイドライン等の策定に向けた検討を進める。

#### (5) 河川の改修と治水事業の促進

\* 本県河川の改修は、暫定改修済区間を含めても令和5年度末の改修率は58.6%と低く、水害常襲地域及び危険区域が多い。ひとたび集中豪雨に見舞われると、水害常襲地域及び危険区域に住む多くの住民の生命と財産が危険にさらされることになるため、関係機関と調整を図りつつ、早急な河川改修や洪水被害防止策を推進する必要がある。併せて民間事業者による砂利採取事業の活用を図る必要がある。また、河川は水害防止や利水のためだけではなく、河川空間の利活用を含めた河川環境整備などを進める。さらに、流域治水の考え方に基づき、河川改修などのハード対策のみならず、水位情報や監視カメラ画像等のリアルタイム配信、ダムの事前放流などソフト対策も進める。

- ① 那珂川改修の促進を図る。
  - (イ) 那珂川下流部（JR常磐線から下流区間）の改修
  - (ロ) 那珂川中流部の遊水地事業（大場及び御前山遊水地）
- ② 利根川改修の促進を図る。
  - 利根川下流部、神栖市（旧波崎町の無堤区間）の改修
- ③ 鬼怒川改修の促進を図る。
- \* ④ 県管理河川改修事業について、社会資本整備重点計画に基づき、積極的な推進を図る。
  - 恋瀬川、桜川（筑波及び真壁工区など）、中丸川、女沼川など中小河川についても改修事業を進める。
- ⑤ 農地の基盤整備事業、土地区画整理事業などに関連した河川の改修を促進する。
- ⑥ 河川空間の多様な生態系に配慮する多自然川づくりを推進する。
- ⑦ 河川景観の美化、憩いの場づくりなど水辺環境の整備を進める。
  - 涸沼川、前川、滝川について、水辺空間づくり河川整備事業を進める。
- ⑧ 県管理河川の適切な維持管理や監視体制の強化を図る。効率的な維持管理のため、全ての橋梁に二級基準点の設置を推進する。
- ⑨ 河川の環境整備のため、繁茂・堆積する竹木やごみ等の撤去費用に対する助成などを検討する。
- ⑩ 河川管理施設に支障が出ないよう、ナガエツルノゲイトウに代表される特定外来生物の除去作業を行う。

## (6) 海岸の整備

近年、顕在化している海岸侵食や海岸災害を未然に防止するとともに、海洋レクリエーション利用需要の拡大に対応するため、環境と利用に配慮した海岸保全施設等の整備を推進する。

- ① 津波・高潮・侵食による災害を防止するため、海岸保全施設の整備を進める。
  - (イ) 津波・高潮対策として、堤防、消波工等の整備に努める。
  - (ロ) 侵食対策として、防護上必要な砂浜の維持・回復を図るとともに、崖海岸の保全対策に努める。
- ② 海岸からの飛砂や潮害を防止するため、海岸防災林造成事業を推進する。

## (7) 土砂災害防止対策等の推進

土石流、地滑り、崖崩れ等の土砂災害から県民の生命・身体を保護するため、土砂災害防止施設整備のハード対策と、「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の指定等によるソフト対策を合わせた総合的な土砂災害対策を実施し、災害防止及び被害の軽減に努める。

また、最近頻発しているゲリラ豪雨や竜巻など、狭い地域に甚大な被害をもたらす局地災害の被害者への適切な支援が行われるよう、国に対しての働きかけを行う。

- ① 保全人家の多い土砂災害警戒区域等のうち、避難場所や避難経路、要配慮者利用施設を保全対象に含む箇所や実際に崖崩れが発生した箇所等について、優先的に土砂災害防止施設整備事業（ハード対策）を実施する。
- ② 地震等の影響により地形的条件が変化した場合や、新たに土砂災害防止施設等が設置された場合等に、土砂災害警戒区域等の解除又は範囲の変更について、柔軟かつ迅速に対応する。また、住民への周知・啓発に取り組む。
- ③ 竜巻被害や頻発するゲリラ豪雨でみられるように、現行の被災者生活再建支援法は、個々の被災者が甚大な被害を受けた場合であっても、一定数以上の住家の全壊等が認められない場合は適用されないことから、適用条件の緩和や上限額の引き上げ、半壊世帯についても支援対象となるよう、制度見直しを国に働きかける。